

## 第2次

# 岩国市一般廃棄物処理基本計画

(素案)

ともに創る持続可能な社会

～豊かで美しい自然を未来へ引き継ぐために～

令和 年 月

岩 国 市



# 目 次

## 第1編 計画策定の趣旨

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 第1節 計画策定の狙い .....                | 1 |
| 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け .....       | 2 |
| 第3節 計画の期間 .....                  | 3 |
| 第4節 計画対象廃棄物 .....                | 4 |
| 第5節 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画の関係 ..... | 5 |

## 第2編 岩国市の都市特性

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第1節 岩国市の位置・歴史 ..... | 6 |
| 第2節 岩国市の主要指標 .....  | 7 |

## 第3編 ごみ処理基本計画

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1節 ごみ処理の現状と課題 .....               | 20 |
| 第2節 基本理念 .....                     | 35 |
| 第3節 基本方針 .....                     | 36 |
| 第4節 数値目標 .....                     | 37 |
| 第5節 計画の体系 .....                    | 55 |
| 第6節 ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進 .....      | 57 |
| 第7節 食品ロス削減推進計画（本計画に盛り込む個別計画） ..... | 82 |
| 第8節 ごみの適正処理の啓発と推進 .....            | 87 |
| 第9節 環境美化の推進 .....                  | 99 |

## 第4編 生活排水処理基本計画

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 第1節 水環境、水質保全に関する状況 .....  | 102 |
| 第2節 生活排水処理の現状と課題 .....    | 104 |
| 第3節 基本理念 .....            | 111 |
| 第4節 基本方針 .....            | 112 |
| 第5節 計画・施策の体系 .....        | 113 |
| 第6節 生活排水の処理主体 .....       | 114 |
| 第7節 生活排水の処理計画 .....       | 115 |
| 第8節 生活排水処理の推進 .....       | 117 |
| 第9節 し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進 ..... | 125 |

## 第5編 計画の進行管理

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 第1節 計画進行管理手法 ..... | 137 |
| 第2節 計画進行管理指標 ..... | 138 |
| 第3節 進行管理体制 .....   | 139 |







## 第1編 計画策定の趣旨

「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。  
錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より 350 年を迎えます。



## 第1節 計画策定の狙い

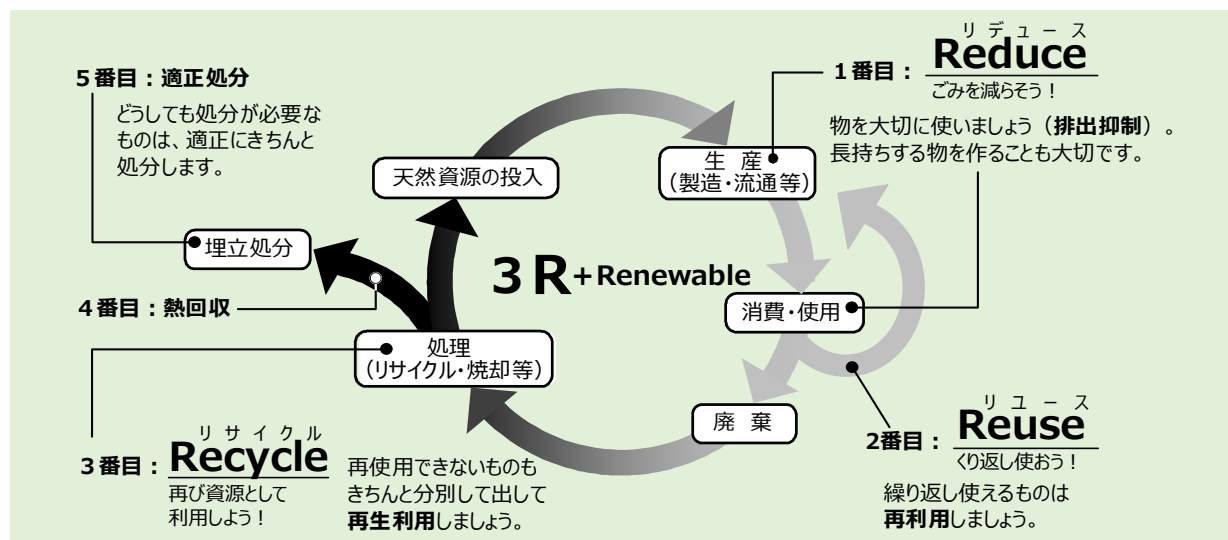
これまでの私たちの生活は、物質的な豊かさに重きをおく生活様式や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動に伴い、生物多様性の損失や物質循環の環を断ちその健全な循環を阻害するなどの問題に加え、気候変動（地球温暖化）、世界的な鉱物資源等の需給逼迫、さらには海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響など、地球規模での問題を生じさせており、これらの課題解決に向けて様々な取り組みが進められています。

これらの課題解決に向けた取り組みの一つとして、環境省では、天然資源の消費抑制や環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」形成を目指すため、平成12年3月に循環型社会形成推進基本法を施行しました。平成30年3月には「質」にも着目した循環型社会形成や、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みに経済的、社会的側面にも視野を広げた第四次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。現在では、循環経済（サーキュラーエコノミー）推進に向け、第五次循環型社会形成推進基本計画策定の審議が進み、計画原案が示されたところです。

岩国市（以下「本市」という。）では、一般廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指すため、平成21年1月に「循環型社会へチャレンジ ～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～」をサブタイトルとする岩国市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、平成26年3月、平成31年3月に改定（以下、改定後の計画を「既定計画」という。）を重ね、市民・事業者・行政が協働して、ともに創造して循環型社会づくりに取り組んできました。その成果として既定計画に掲げた目標のうち、収集ごみに関するごみ発生・排出削減目標は概ね達成されましたが、直接搬入ごみに関するごみ発生・排出削減目標やリサイクル目標は達成できなかったことから、一層の取り組み推進が求められます。

コロナ禍では、適正な処理のために講ずるべき対策や、廃棄物処理体制の維持が大きな課題となりました。また、循環経済への移行、脱炭素への貢献といった観点から、令和2年7月より「レジ袋有料化」、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村の役割として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化（再商品化）」が求められています。さらに、食品ロスの削減や環境教育の充実など、市民・事業者との連携をより深めていく必要があります。以上を踏まえ、既定計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を新たに策定するものとししました。

### ◆国が進める循環型社会形成のイメージ



## 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、本市が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

本計画は、図1-1に示すように、国の法律・計画等並びに山口県の計画等との調和を図っています。

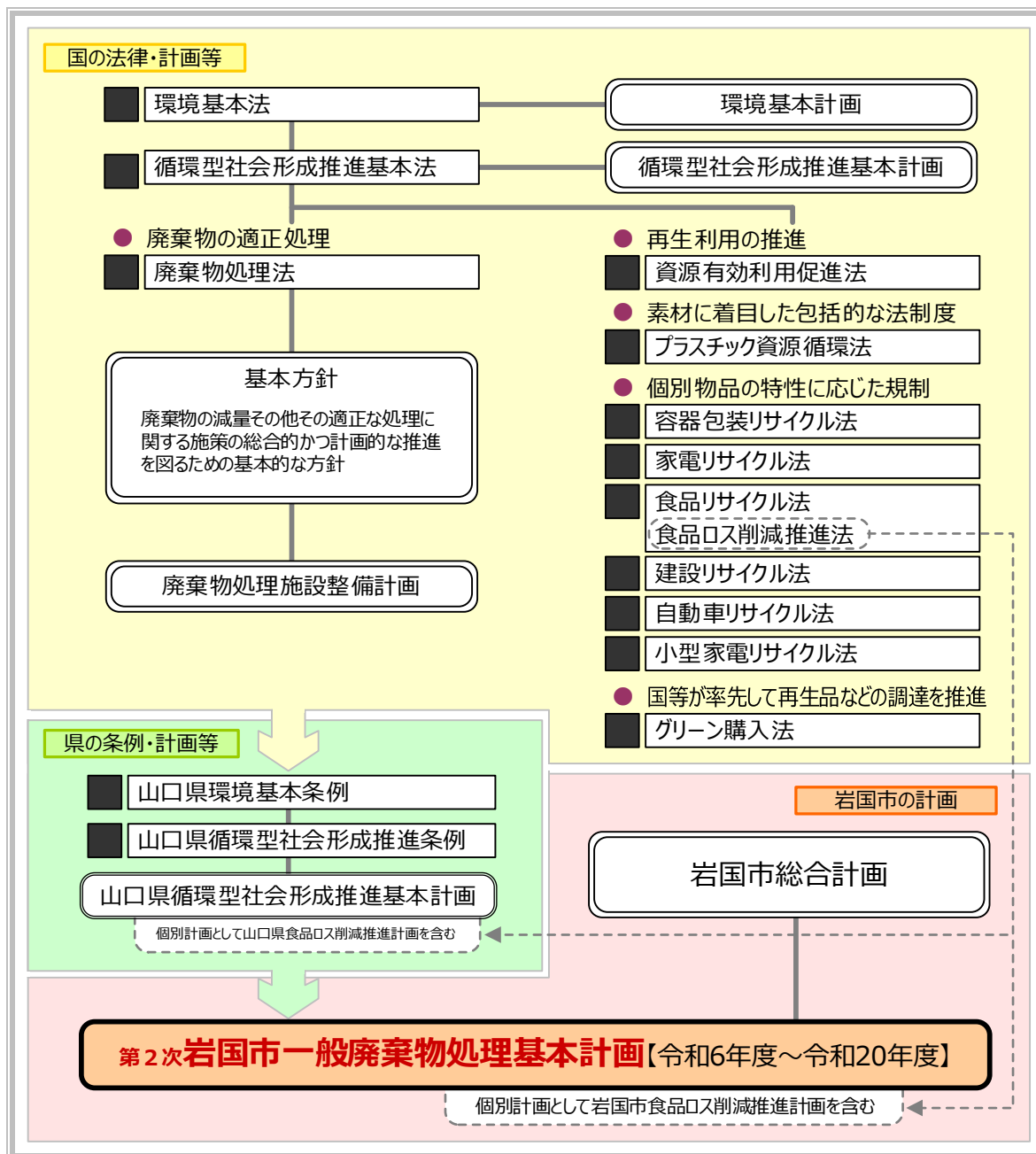


図1-1 本計画の位置付け

### ◆一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠について

「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年法律第137号）」第6条第1項で、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』とされています。

### ◆食品ロス削減推進計画策定の法的根拠について

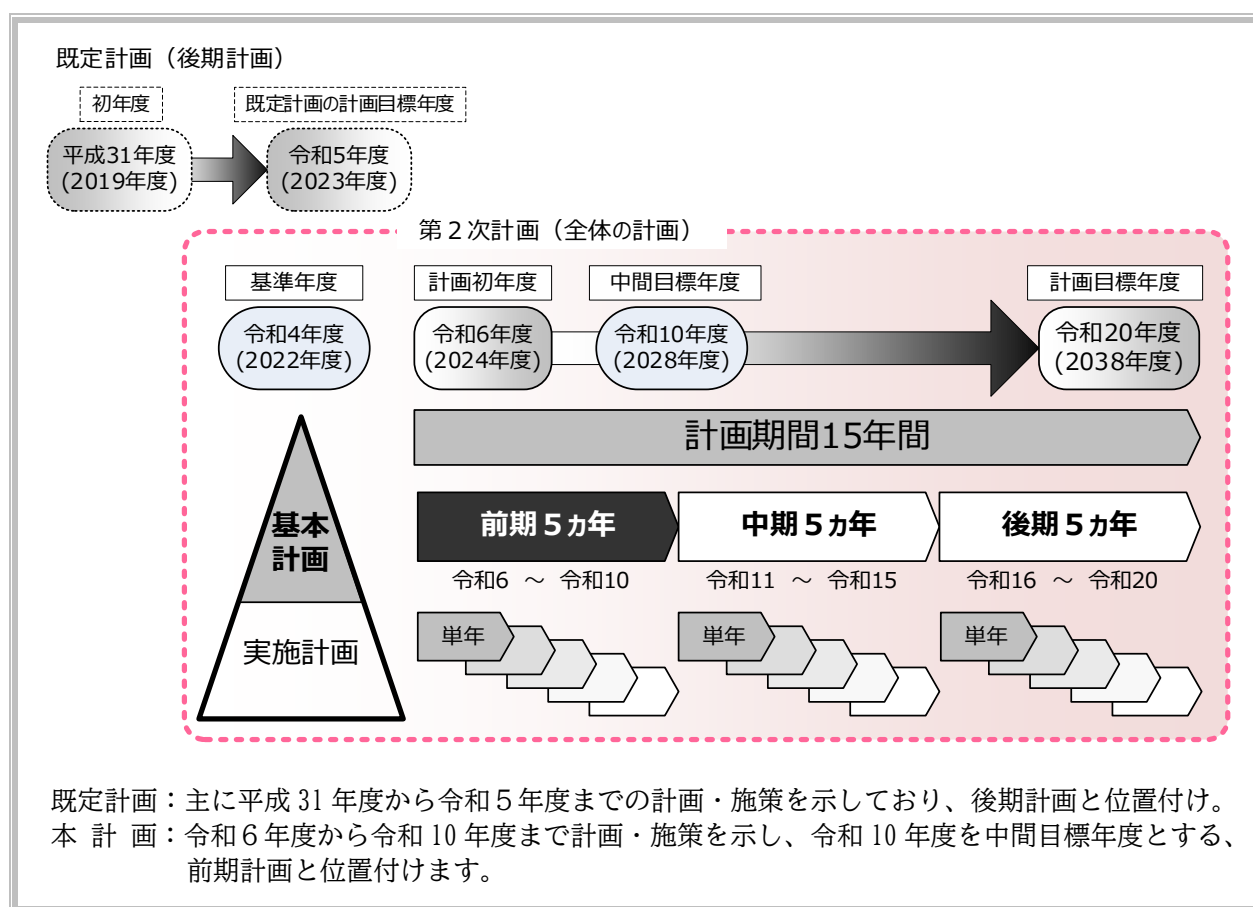
「食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律、令和元年法律第19号）」第13条第1項で、『市町村は、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。』とされています。

### 第3節 計画の期間

既定計画は、平成 21 年度から令和 5 年度の 15 年間を全体の計画の期間、平成 31 年度から令和 5 年度の 5 ヶ年を計画の期間とする後期計画として、平成 30 年度に改定しました。

本計画の期間は、図 1-2 に示すとおり、令和 6 年度を初年度として令和 20 年度を計画目標年度とする 15 年間の計画とし、第 2 次岩国市一般廃棄物処理基本計画として新たに策定するものです。また、本計画の期間中で 5 ヶ年を区切りとして前期、中期、後期と位置付け、本計画では、前期において重点的に推進する施策等を具体的に示します。

なお、ごみの発生・排出抑制目標等の数値目標を定めることから、令和 4 年度を基準年度として、令和 10 年度を中間目標年度とします。



■ 図 1-2 本計画の期間

#### ◆ 計画目標年度、基準年度等について

中間目標年度 ⇒ 令和 10 年度

- ・ 中間目標年度は、概ね 5 年ごとに改定するとされることから、計画初年度より 5 年先となる令和 10 年度とする。

計画目標年度 ⇒ 令和 20 年度

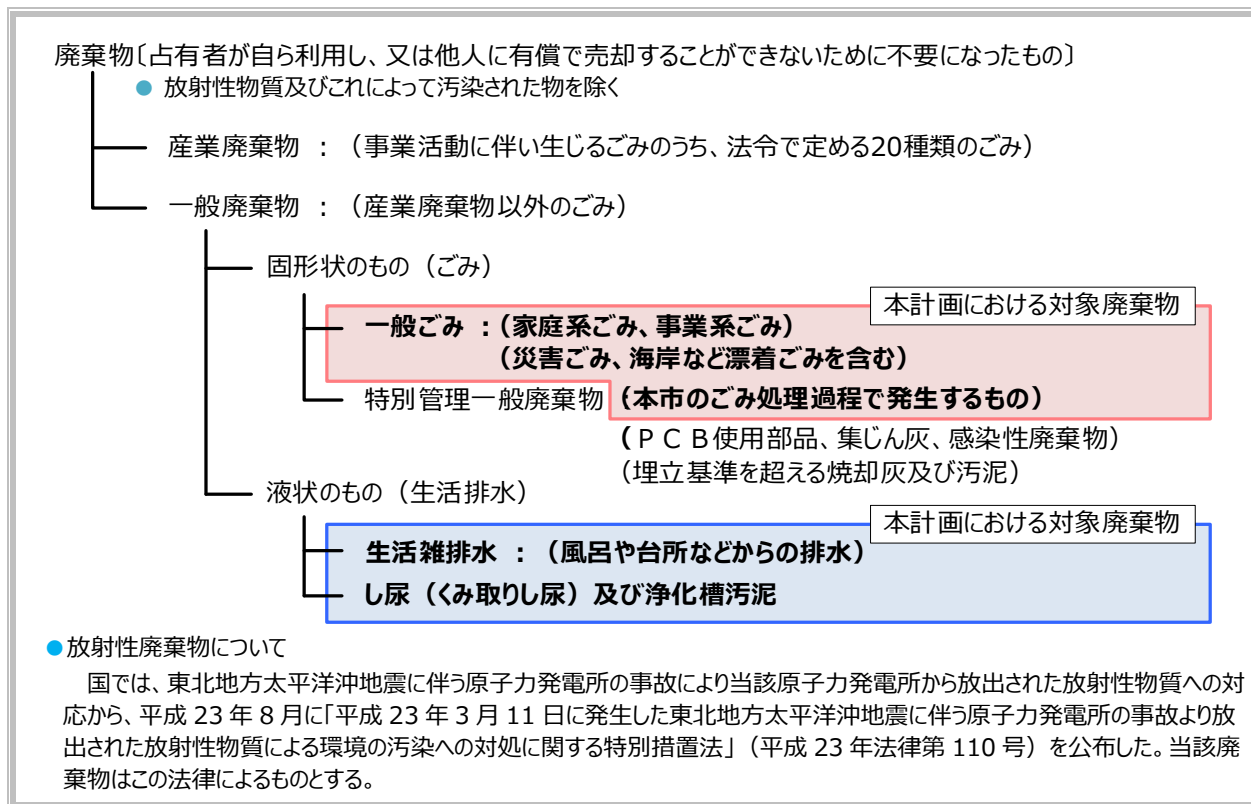
- ・ 計画目標年度は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先におくとされていることから、計画初年度より 15 年先の令和 20 年度とする。

基準年度 ⇒ 令和 4 年度

- ・ 基準年度は、ごみ発生・排出削減目標値を設定するための現況を示すもので、本計画では、最新年度である令和 4 年度とする。

## 第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図 1-3 の通り一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの処理方法は表 1-1 の通りとします。



■ 図 1-3 本計画の対象廃棄物

■ 表 1-1 本計画において処理対象外とするごみと処理方法

| 区 分             | 処 理 方 法                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P C B使用部品       | 本市では取り扱わない。専門業者へ引き渡す。                                                                                                                                                                                           |
| 集じん灰            | 本市では取り扱わない。専門業者へ引き渡す。<br>（本市管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）                                                                                                                                                             |
| 感染性廃棄物          | 本市では取り扱わない。薬局や医療機関等へ引き渡す。                                                                                                                                                                                       |
| 家電リサイクル法対象品目    | エアコン、テレビ（液晶、プラズマを含む）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、販売店へ引き渡し、指定場所への持込みとする。                                                                                                                                                  |
| パソコン            | パソコンは、再利用やリサイクルすることが法律で義務付けられており、自治体で<br>ごみとして引き取れません。<br>・ 製造者等の引き取りとする。（資源有効利用促進法）<br>・ 使用済小型家電回収ボックスに投入可能なものは回収する。（小型家電リサイクル法）<br>・ 国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル㈱へ、宅配業者による回収を依頼する。                                |
| その他本市で指定する処理困難物 | 以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者へ引き渡す。<br>・ 廃タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、消火器、ピアノ、浴槽、太陽熱温水器、太陽光パネル、自動車及び部品、船舶等<br>・ 注射器等医療器具、劇薬・塗料・シンナー・廃油・石油等の入っている缶やびん、その他爆発や火災の原因となる危険なもの<br>・ 農機具、農業用ビニール、農薬<br>・ バイク、コンクリート、土、石、砂、建設廃材等 |

## 第5節 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画の関係

持続可能な開発目標（SDGs）では、先進国を含む国際社会全体の2030年（令和12年）に向けた環境・経済・社会についてのゴールが示されています。国連に加盟する我が国では、平成27年9月の国連サミットでSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が採択されたのち、国が策定する環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画へ織り込まれました。

私たちが現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を忘れてはなりません。岩国市でも、第3次岩国市総合計画（令和5年3月）において、持続可能な開発目標（SDGs）を施策毎に位置付けており、本計画でもこれらと整合を図ったものとしています。



■ 図 1-4 第3次岩国市総合計画で位置付けられる本計画に関連する SDGs







## 第2編 岩国市の都市特性

「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。  
錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より 350 年を迎えます。



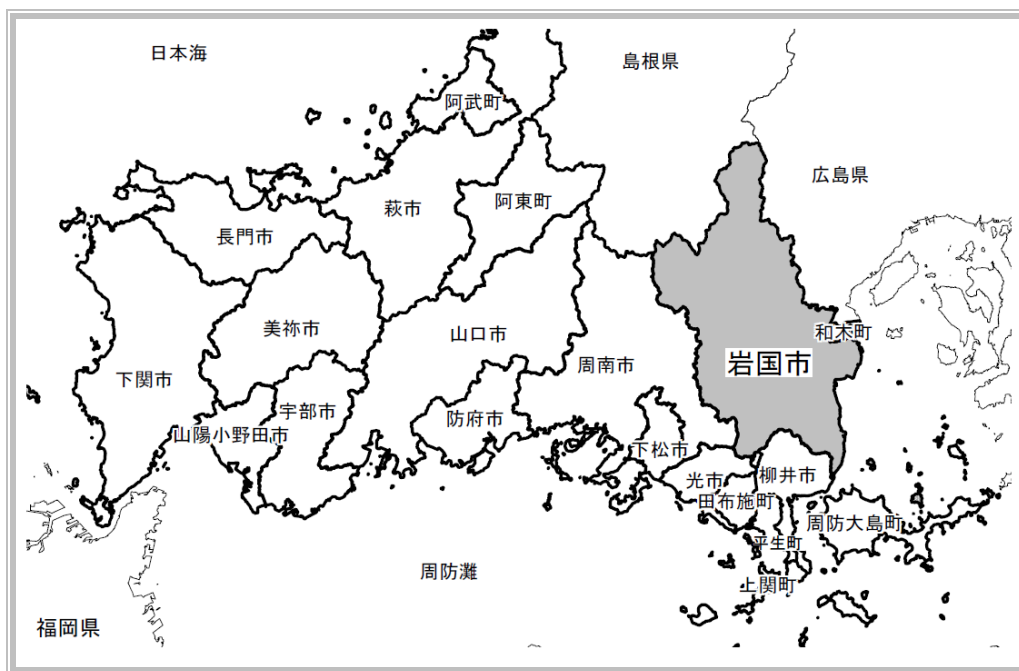
## 第1節 岩国市の位置・歴史

本市は、山口県の東端に位置し、北部には県内最高峰となる寂地山をはじめとして 1,000m を超える山々が連なる西中国山地国定公園が、沿岸部には瀬戸内海国立公園があり豊かな自然に恵まれています。本市の中心には山口県内最大の河川である錦川が豊かな水をたたえ、島田川、由宇川などその他の水系を中心に盆地や平野が形成され、美しい景観を形作っています。

本市の産業は、古くから、東西の交通を結ぶ山陽道の宿場町として発展するとともに、木綿織りや和紙の生産、農林業が栄え、山口県東部の中心地として発展してきました。それらの産業を基礎に、臨海部に各種の工場が設置され、石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきました。

また、戦後、米海兵隊岩国航空基地が置かれ、近年では平成 30 年 3 月末に厚木海軍飛行場より空母艦載機の移駐が完了するなど、基地のまちとしての色合いが濃くなっています。基地の飛行場では、平成 24 年 12 月に軍民共用の岩国錦帯橋空港として、民間活用が始まっており、山陽新幹線、山陽自動車道と合わせて陸空の利便性の良さが本市の特徴となっています。

こうした特徴を活かし、あなたの暮らしの「ちかくに いわくに」というキャッチコピーを掲げ、「国際性を育む体験がちかくに」「子どもの健やかな成長のちかくに」「子育てのちかくに」「東京など都市部がすぐちかくに」を、あなたのちかくにある岩国の 4 つの魅力としてシティプロモーションを行っています。訪れたい、暮らしたい、暮らし続けたい、と選ばれるまちとしての魅力を市内外に積極的に発信し続けています。



■図 2-1 本市の位置

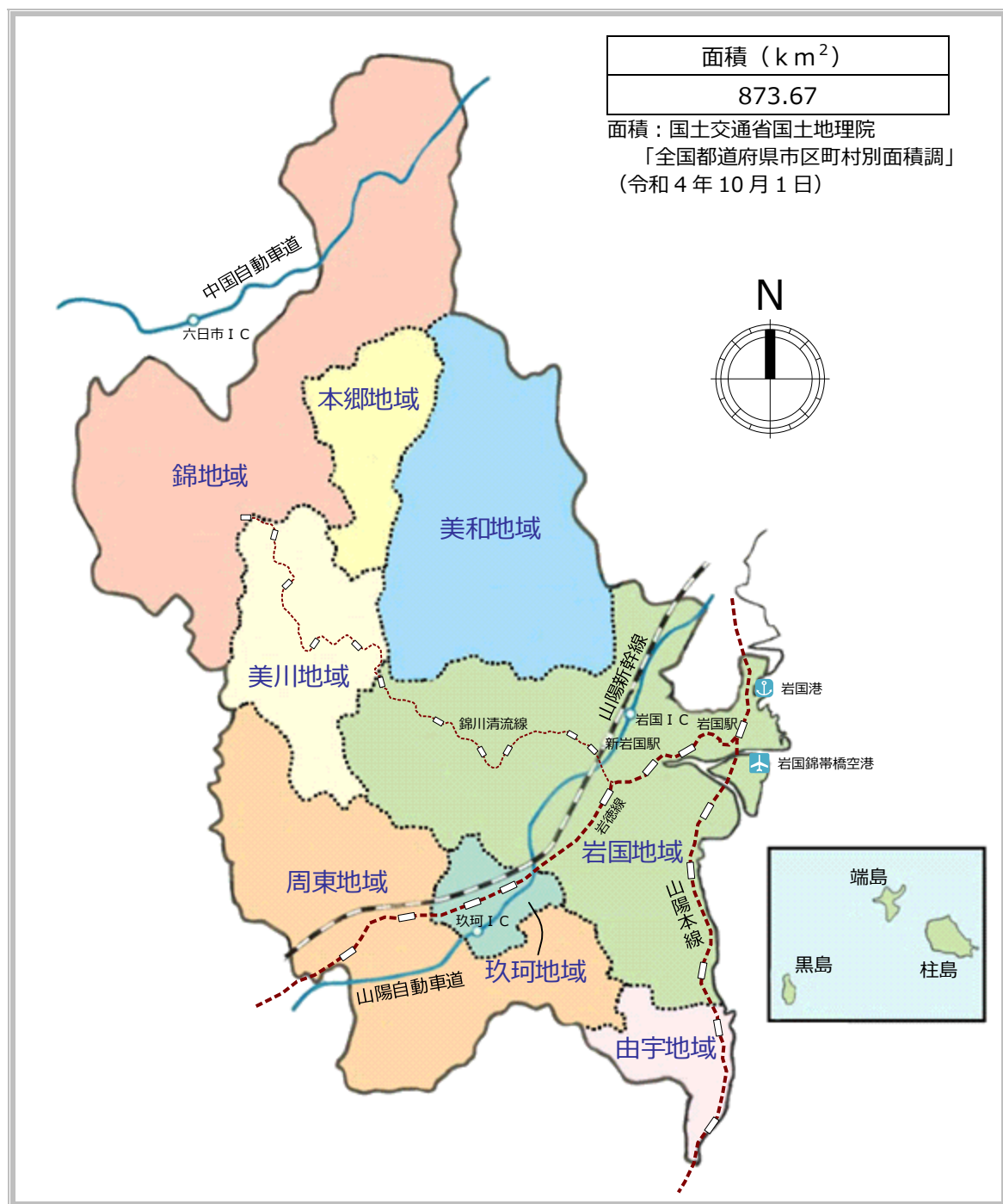
### ◆シティプロモーションとは

地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に PR し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくことです。なお、本市では、人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、「市内及び岩国市周辺の子育て世代」をメインターゲットとして、ひとや自然、暮らしに必要なものがすべて「ちかくに」あるということを、効果的に発信し、移住・定住の促進につなげるものとしています。

## 第2節 岩国市の主要指標

### 1. 面積

本市の市域面積は、873.67 km<sup>2</sup>で山口県下第2位の広さを有しています。また、北部は中国山地の山々、南東部は瀬戸内海に面するなど、様々な地域特性を持つ変化に富んだ市域となっています。



■図 2-2 岩国市内の地域分け

## 2. 気象

本市の気候は、南部は年間を通じて温暖で降水量が少なく、概ね瀬戸内特有の気象特性を示しています。一方、北部は夏場の最高気温が高い傾向にあり、盆地特有の気象特性を示しています。

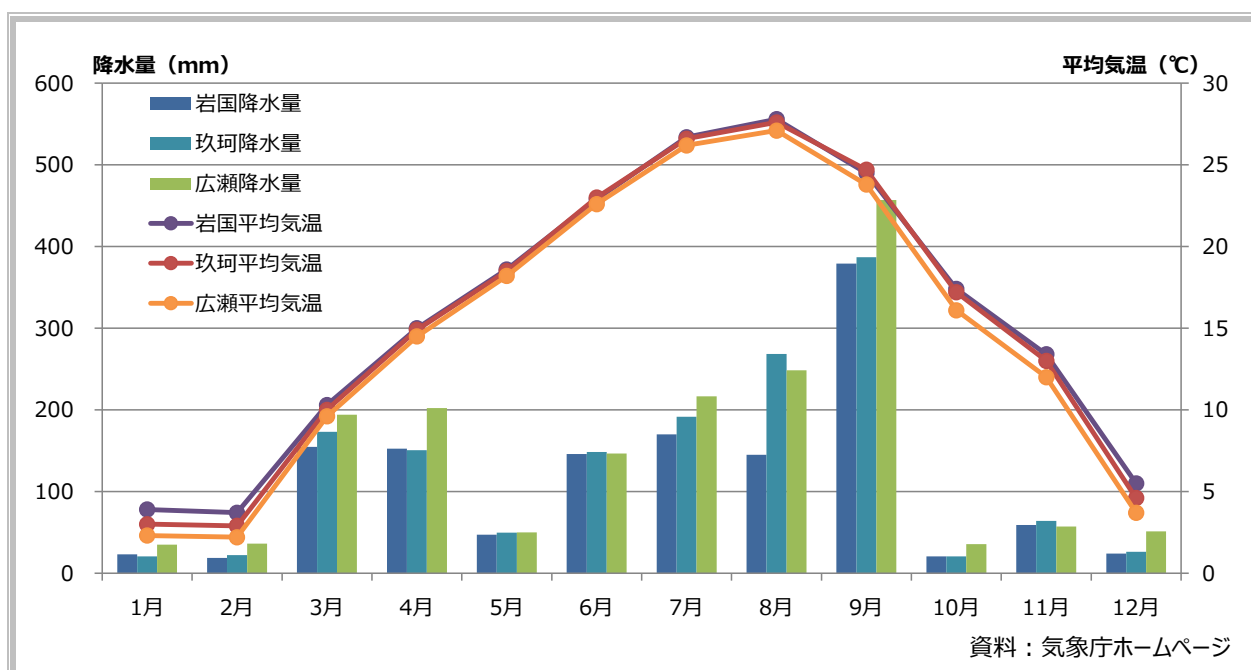
本市の気温、降水量を管内3観測所の5年間の平均でみると、気温は14.7～15.9℃、年間降水量は1,876.0～2,311.7mmとなっています。

■表 2-1 気象概要

| 観測所名<br>項目<br>年 | 岩国     |      |      |               | 玖珂     |      |      |               | 広瀬     |      |      |               |
|-----------------|--------|------|------|---------------|--------|------|------|---------------|--------|------|------|---------------|
|                 | 気温 (℃) |      |      | 合計降水量<br>(mm) | 気温 (℃) |      |      | 合計降水量<br>(mm) | 気温 (℃) |      |      | 合計降水量<br>(mm) |
|                 | 平均     | 最高   | 最低   |               | 平均     | 最高   | 最低   |               | 平均     | 最高   | 最低   |               |
| 平成30年           | 15.6   | 37.8 | -5.3 | 2,156.5       | 15.1   | 37.2 | -7.4 | 2,242.5       | 14.4   | 38.0 | -8.0 | 2,419.0       |
| 令和元年            | 16.1   | 36.2 | -1.9 | 1,581.5       | 15.4   | 36.0 | -4.5 | 1,648.5       | 14.8   | 37.1 | -4.1 | 2,147.0       |
| 令和2年            | 15.9   | 37.5 | -3.2 | 2,072.0       | 15.2   | 37.0 | -4.8 | 2,203.0       | 14.7   | 38.2 | -4.6 | 2,517.5       |
| 令和3年            | 15.9   | 36.5 | -5.3 | 2,231.0       | 15.3   | 36.5 | -7.3 | 2,301.0       | 14.7   | 36.9 | -9.5 | 2,746.0       |
| 令和4年            | 15.8   | 35.7 | -3.7 | 1,339.0       | 15.5   | 36.4 | -5.4 | 1,521.5       | 14.9   | 37.2 | -4.8 | 1,729.0       |
| 1月              | 3.9    | 13.7 | -2.6 | 23.0          | 3.0    | 13.9 | -5.4 | 20.5          | 2.3    | 14.0 | -4.0 | 35.0          |
| 2月              | 3.7    | 14.5 | -3.7 | 18.5          | 2.9    | 16.3 | -5.2 | 22.0          | 2.2    | 16.7 | -4.8 | 36.0          |
| 3月              | 10.3   | 21.3 | -1.5 | 154.5         | 10.0   | 23.3 | -2.9 | 173.0         | 9.6    | 27.1 | -2.7 | 194.0         |
| 4月              | 15.0   | 26.7 | 1.3  | 152.5         | 14.9   | 26.4 | 0.0  | 150.5         | 14.5   | 27.8 | 0.4  | 202.0         |
| 5月              | 18.6   | 31.5 | 6.5  | 47.0          | 18.5   | 32.7 | 4.9  | 49.5          | 18.2   | 32.7 | 4.4  | 50.0          |
| 6月              | 22.9   | 34.5 | 12.7 | 146.0         | 23.0   | 35.2 | 12.0 | 148.5         | 22.6   | 36.0 | 10.7 | 146.5         |
| 7月              | 26.7   | 35.3 | 20.8 | 170.0         | 26.6   | 36.4 | 20.5 | 191.5         | 26.2   | 37.2 | 19.9 | 216.5         |
| 8月              | 27.8   | 35.7 | 18.7 | 145.0         | 27.6   | 35.6 | 18.6 | 268.5         | 27.1   | 36.7 | 17.5 | 248.5         |
| 9月              | 24.5   | 34.2 | 15.1 | 379.0         | 24.7   | 34.6 | 14.8 | 387.0         | 23.8   | 35.1 | 13.4 | 457.0         |
| 10月             | 17.4   | 30.2 | 6.9  | 20.5          | 17.2   | 31.1 | 5.7  | 20.5          | 16.1   | 31.7 | 4.7  | 35.5          |
| 11月             | 13.4   | 24.2 | 4.7  | 59.0          | 13.0   | 24.2 | 3.2  | 64.0          | 12.0   | 24.8 | 4.0  | 57.0          |
| 12月             | 5.5    | 16.0 | -3.6 | 24.0          | 4.6    | 17.0 | -4.1 | 26.0          | 3.7    | 16.9 | -4.3 | 51.0          |
| 5年間平均           | 15.9   | 36.7 | -3.9 | 1,876.0       | 15.3   | 36.6 | -5.9 | 1,983.3       | 14.7   | 37.5 | -6.2 | 2,311.7       |

資料：気象庁ホームページ

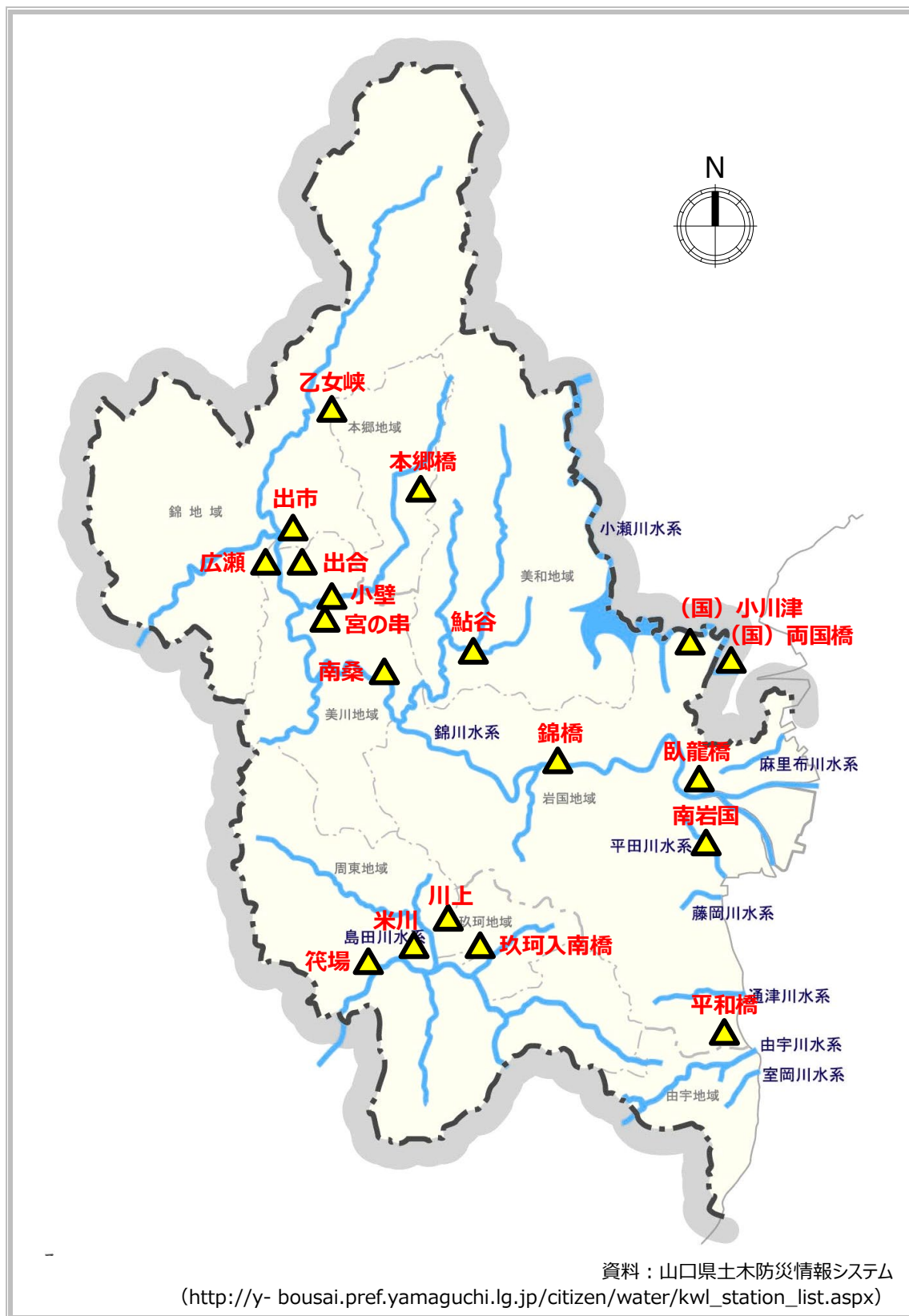
令和4年の月別降水量は、秋季の台風シーズンに多く、月別平均気温は、冬季に南部と北部の気温差が大きくなっています。



■図 2-3 月別降水量・月別平均気温（令和4年）

### 3. 水象

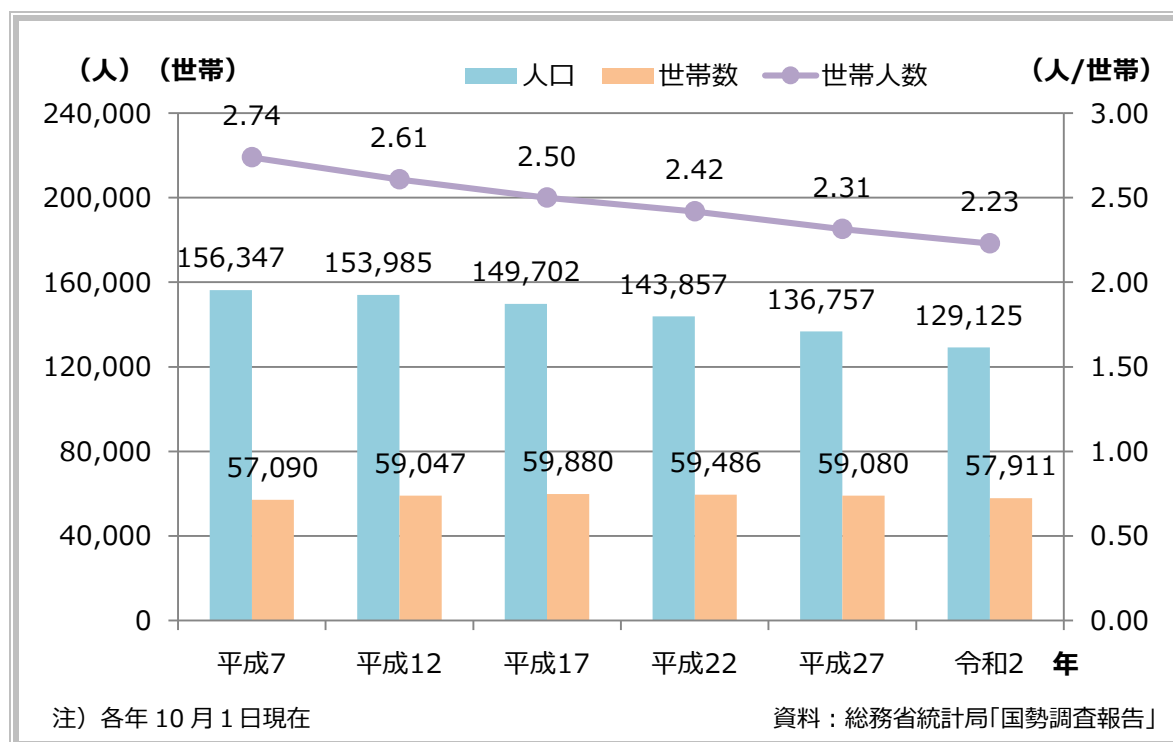
本市では、治水のためのダム整備が行われていますが、ダムの貯水量を超える大雨の発生等に備え、山口県がダムの貯水位、河川の水位等を常時観測しており、観測データは、山口県土木防災情報システムのホームページから確認できます。



■ 図 2-4 河川水位観測局位置図

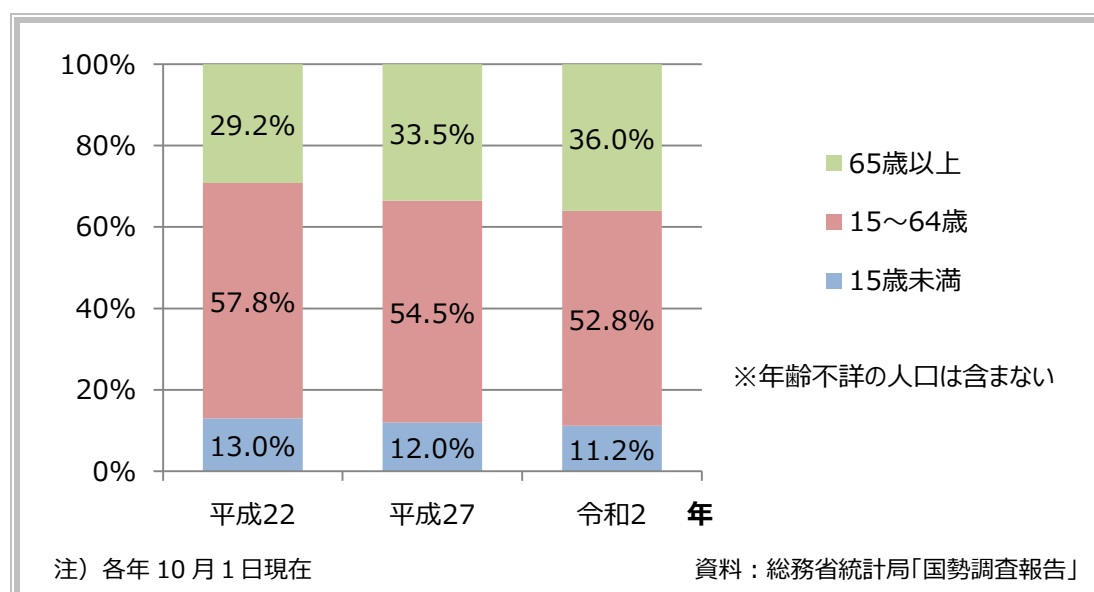
## 4. 人口・世帯数の推移と年齢別人口

平成7年に約15万6千人であった本市の人口は、令和2年には約12万9千人となっており、25年間で大きく減少しています。一方、増加傾向にあった世帯数についても、平成22年以降減少しています。世帯人数は、平成22年において2.5人/世帯を下回ってから減少が続いており、核家族化が進行しています。



■ 図 2-5 人口・世帯数の推移

本市の令和2年における年齢別人口割合は、15歳未満が11.2%、15歳以上64歳以下が52.8%、65歳以上が36.0%となっています。経年的には15歳未満の割合は減少し、65歳以上の割合が増加しており、少子高齢化が進行しています。



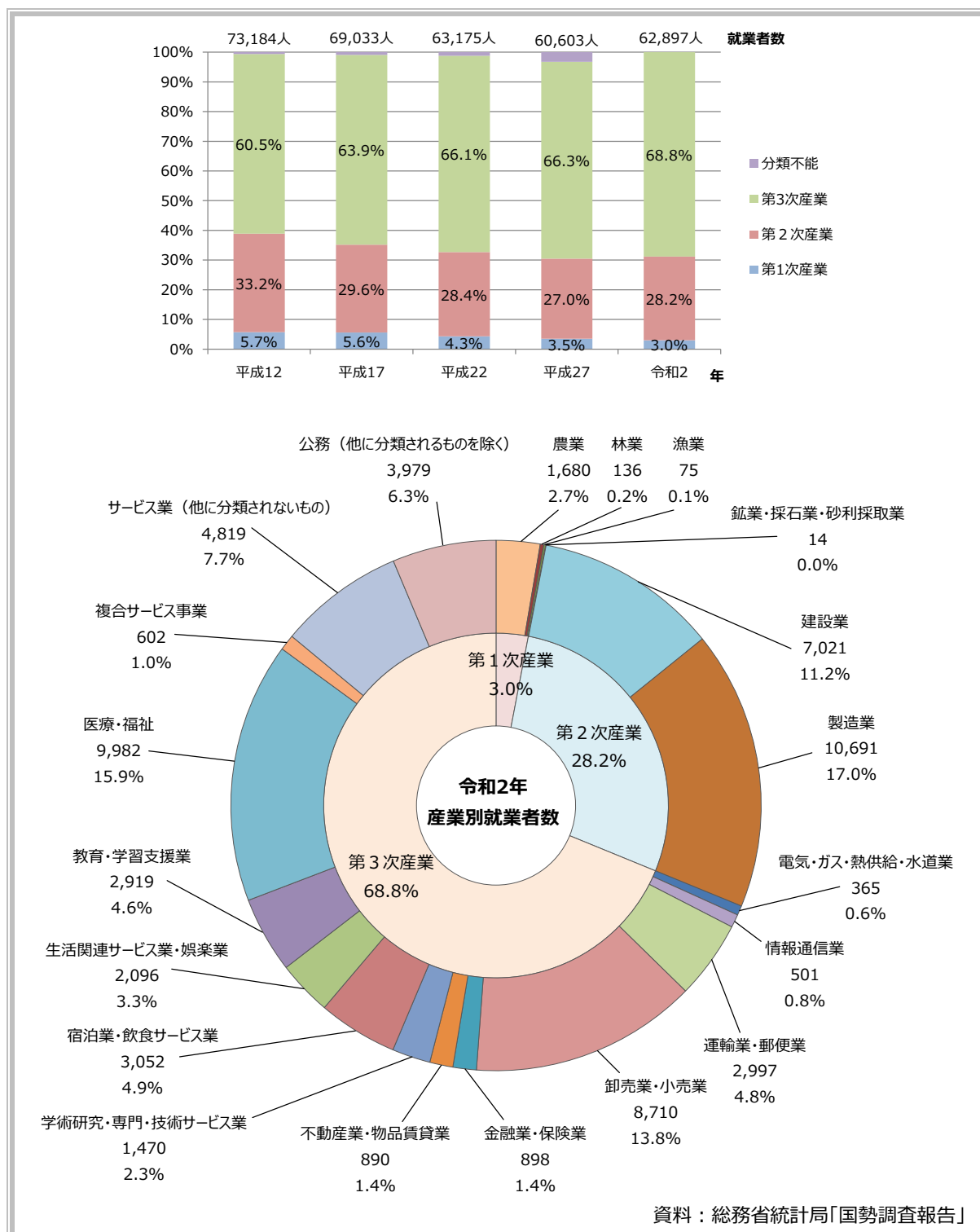
■ 図 2-6 年齢別人口割合



## 5. 産業別就業者割合

本市の産業は、瀬戸内海沿岸部を中心に石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきましたが、人口の減少に伴い就業者数も減少傾向にあります。

産業別就業者割合は、第3次産業が増加しており、平成12年以降は6割を超えています。一方で、第1次産業と第2次産業は減少し、第1次産業の就業者数の割合は5%を下回っており、農林水産業の後継者不足が深刻化しています。



■図 2-7 産業別就業者（15 歳以上）割合の推移と令和 2 年の内訳

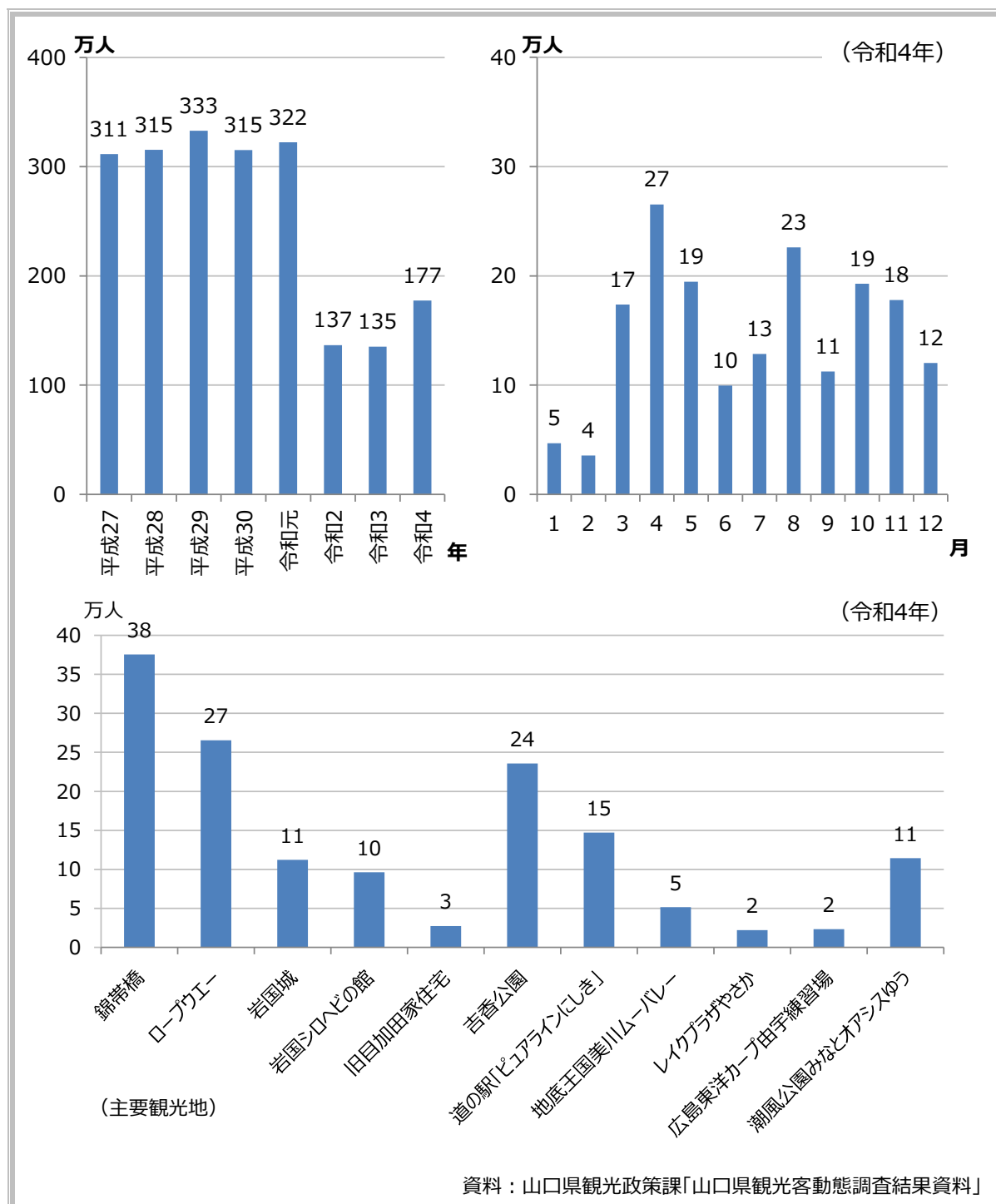


## 6. 観光

本市には、錦帯橋をはじめ、岩国城、吉香公園、美川ムーバレー、弥栄湖等、自然と調和する美しい観光資源が市内随所に点在しています。

令和2年、令和3年の観光客は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限等により、例年の半分以下を推移していますが、令和4年は行動制限等の緩和により増加しています。観光客数は177万人で、錦帯橋は、約38万人の観光客が訪れています。

月別では、錦帯橋周辺のさくら、吉香公園の花菖蒲やつつじが見頃の4・5月頃、夏休みシーズンの8月に多くの観光客が訪れています。



■ 図 2-8 観光客数の推移と令和4年の主要観光地観光客数

## 7. 上水道・下水道

本市の水道普及率は、令和3年3月31日現在 85.2%、公共下水道普及率は、令和4年3月31日現在 36.3%となっています。

公共下水道の普及率は、全国、山口県内の他市町と比較して低い値となっています。

■表 2-2 水道普及状況の推移

(単位：1,000m<sup>3</sup>，%)

| 年次<br>(各年3月31日) | 総数                 |                     |                      | 上水道 |         |        | 簡易水道 |       |       | 専用水道               |                     | 普及率 <sup>注3)</sup> |
|-----------------|--------------------|---------------------|----------------------|-----|---------|--------|------|-------|-------|--------------------|---------------------|--------------------|
|                 | 箇所数 <sup>注1)</sup> | 給水人口 <sup>注1)</sup> | 年間給水量 <sup>注2)</sup> | 箇所数 | 給水人口    | 年間給水量  | 箇所数  | 給水人口  | 年間給水量 | 箇所数 <sup>注1)</sup> | 給水人口 <sup>注1)</sup> |                    |
| 平成24年           | 28                 | 116,546             | 17,013               | 1   | 106,653 | 15,382 | 15   | 8,801 | 1,631 | 12                 | 1,092               | 82.5               |
| 平成25年           | 27                 | 116,055             | 16,452               | 1   | 108,626 | 15,617 | 14   | 6,314 | 835   | 12                 | 1,115               | 82.9               |
| 平成26年           | 25                 | 114,715             | 17,557               | 1   | 110,740 | 16,043 | 11   | 2,865 | 404   | 13                 | 1,110               | 83.0               |
| 平成27年           | 22                 | 114,348             | 15,925               | 1   | 110,637 | 15,602 | 8    | 2,571 | 323   | 13                 | 1,140               | 83.6               |
| 平成28年           | 20                 | 113,164             | 15,917               | 1   | 110,203 | 15,660 | 6    | 1,854 | 257   | 13                 | 1,107               | 83.5               |
| 平成29年           | 16                 | 112,782             | 15,919               | 1   | 111,494 | 15,905 | 3    | 196   | 14    | 12                 | 1,092               | 84.3               |
| 平成30年           | 16                 | 111,703             | 15,965               | 1   | 110,437 | 15,952 | 3    | 191   | 13    | 12                 | 1,075               | 84.5               |
| 令和元年            | 17                 | 110,998             | 15,833               | 1   | 109,763 | 15,818 | 3    | 182   | 15    | 13                 | 1,053               | 84.9               |
| 令和2年            | 17                 | 109,959             | 15,997               | 1   | 108,765 | 15,984 | 3    | 168   | 13    | 13                 | 1,026               | 85.1               |
| 令和3年            | 16                 | 109,033             | 15,756               | 1   | 107,916 | 15,746 | 1    | 119   | 10    | 14                 | 998                 | 85.2               |

注 1) 自己水源以外のものを含まない。

注 2) 専用水道を含まない。

注 3) 普及率＝給水人口／行政区内人口×100

資料：統計いわくに 2022 年版

■表 2-3 公共下水道普及状況の推移

(単位：ha，%)

| 年次<br>(各年3月31日) | 行政人口 <sup>注1)</sup><br>A | 市街地 <sup>注2)</sup> |       | 事業許可<br>面積 | 管渠整備区  |       | 処理区域   |       | 水洗化人口<br>B | 普及率<br>B/A×100 |
|-----------------|--------------------------|--------------------|-------|------------|--------|-------|--------|-------|------------|----------------|
|                 |                          | 人口                 | 面積    |            | 人口     | 面積    | 人口     | 面積    |            |                |
| 平成25年           | 144,124                  | 69,391             | 2,677 | 2,037      | 44,987 | 1,100 | 44,987 | 1,100 | 41,047     | 31.2           |
| 平成26年           | 142,063                  | 69,391             | 2,677 | 2,037      | 46,683 | 1,133 | 46,683 | 1,133 | 42,138     | 32.9           |
| 平成27年           | 140,609                  | 69,391             | 2,677 | 2,037      | 47,267 | 1,146 | 47,040 | 1,142 | 42,790     | 33.5           |
| 平成28年           | 138,921                  | 69,391             | 2,677 | 2,053      | 47,313 | 1,222 | 47,313 | 1,222 | 43,115     | 34.1           |
| 平成29年           | 137,153                  | 66,466             | 2,647 | 2,053      | 47,696 | 1,240 | 47,696 | 1,240 | 43,002     | 34.8           |
| 平成30年           | 135,662                  | 66,466             | 2,647 | 2,103      | 47,383 | 1,251 | 47,383 | 1,251 | 43,216     | 34.9           |
| 令和元年            | 134,197                  | 66,466             | 2,647 | 2,103      | 47,809 | 1,333 | 47,809 | 1,333 | 43,842     | 35.6           |
| 令和2年            | 132,585                  | 66,466             | 2,647 | 2,103      | 47,637 | 1,336 | 47,637 | 1,336 | 43,843     | 35.9           |
| 令和3年            | 131,081                  | 66,466             | 2,647 | 2,103      | 47,375 | 1,336 | 47,375 | 1,336 | 43,642     | 36.1           |
| 令和4年            | 129,081                  | 66,466             | 2,647 | 2,103      | 46,885 | 1,555 | 46,885 | 1,555 | 43,295     | 36.3           |

注 1) 行政人口は、各年3月末の住民基本台帳の数値である。

注 2) 市街地は、国勢調査による人口集中地区の数値である。

資料：統計いわくに 2022 年版

## 8. 大気質

大気環境の測定は、山口県が実施しており、令和4年度の測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準等を達成していました。一方、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。

■表 2-4 令和4年度大気汚染に係る環境基準等達成状況（常時監視測定局）

| 大気汚染物質         | 環境基準等                                                                                    | 名称     | 達成状況 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|
| 二酸化硫黄          | 1時間値の1日平均値0.04ppm以下、<br>かつ、1時間値0.1ppm以下                                                  | 麻里布小学校 | ○    |
|                |                                                                                          | 愛宕小学校  | ○    |
| 二酸化窒素          | 1時間値の1日平均値0.04ppmから<br>0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下                                              | 麻里布小学校 | ○    |
|                |                                                                                          | 愛宕小学校  | ○    |
| 浮遊粒子状物質        | 1時間値の1日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、<br>かつ、1時間値0.20mg/m <sup>3</sup> 以下                   | 麻里布小学校 | ○    |
|                |                                                                                          | 愛宕小学校  | ○    |
| 光化学オキシダント      | 1時間値0.06ppm以下                                                                            | 麻里布小学校 | ×    |
|                |                                                                                          | 愛宕小学校  | ×    |
| 非メタン炭化水素       | 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下とする。（指針値） | 麻里布小学校 | ○    |
| 微小粒子状物質（PM2.5） | 1年平均値15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、<br>1日平均値35μg/m <sup>3</sup> 以下                           | 麻里布小学校 | ○    |
|                |                                                                                          | 愛宕小学校  | ○    |

注1) ○：環境基準値達成 ×：環境基準超過

注2) 非メタン炭化水素については、○：指針値達成 ×：指針値超過

資料：山口県環境白書（令和5年度版）

### ◆環境基準値とは

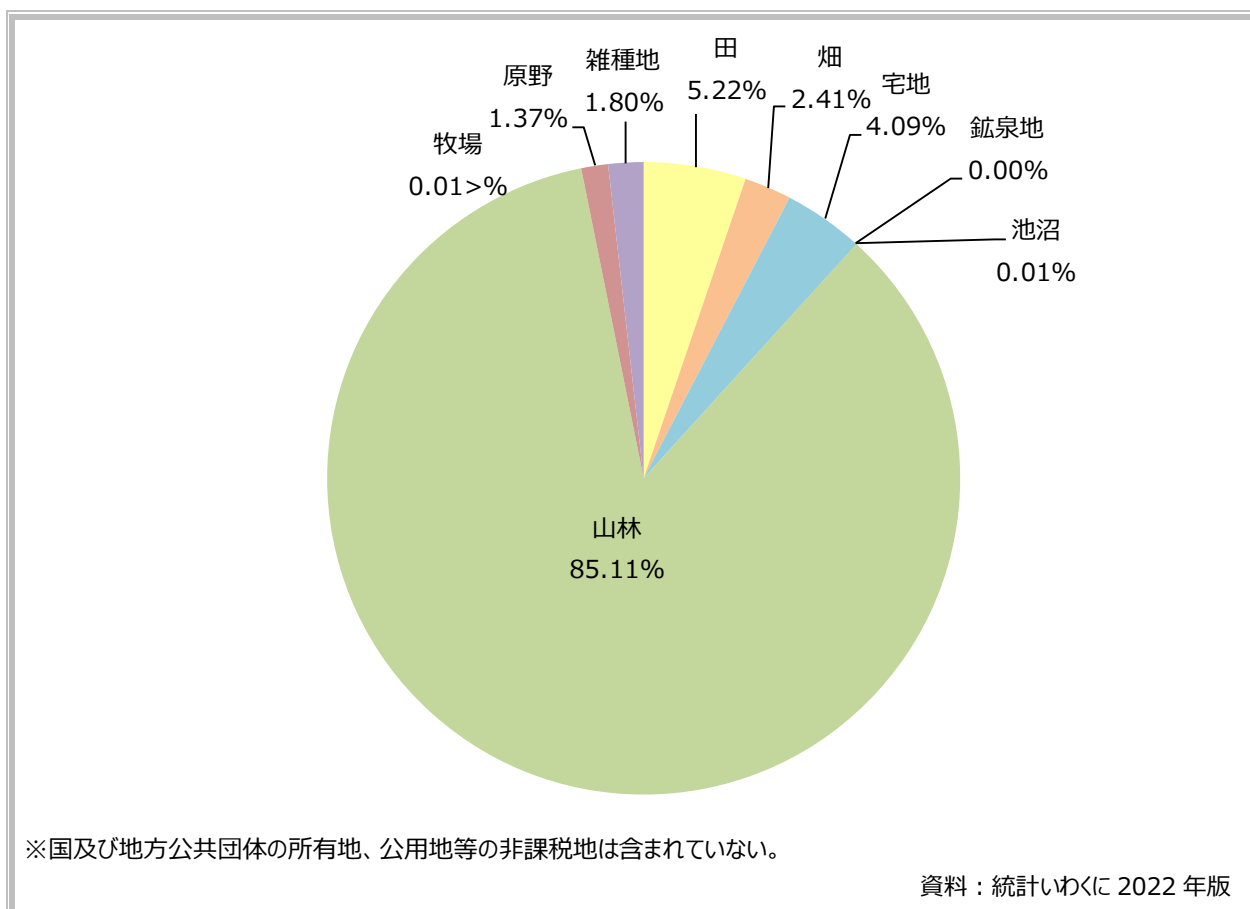
- 国では、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。
- 大気汚染に係る環境基準値は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）について定められており、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所は、適用しません。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものです。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域では、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るということにならないよう努めるものとしています。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）です。
- 非メタン炭化水素は、窒素酸化物と反応して光化学オキシダントを生成すると考えられています。現在、環境基準は定められていませんが、指針値が示されています。

## 9. 水質

水環境の測定は、山口県が実施しており、詳細は、生活排水処理基本計画（第4編）に記載します。

## 10. 土地利用状況

本市の課税対象民有地のうち、85%程度は山林です。宅地として利用されている面積は、4%程度となっています。



■図 2-9 地目別民有地割合（令和 3 年 1 月 1 日）

## 11. 住宅

本市の住宅に住む一般世帯の状況は、令和 2 年 10 月 1 日現在 56,796 世帯のうち 39,519 世帯が持ち家であり、持ち家率は 69.6%となっています。これは、全国 61.4%、山口県 67.1%よりも高い値となっています。

■表 2-5 住居の種類、住宅の所有の関係別一般世帯数及び世帯人員（令和 2 年 10 月 1 日）

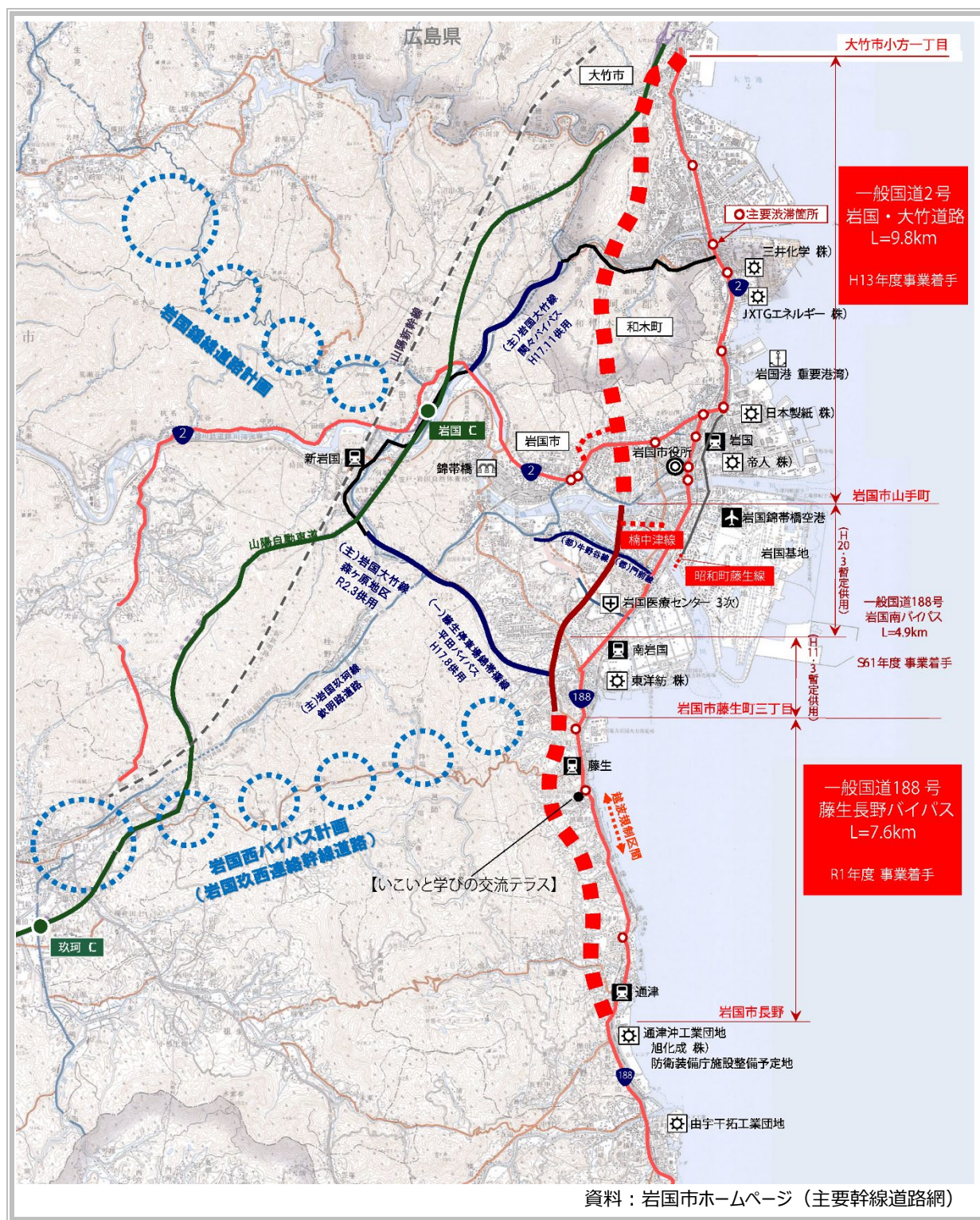
|         | 住宅に住む一般世帯 |         |        |         |         |       |       | その他の<br>一般世帯 |
|---------|-----------|---------|--------|---------|---------|-------|-------|--------------|
|         |           | 主 世 帯   |        |         |         |       | 間 借 り |              |
|         |           | 持 ち 家   | 公営等の借家 | 民 営 借 家 | 給 与 住 宅 |       |       |              |
| 世 帯 数   | 56,796    | 55,757  | 39,519 | 2,251   | 12,232  | 1,755 | 1,039 | 966          |
| 世 帯 人 員 | 123,010   | 120,942 | 91,421 | 4,416   | 21,950  | 3,155 | 2,068 | 1,325        |

資料：統計いわくに 2022 年版



## 12. 主要幹線道路網

現在、本市内では、国土交通省において岩国・大竹道路、藤生長野バイパスの整備を行っており、本市において昭和町藤生線、楠中津線等を整備しています。



■ 図 2-10 主要幹線道路網（平成 27 年 12 月）

## 13. 上位計画

### (1) 国の計画

#### ① 第五次環境基本計画の概要

平成 30 年 4 月 17 日に閣議決定されました。第五次環境基本計画に示される 6 つの重点戦略は、図 2-11 の通りです。



■図 2-11 第五次環境基本計画における 6 つの重点戦略

#### ② 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画に示される目標は、図 2-12 の通りです。

|                                                                         |                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <b>資源生産性</b> ＝GDP/天然資源投入量<br>2025年度目標：約49万円/トン(2000年度の約2倍)              | <b>家庭系食品ロス量</b><br>2030年度目標：2000年度の半減(2000年度実績433万トン) |
| <b>入口側の循環利用率</b> ＝循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量)<br>2025年度目標：約18%(2000年度の約1.8倍) | <b>1人1日当たりのごみ排出量</b><br>2025年度目標：約850グラム/人/日          |
| <b>出口側の循環利用率</b> ＝循環利用量/廃棄物等発生量<br>2025年度目標：約47%(2000年度の約1.3倍)          | <b>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量</b><br>2025年度目標：約440グラム/人/日       |
| <b>最終処分量(一般廃棄物)</b><br>2025年度目標：約3百万トン(2000年度から約70%減)                   | <b>一般廃棄物最終処分場の残余年数</b><br>2022年度目標：20年分を維持            |

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

■図 2-12 第四次循環型社会形成推進基本計画における目標(抜粋)



### ③ 廃棄物処理施設整備計画の概要

令和5年6月30日に閣議決定されました。廃棄物処理施設整備計画に示される重点目標は、表2-6の通りです。

■表2-6 廃棄物処理施設整備計画における重点目標

| 項目                            | 令和9(2027)年度目標                   |
|-------------------------------|---------------------------------|
| ごみのリサイクル率                     | 28%                             |
| 一般廃棄物最終処分場の残余年数               | 令和2(2020)年度の水準<br>(22年の残余年数)を維持 |
| 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値      | 22%                             |
| 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 | 46%                             |
| 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率             | 76%                             |
| 先進的省エネ浄化槽導入基数                 | 家庭用33万基→75万基<br>中・大型9千基→27千基    |

資料：環境省「廃棄物処理施設整備計画の概要」

## (2) 山口県の計画

### ① 山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）の概要

山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）は、令和3年3月に策定されているため、国の示した第四次循環型社会形成推進基本計画と整合しています。山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）に示される目標は、表2-7の通りです。

■表2-7 山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）における目標

| 項目                    | 令和7(2025)年度目標 |
|-----------------------|---------------|
| 総排出量                  | 42万4千トン       |
| リサイクル率（リサイクル量）        | 35%（14万8千トン）  |
| 減量化量                  | 25万4千トン       |
| 最終処分量                 | 2万2千トン        |
| 1人1日当たりの家庭排出ごみ量       | 462グラム/人・日    |
| 1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量 | 20グラム/人・日     |

資料：山口県「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」

### (3) 岩国市の計画

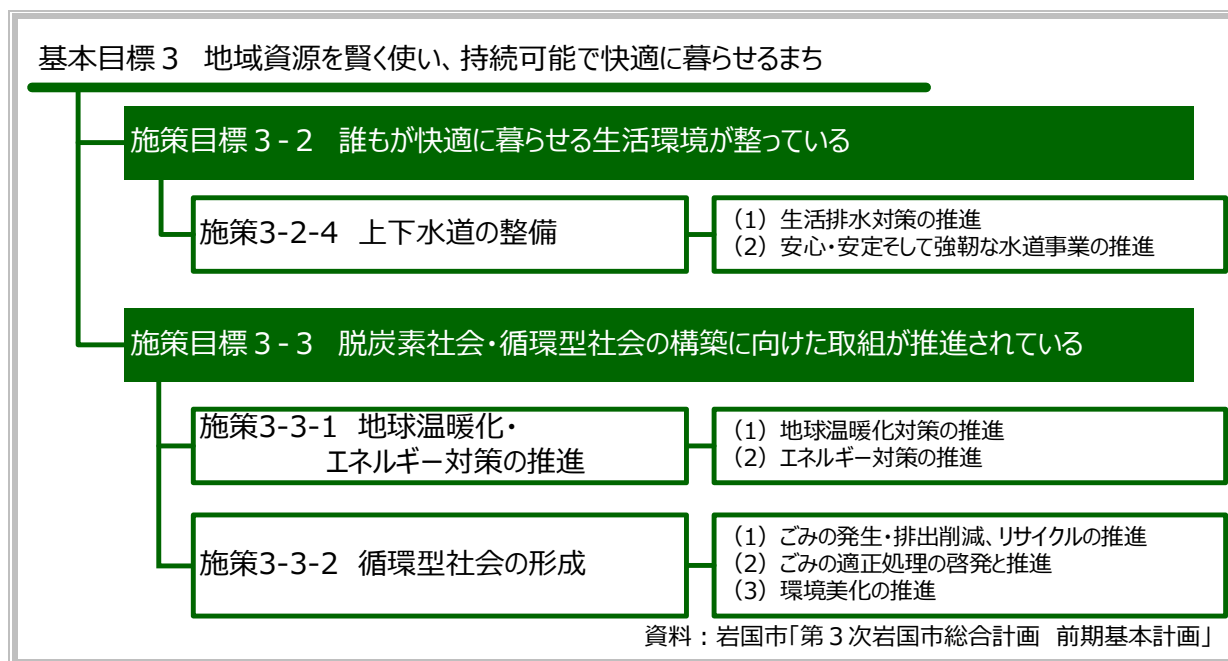
#### ① 第3次岩国市総合計画（前期基本計画）の概要

第3次岩国市総合計画（前期基本計画）は、令和5年3月に策定しました。達成度を示す指標は表2-8、一般廃棄物処理に関連する施策の体系は図2-13の通りです。

■表2-8 第3次岩国市総合計画（前期基本計画）における達成度を測る指標

| 項目              | 令和6年度<br>(中間年次) | 令和9年度<br>(目標年次) |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 人口1人1日当たりごみ総排出量 | 802 グラム         | 785 グラム         |
| リサイクル率          | 40.3%           | 40.5%           |

資料：岩国市「第3次岩国市総合計画 前期基本計画」



■図2-13 第3次岩国市総合計画（前期基本計画）における一般廃棄物処理に関連する施策の体系





## 第3編 ごみ処理基本計画

「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。  
錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より 350 年を迎えます。



# 第1節 ごみ処理の現状と課題

## 1. ごみの分別・排出方法及び収集方法

### (1) 現状

#### ① ごみの分別

本市域から排出されるごみの分別区分は、焼却ごみ、びん類、かん類、陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破碎ごみ、資源品、処理困難ごみ、ペットボトル、食品トレイの10種としています。

さらに、資源品を「新聞紙類」、「雑がみ（雑誌）類」、「紙パック」、「段ボール」、「布（衣）類」、「アルミ缶」、「電源コード類及び充電機内蔵小型家電」、「廃食用油」に、処理困難ごみは「電池類」、「蛍光管及び水銀式体温計」、「ボンベ・スプレー缶・ライター類」、「ビデオテープ・カセットテープ類」に細分し、合計10種20分類としています。また、指定ごみ袋に入らない大きさのごみとして、「粗大ごみ」があります。

■表 3-1 ごみ分別区分

| 種類・分別区分    |                       | 具体的品目                                                                                                                                                                                    |
|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①焼却ごみ      |                       | 台所ごみ、紙製の容器、植木ごみ、布団、トイレ関連品、汚れたブラ など                                                                                                                                                       |
| ②びん類       |                       | 飲料用のびん類、食料品類のびん、化粧品類のびん など                                                                                                                                                               |
| ③かん類       |                       | 飲料缶、食品の缶（2ℓ以下）、穴をあけたスプレー缶類 など                                                                                                                                                            |
| ④陶磁器及びガラス類 |                       | 陶磁器、ガラス類、鏡類、少量の土、小石、農薬等のびん など                                                                                                                                                            |
| ⑤プラスチック類   |                       | 容器包装プラスチック（  マークの入った袋や容器類）、発泡スチロール類                                                                   |
| ⑥金属類及び破碎ごみ |                       | 調理に使ったアルミホイルやアルミ容器、金属・ホウロウ製調理器具、塗料・鉱油の缶、2ℓを超える缶、金属製品、破碎ごみ（  マークのないプラスチック製品）、電池を使用しない小型家電製品、白熱球・LED など |
| ⑦資源品       | 新聞紙類                  | 新聞紙、折り込みチラシ                                                                                                                                                                              |
|            | 雑がみ（雑誌）類              | 雑誌、文庫本、カタログ、ノート類、封筒、はがき、包装紙、用紙類、紙箱等の厚紙類、メモ紙・キャラメル等の箱等の雑がみ など                                                                                                                             |
|            | 紙パック                  |  マークが入った牛乳・飲料用の紙パック                                                                                   |
|            | 段ボール                  | 断面形状が波形になっている段ボール                                                                                                                                                                        |
|            | 布（衣）類                 | シーツ、タオル、毛布、スーツ、コート等厚手の布・革製品、衣類 など                                                                                                                                                        |
|            | アルミ缶                  | アルミマークの付いた飲料用、食品用缶等                                                                                                                                                                      |
|            | 電源コード類<br>及び充電機内蔵小型家電 | 充電機内蔵小型家電、電気製品等に付いているコード                                                                                                                                                                 |
|            | 廃食用油                  | 天ぷら油等の不用になった廃食用油                                                                                                                                                                         |
| ⑧処理困難ごみ    | 電池類                   | 乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電式電池（ニカド電池・リチウムイオン電池等）・小型家電用充電式電池（モバイルバッテリー等）                                                                                                                           |
|            | 蛍光管及び水銀式体温計           | サークル管・直管・電球型の蛍光管・水銀式体温計・水銀が付いたもの                                                                                                                                                         |
|            | ボンベ・スプレー缶・ライター類       | 中身が使い切れない又は穴があけられないボンベ及びスプレー缶類・ライター類                                                                                                                                                     |
|            | ビデオテープ・カセットテープ類       | ビデオテープ・カセットテープ類                                                                                                                                                                          |
| ⑨ペットボトル    |                       |  マークが入った飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル など                                      |
| ⑩食品トレイ     |                       | 食品トレイ                                                                                                                                                                                    |
| 粗大ごみ       |                       | カーペット、タンス、布団、ストーブ、自転車 など 指定ごみ袋に入らない大きさのもの                                                                                                                                                |

## ② 排出方法及び収集方法

家庭系ごみは、本市の直営又は本市が委託した業者が収集する「収集ごみ」と市民自らが処理施設に直接持ち込む「直接搬入ごみ」等があります。さらに、小型家電製品は市役所本庁や総合支所、支所、出張所に設置した使用済小型家電回収ボックスで回収しています。

一方、事業系ごみは、本市の許可業者に委託する「許可業者搬入ごみ」と事業者自らが直接持ち込む「直接搬入ごみ」があります。

収集ごみは、ごみ処理手数料を含んだ指定ごみ袋及び粗大ごみ収集券により排出することが必要です。直接搬入ごみは、施設ごとにごみ処理手数料が定められています。

■表 3-2 ごみの排出形態等

| 排出形態等           |                                                      | 排出容器                                                       | 岩国地域          | その他の地域 |
|-----------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------|--------|
| 収集ごみ            | 焼却ごみ<br>陶磁器及びガラス類<br>プラスチック類<br>金属類及び破碎ごみ<br>びん類、かん類 | 指定ごみ袋<br>※使用済小型家電は本市<br>の施設に設置している<br>回収ボックスに排出す<br>ることも可能 | 直営収集・委託収集     | 委託収集   |
|                 | 資源品                                                  | ビニール袋等                                                     |               |        |
|                 | 処理困難ごみ                                               |                                                            |               |        |
|                 | 粗大ごみ                                                 |                                                            | 委託収集          |        |
|                 | ペットボトル                                               | (拠点回収)                                                     | 直営収集          |        |
|                 | 食品トレー                                                |                                                            | 回収協力店による自主回収  |        |
| 直接搬入ごみ(一時多量ごみ等) |                                                      |                                                            | 市民自らが直接搬入     |        |
| 許可業者搬入ごみ        |                                                      |                                                            | 市の許可業者に委託して搬入 |        |
| 直接搬入ごみ          |                                                      |                                                            | 事業者自らが直接搬入    |        |

注) 一部変則地域あり

■表 3-3 ごみ処理手数料(指定ごみ袋販売額など)

| 区分     |                                         | サイズ(容量)                                                   | 販売価格                                                                                                       | 袋の色 |
|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 収集ごみ   | 赤の可燃性<br>指定ごみ袋                          | 大袋(45L)                                                   | 300 円/10 枚(30 円/枚)                                                                                         | 半透明 |
|        |                                         | 中袋(30L)                                                   | 300 円/12 枚(25 円/枚)                                                                                         |     |
|        |                                         | 小袋(20L)                                                   | 300 円/20 枚(15 円/枚)                                                                                         |     |
|        | 緑の不燃性<br>指定ごみ袋                          | 大袋(45L)                                                   | 300 円/10 枚(30 円/枚)                                                                                         | 半透明 |
|        |                                         | 中袋(30L)                                                   | 300 円/12 枚(25 円/枚)                                                                                         |     |
|        |                                         | 小袋(20L)                                                   | 300 円/20 枚(15 円/枚)                                                                                         |     |
|        | 粗大ごみ                                    | 自転車、ストーブなど<br>鏡台、シングルベッドなど<br>オルガン、ダブルベッドなど<br>上記以外の布団類など | 500 円(形状、重量による処理の困難性が標準のもの)<br>750 円(形状、重量による処理の困難性が比較的大きいもの)<br>1,000 円(形状、重量による処理の困難性が著しく大きいもの)<br>250 円 |     |
| 直接搬入ごみ | 焼却ごみ<br>(サンライズクリーンセンター)<br>(岩国市本郷ごみ処理場) | 10kg ごとに 150 円                                            |                                                                                                            |     |
|        | 不燃ごみ<br>(岩国市リサイクルプラザ)<br>(岩国市本郷ごみ処理場)   | 10kg ごとに 150 円                                            |                                                                                                            |     |

## (2) 課題

ペットボトルは、岩国市内ペットボトル回収ボックス設置場所(店舗・施設)への持ち出しをお願いしており、随時見直しをしています。また、令和3年度より、高齢者等のごみ出し支援事業、小型家電宅配収集事業、コンタクトレンズ空ケース回収事業を開始しています。

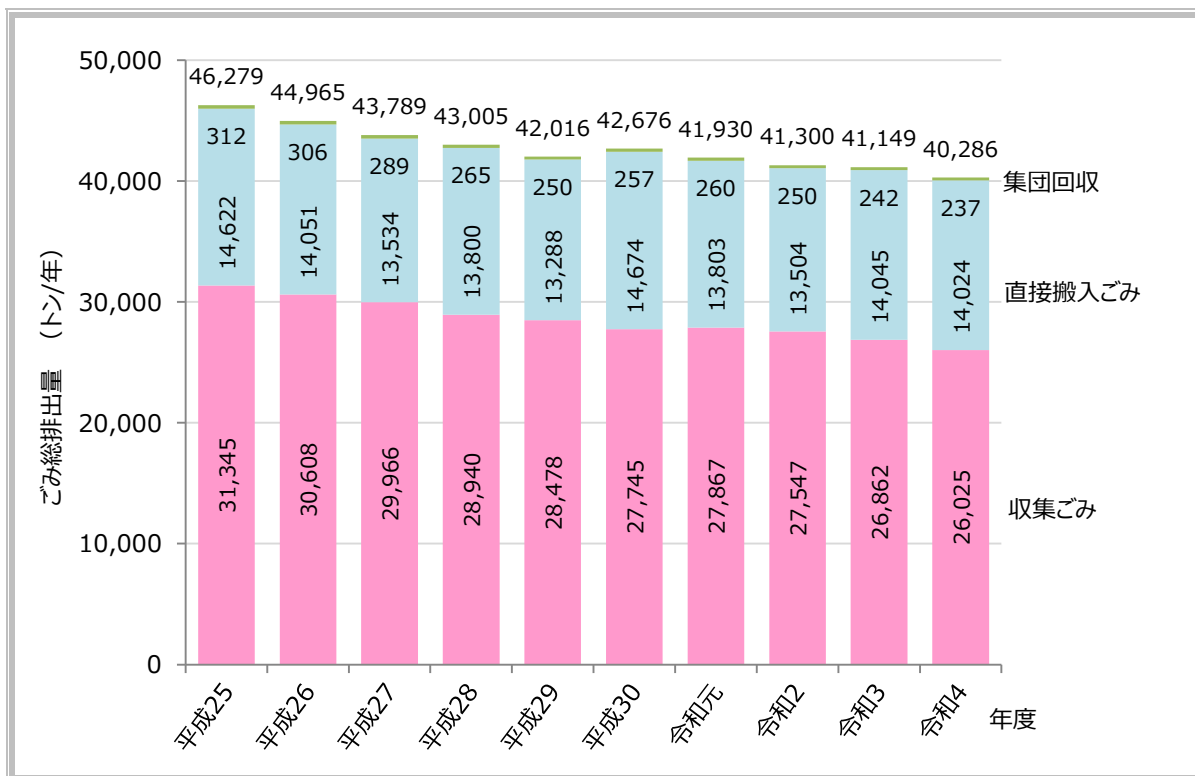
ごみの適正処理を推進するため、さらなる周知を図るとともに、市民サービスの維持・向上に努めていく必要があります。

## 2. ごみ排出量

### (1) 現状

本市の年間ごみ総排出量（基地ごみを除く）は、令和4年度において収集ごみが26,025トン、直接搬入ごみが14,024トン、集団回収（任意団体等（現在は福祉団体のみ）による資源回収）が237トンの合計40,286トンです。

過去10年間の推移を見ると、平成25年度以降は減少傾向にあり、10年間の年平均減少率は収集ごみが2.0%、直接搬入ごみが0.5%、集団回収が3.2%です。



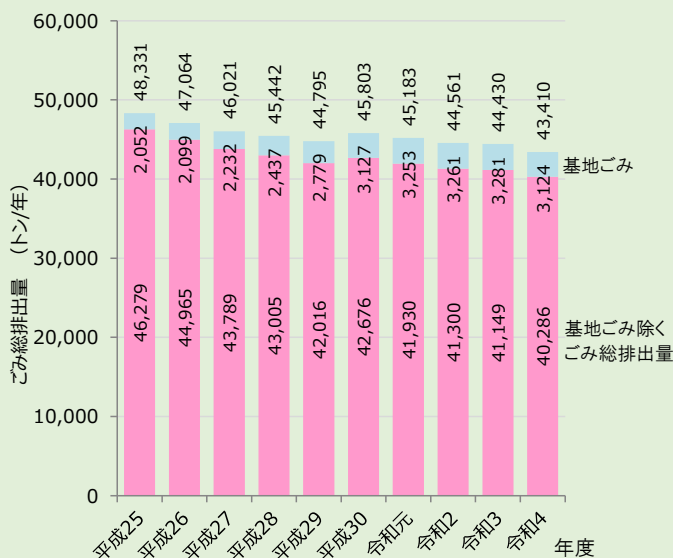
■ 図 3-1 ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ（基地ごみを除く）＋集団回収量）の推移

### ◆ 基地ごみを含めたごみ総排出量の推移

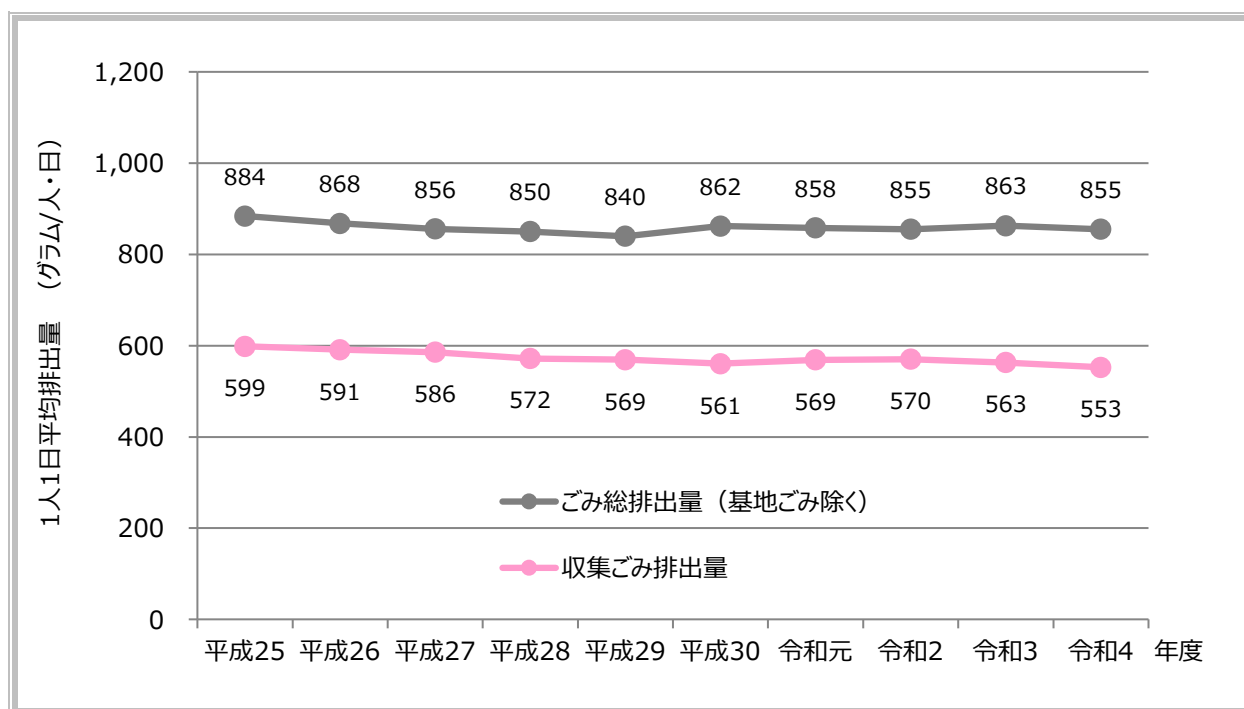
基地ごみを含めたごみ総排出量は、令和4年度において43,410トンです。

基地ごみは、平成25年度は年間2,000トン程度でしたが、平成30年度まで増加傾向が見られたものの、近年横ばい傾向となっており、令和4年度には3,124トンとなっています。

ごみ総排出量に占める基地ごみの割合は、平成25年度において4.2%でしたが令和4年度は7.2%と3.0ポイント増加しました。



ここで、年間ごみ量を 1 人 1 日あたりで見ると、ごみ総排出量（基地ごみを除く）、収集ごみとも減少傾向となっており、令和 4 年度はごみ総排出量が 855 グラム、収集ごみが 553 グラムでした。



■ 図 3-2 1 人 1 日平均排出量（基地ごみを除く）

## （２）課題

収集ごみの年間排出量は、平成 30 年度から令和元年度にかけて横ばいを推移し、それ以降減少傾向にあります。直接搬入ごみ（基地ごみを除く）の年間排出量は、近年増減があるものの概ね横ばい傾向となっています。直接搬入ごみのうち基地ごみの年間排出量は、平成 29 年 12 月から整備された住宅地（愛宕ヒルズ）のごみ受け入れ開始後の数年間、増加する傾向が見られたものの、近年横ばい傾向となっています。

### ◆ごみ排出量とは

- ✚ 収集ごみ量 = 家庭から排出され、本市の直営又は本市が委託した業者が収集するごみ
- ✚ 直接搬入ごみ量 = 事業所から排出され、収集運搬許可業者あるいは事業者自らが運搬するごみ  
一般家庭から一部直接持ち込みされるごみ及び基地ごみ
- ✚ ごみ排出量 = 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量
- ✚ 集団回収量 = 任意団体等（現在は福祉団体のみ）による資源回収量
- ✚ ごみ総排出量 = 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量
- ✚ 1 人 1 日平均排出量（g/人・日）  
= ごみ量（トン/年）÷行政区域内人口（人）÷365（日/年）×10<sup>6</sup>（g/トン）

### 3. 収集ごみの現状

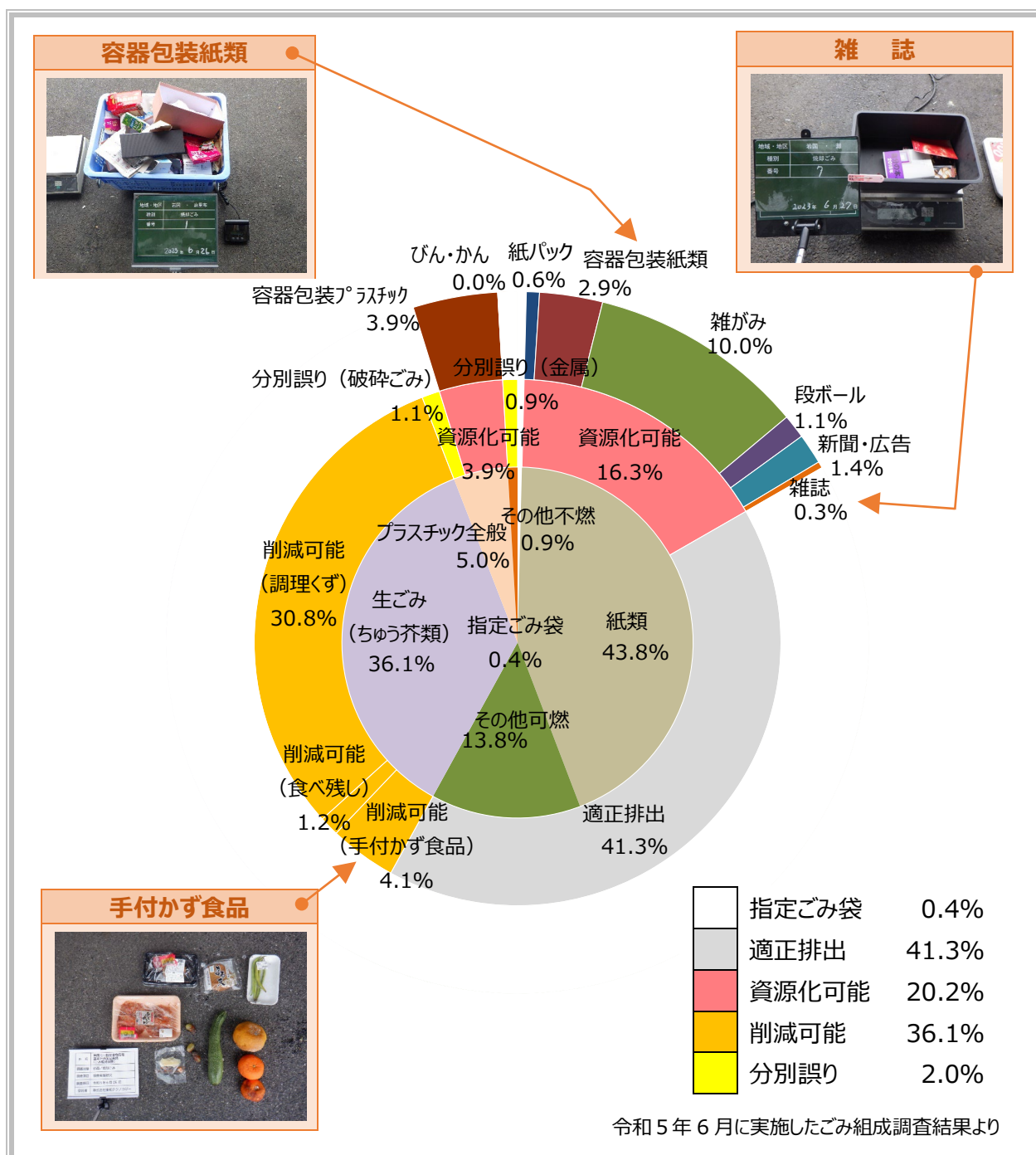
#### (1) 現状

##### ① 焼却ごみ

焼却ごみの性状は、43.8%が紙類、36.1%が生ごみ（ちゅう芥類）であり、両者が焼却ごみのおよそ80%を占めています。

焼却ごみの中には、資源品に分別することで再資源化が可能な紙類やプラスチックが合計で20.2%含まれています。このうち、比較的容易に分別できる段ボール、新聞・広告、雑誌の割合は合計で2.8%です。

一方、賞味期限切れなど手付かずや食べ残しで出された食品が、5.3%含まれています。



■ 図 3-3 焼却ごみ（収集）の性状（湿重量比率）

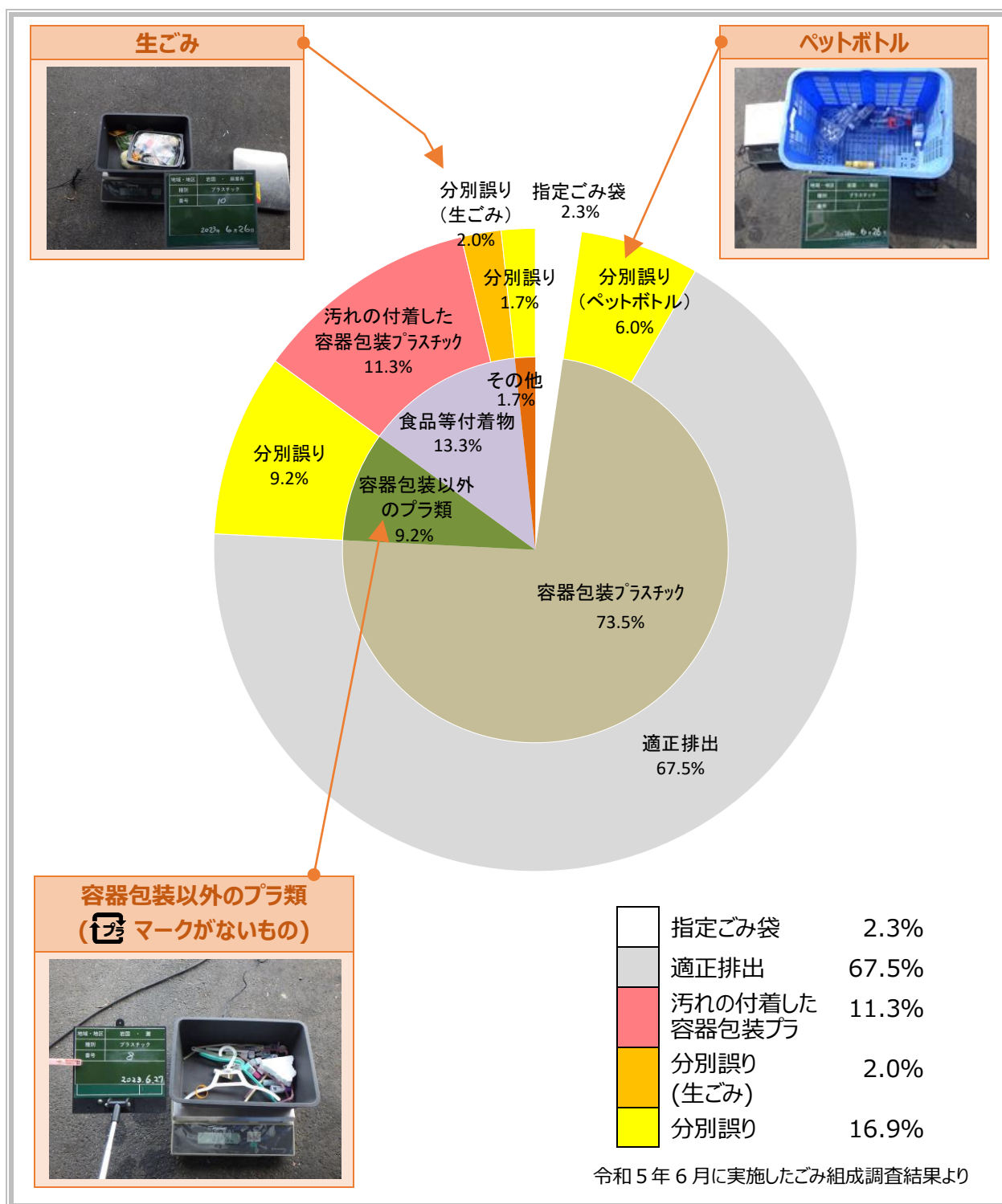


## ② プラスチック類（容器包装プラスチック）

プラスチック類は、適正に排出されていると判断できたもので 67.5%であり、それ以外は汚れが付着したまま出されたものや分別誤りの異物が排出されていました。

分別誤りのごみは、全体の 6.0%がペットボトルで排出され、容器包装以外のプラ類、食品等付着物及びその他の合計で、24.2%が排出されています。

また、汚れの付着した容器包装プラスチックが 11.3%を占めています。

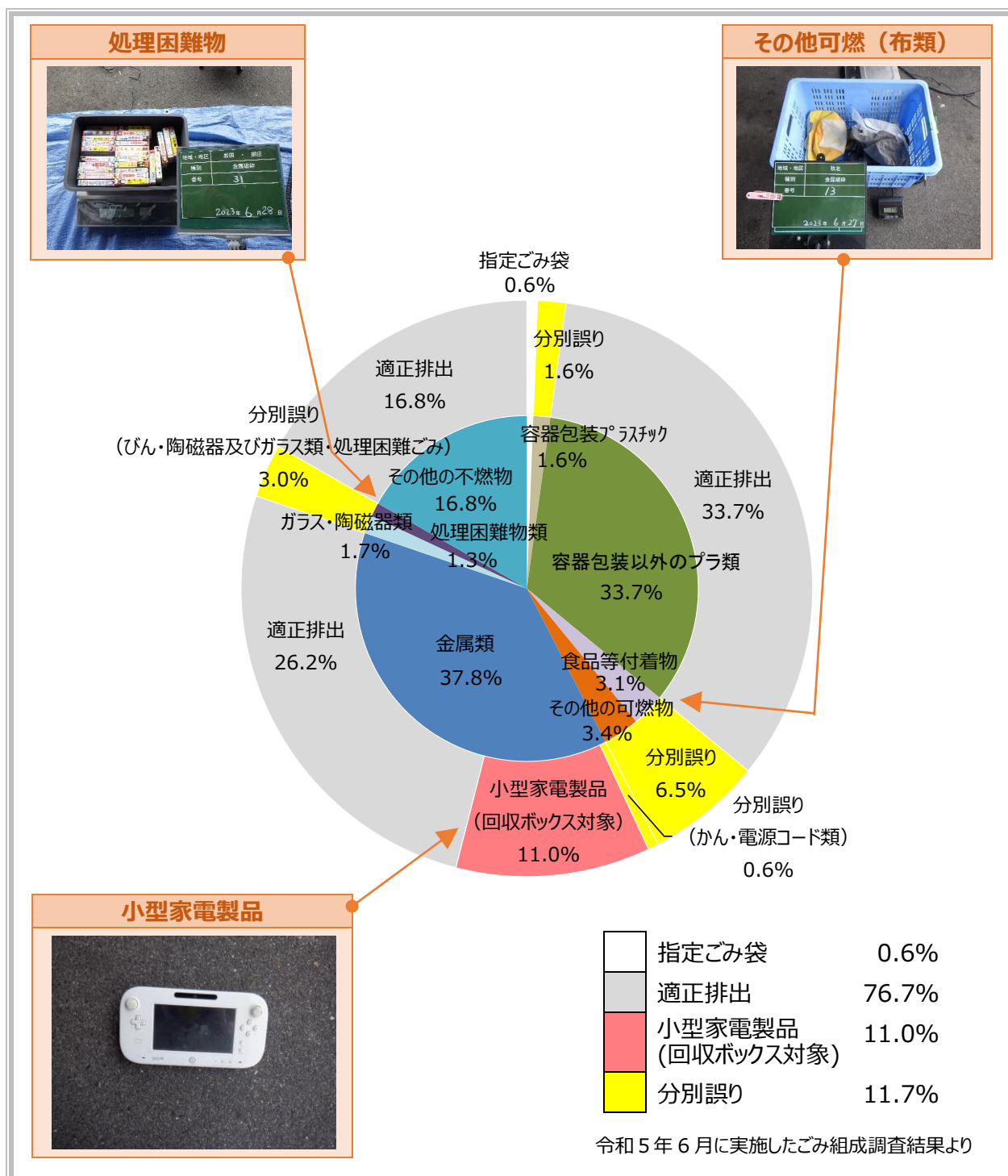


■図 3-4 プラスチック類（収集）の性状（湿重量比率）

### ③ 金属類及び破碎ごみ

今回調査を実施した金属類及び破碎ごみの性状は、容器包装以外のプラ類が 33.7%、金属類が 37.8%、その他の不燃物が 16.8% となっており、これらが金属類及び破碎ごみのおよそ 88% を占めています。

分別誤りのごみとしては、容器包装プラスチックが 1.6%、紙類・布類などのその他の可燃物が 3.4% 含まれており、カセットテープやライターなどの処理困難物も 1.3% 含まれています。また、小型家電回収ボックスに入る大きさ（20cm×40cm 以内）の小型家電製品が 11.0% 含まれています。



■ 図 3-5 金属類及び破碎ごみ（収集）の性状（湿重量比率）

## (2) 課題

### ① 分別誤りや削減可能なごみについて

焼却ごみには、買いすぎ、作りすぎ、作り方などに気を付けることで削減可能な調理くず、手付かず食品や食べ残しが 36%程度、本来プラスチック類や資源品に出すべき資源化可能なごみが 20%程度排出されています。同様に、金属類及び破碎ごみにはおよそ 12%の分別誤りのごみが、プラスチック類にはおよそ 19%の分別誤りのごみが排出されています。

資源化とごみ減量及び適正処理の推進のため、これらの分別誤りや削減可能なごみを減らしていく必要があります。

### ② 汚れの付着したプラスチック類について

プラスチック類には分別誤りに加え、汚れの付着した容器包装プラ類も 11%程度排出されていました。これらはリサイクルプラザで手選別回収する必要があるため、資源化の支障にもなります。手選別による回収除去作業に労力を要していることや洗浄により水質を汚濁していることも踏まえ、焼却ごみへの分別・持ち出しも可能とすることへの啓発の継続が必要です。

### ③ リチウムイオン充電電池の適正な持ち出しについて

不用になった小型家電製品で充電電池が使用され、充電電池が取りはずせるものははずしてから金属類及び破碎ごみとして分別・持ち出し、さらに充電電池が取り外せない小型家電は、充電電池内蔵小型家電として、令和3年4月より資源品としての分別・持ち出し又は使用済み小型家電回収ボックスへの分別・持ち出しをお願いしているところですが、今回のごみ組成調査で金属類及び破碎ごみ等への分別誤りが認められました。このような誤った出し方は、収集運搬時やリサイクルプラザ選別処理時の火災の原因となっていることから、適正な持ち出しに関する啓発の継続が必要です。

### ④ プラスチック資源循環法への対応について

金属類及び破碎ごみとして分別・持ち出しされ、現時点で適正排出となる破碎ごみは、およそ 34%含まれていました。この区分割合のうち、およそ半部分が、製品プラスチック（ マークがないもの）として資源化できる可能性があることが、今回のごみ組成調査により判明しています。令和4年4月からスタートしたプラスチック資源の促進等に関する法律への対応のため、製品プラスチック（ マークがないもの）の資源化に向けた取り組みが必要です。

#### ◆ 容器包装プラスチックについて

容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち「PETボトル」「プラスチック製容器包装」「ガラスびん」「紙製容器包装」を再商品化の対象と定めています。本市では、同法「プラスチック製容器包装」について、容器包装プラスチック（ マークが入った袋や容器類）として分別・持ち出しをお願いしています。

#### ◆ 製品プラスチック（ マークがないもの）について

プラスチック資源循環法で定める「プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製品全般で不要になったもの）」のうち、容器包装リサイクル法で定める「プラスチック類容器包装」を除いたものを指します。本市では、現在、金属類及び破碎ごみへの分別・持ち出しをお願いしています。

## 4. リサイクル・最終処分

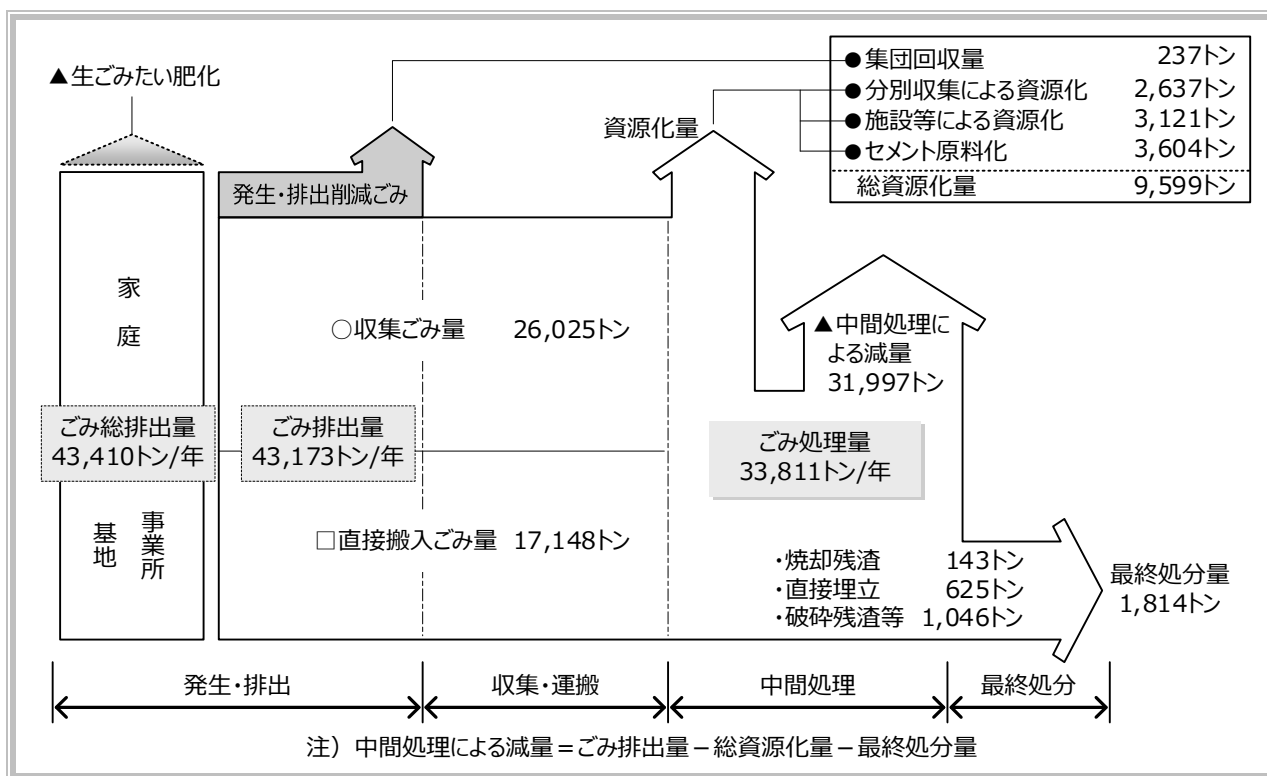
### (1) 現状

令和4年度における本市のごみ総排出量（基地ごみを含む）は43,410トンです。

このうち、住民等による集団回収量も含めた資源化量は5,995トン、焼却灰のセメント原料化量は3,604トン、発電量を換算した資源化量を含めたりサイクル率は39.6%です。

資源化後のごみは、焼却処理等により31,997トンを減量し、残りの1,814トンを埋立処分しており、最終処分率は4.2%となっています。

ここで、本市のリサイクル率、最終処分率を令和3年度の山口県平均、全国平均と比較すると、全国平均、山口県平均より高い水準にあります。



■ 図 3-6 本市におけるごみ資源化・減量の流れ（令和4年度）

■ 表 3-4 リサイクル率・最終処分率（令和3年度）の比較

| 区分      | リサイクル率        | 最終処分率       |
|---------|---------------|-------------|
| 本 市     | 39.5% (39.6%) | 4.2% (4.2%) |
| 山口県平均   | 32.5%         | 5.2%        |
| 全 国 平 均 | 19.9%         | 8.7%        |

注) 1. リサイクル率 = (総資源化量 + 発電量換算資源化量) ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100

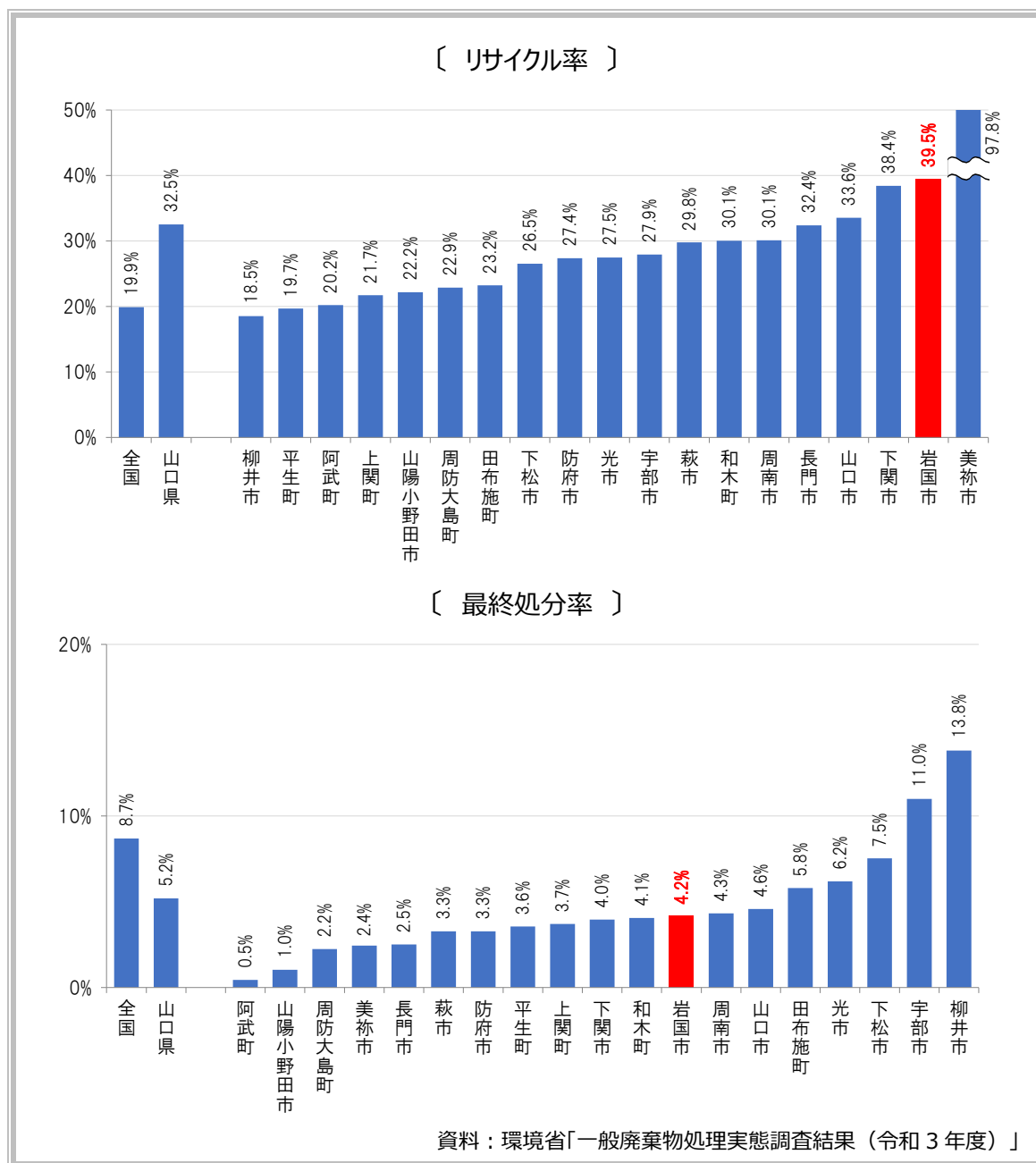
2. 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100

3. 山口県及び全国の値は、環境省ホームページによる。

4. 本市 ( ) 内の数値は、令和4年度の値を示す。

#### ◆ 山口県平均のリサイクル率が高い理由

山口県では、山口エコタウン事業として焼却灰のセメント原料化に取り組む自治体が 17 自治体あります。加えて、可燃ごみをごみ燃料（RDF）化している自治体があり、県平均値を 30% 超に引き上げています。



■ 図 3-7 山口県市町のリサイクル率と最終処分率（令和３年度）

◆ 県内市町のセメント原料化実施等の状況

- ✚ セメント原料化実施自治体（宇部市、美祢市を除く全市町）  
 下関市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、  
 山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
- ✚ 可燃ごみのごみ固形燃料（RDF）化自治体  
 美祢市

（２）課題

本市のリサイクル率、最終処分率は、全国平均、山口県平均より高い水準にあるものの、循環型社会の形成のために、市民、事業者によるごみ削減量や資源化量を増やしていくことが必要です。また、容量に限りのある最終処分場を長く使っていくため、埋立物の焼却処理等による最終処分量の削減が必要です。



## 5. ごみ処理処分システム

### (1) 現状

本市域から排出されるごみは、焼却施設、資源化处理施設、最終処分場により、一連のごみの再資源化や減量、最終処分を行っています。

本市域及び和木町から排出された焼却ごみは、サンライズクリーンセンターで焼却処理を行っています。処理後の焼却灰は、セメント原料として再資源化しています。

また、本市域から排出された金属類及び破碎ごみやプラスチック類、びん類やかん類、ペットボトル等、さらに和木町から排出されたプラスチック類は、岩国市リサイクルプラザで破碎・選別処理あるいは一時保管し、再生利用と減容化等を行っています。処理した後の破碎残渣は、岩国市日の出町最終処分場に埋立処分しています。

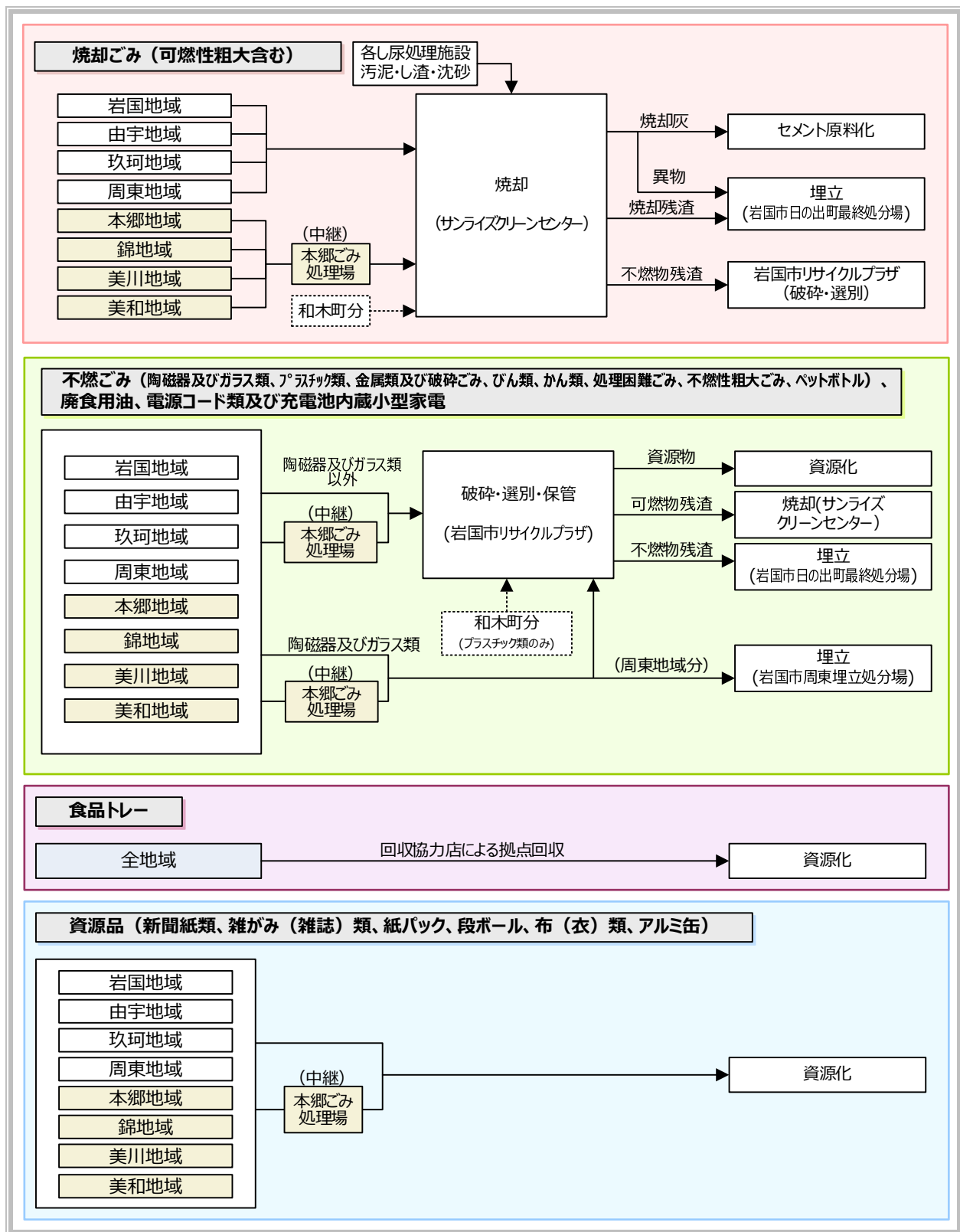
ごみ処理の効率化を促進するため、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域のごみは、岩国市本郷ごみ処理場にて中継運搬を行っています。

なお、古紙類などの資源品は、業者に直接搬入して資源化しています。

■表 3-5 施設概要

| 施設名     |                  | 処理対象ごみ                 | 対象地域                      | 供用開始年月      |
|---------|------------------|------------------------|---------------------------|-------------|
| 焼却施設    | サンライズクリーンセンター    | 焼却ごみ                   | 全地域<br>(和木町分も受入れ)         | 平成 31 年 4 月 |
| 資源化处理施設 | 岩国市<br>リサイクルプラザ  | 陶磁器及びガラス類              | 全地域<br>(和木町分のプラスチック類も受入れ) | 平成 11 年 4 月 |
|         |                  | プラスチック類                |                           |             |
|         |                  | 金属類及び破碎ごみ              |                           |             |
|         |                  | びん類                    |                           |             |
|         |                  | かん類                    |                           |             |
|         |                  | 処理困難ごみ                 |                           |             |
|         |                  | 粗大ごみ                   |                           |             |
|         |                  | ペットボトル                 |                           |             |
| 中継施設    | 岩国市<br>本郷ごみ処理場   | 全分別品目                  | 本郷地域、錦地域、<br>美川地域、美和地域    | 昭和 50 年 4 月 |
| 最終処分場   | 岩国市<br>日の出町最終処分場 | 焼却残渣・破碎残渣<br>陶磁器及びガラス類 | 全地域                       | 平成 14 年 4 月 |
|         | 岩国市<br>周東埋立処分場   | 陶磁器及びガラス類<br>(安定物のみ)   | 周東地域                      | 昭和 59 年 4 月 |

注) 1. 現在供用中の施設を掲載。



■ 図 3-8 本市のごみ処理の流れ（令和 4 年度）

## （２）課題

サンライズグリーンセンターは、平成 31 年 4 月から本稼働しており、効果的に運用するためには、引き続き適切な維持管理が必要です。

リサイクルプラザは、供用開始から 25 年目を迎えており老朽化への対応に加え、プラスチック資源循環法への対応のため、施設の長寿命化あるいは更新を視野に入れた検討が必要です。



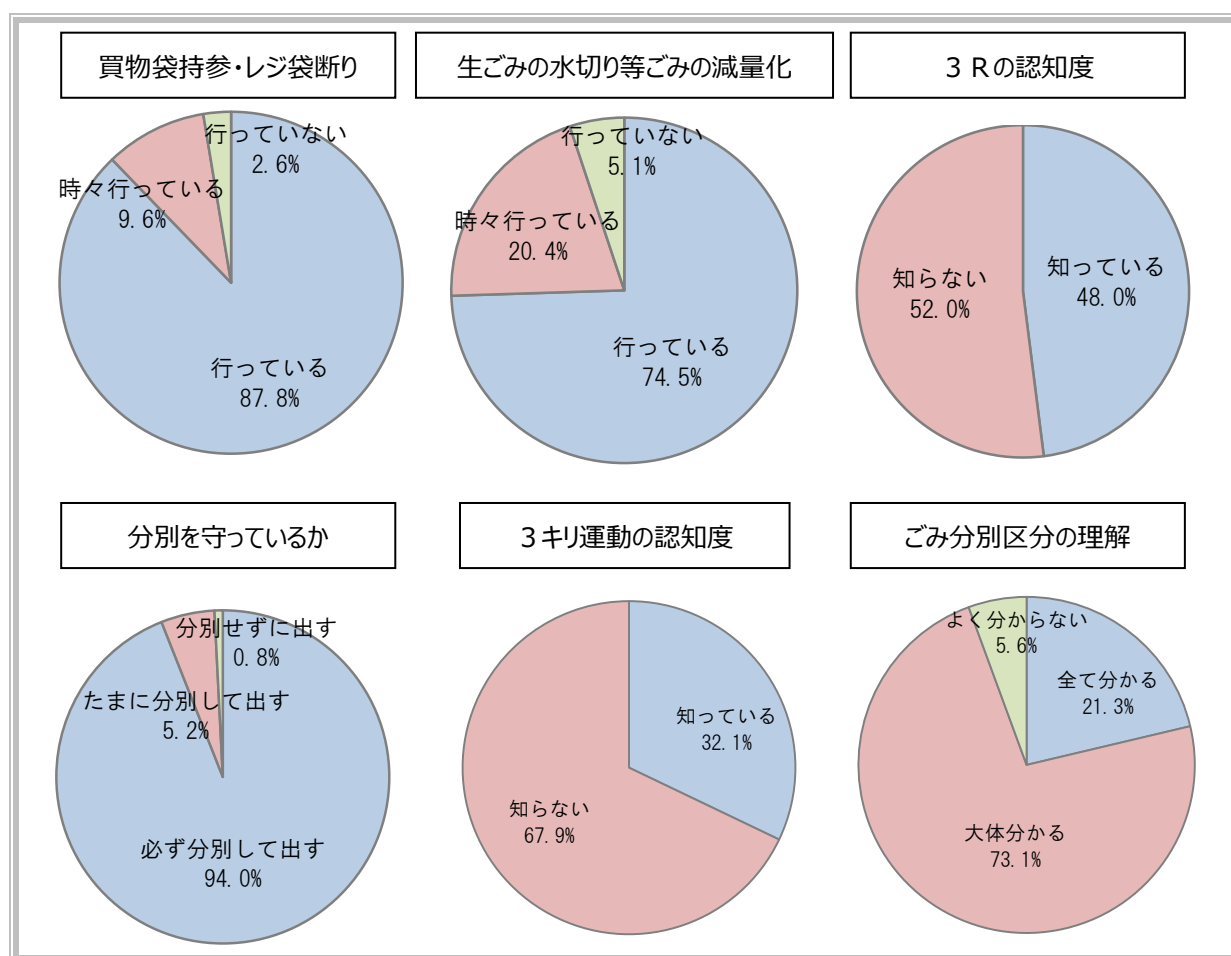
## 6. 市民意識等

### (1) 現状

市民アンケート調査（令和5年8月実施、アンケート数1,500、回答数652）では、「3Rの認知度」や「循環型社会の認知度」は40～50%程度が「知っている」と回答しています。

ごみ排出削減に関する取り組みは、「買物袋の持参やレジ袋・過剰包装の断り」や「生ごみ水切り等のごみの減量化」など、70～90%の市民が行っている取り組みがある一方で、「リース・レンタルの活用」、「不要品の譲り合い」、「ばら売り、量り売り商品の選択」など、あまり行われていない取り組みもあります。

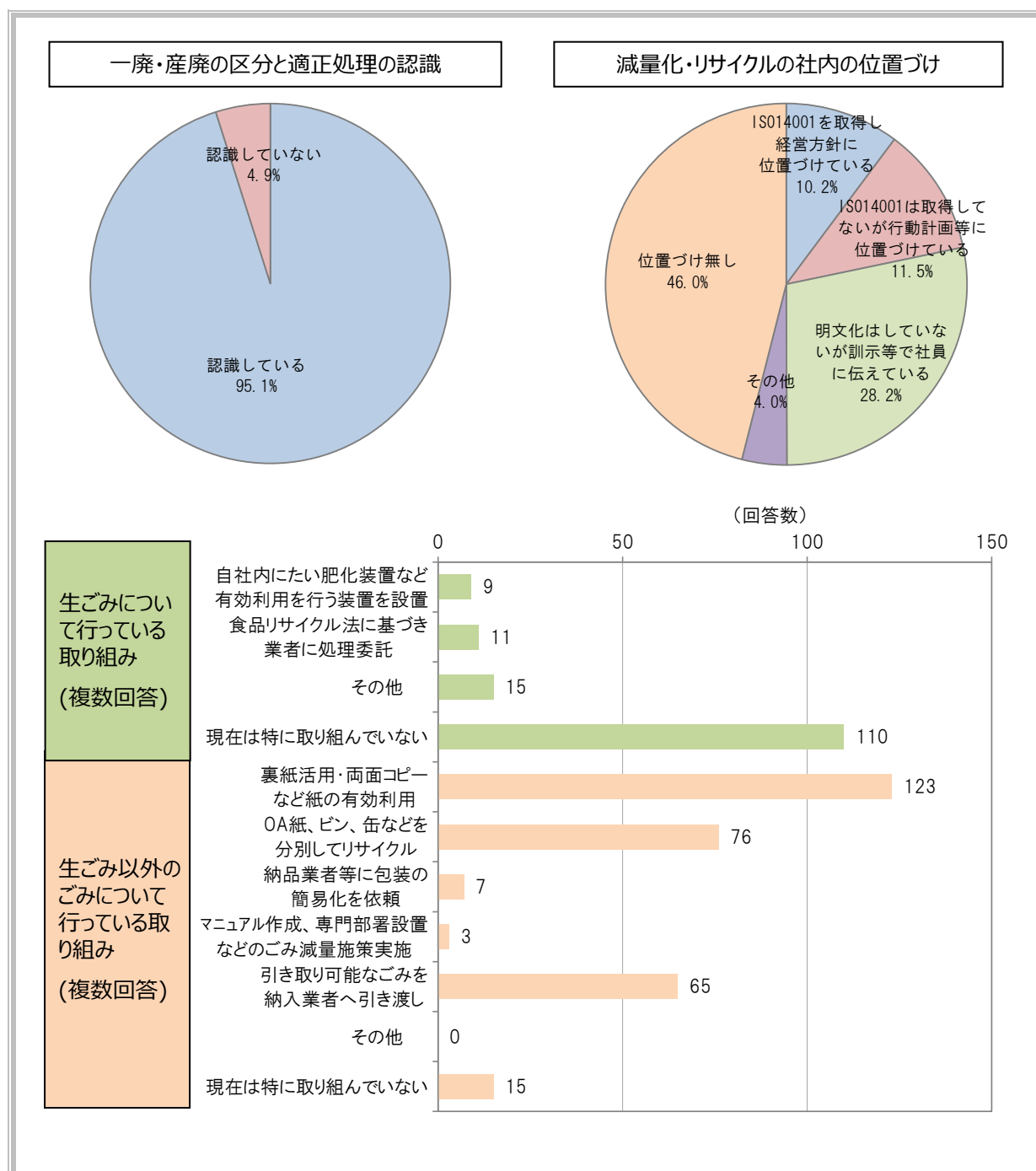
また、10種20分類のごみ分別は、「大体分かる」を含めて95%程度の市民が分別区分を理解しており、分別をせずにごみを出しているとの回答はごくわずかでした。



■ 図 3-9 市民アンケート調査結果（抜粋）（令和5年8月実施）

事業者の意識等は、事業者アンケート調査（令和5年8月実施、アンケート数500、回答数182）によると、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を認識していない事業所が5%程度ありました。また、減量やりサイクルを経営方針に位置づけていない事業所が45%程度ありました。

ごみ減量や有効利用の取り組みは、生ごみについて取り組んでいないとする事業所が 75% 程度（145 事業所の回答のうち）であったのに対し、古紙類等は、75%以上（160 事業所の回答のうち）の事業所が取り組んでいる状況にありました。



■図 3-10 事業者アンケート調査結果（抜粋）（令和 5 年 8 月実施）

## （2）課題

市民に対しては、3Rや循環型社会についての認知度向上を図るとともに、より一層ごみ排出削減の取り組みの実践を推進していく必要があります。また、事業者に対しては、適正処理の意識向上や事業系ごみの排出削減、リサイクル推進のために啓発や支援等が必要です。

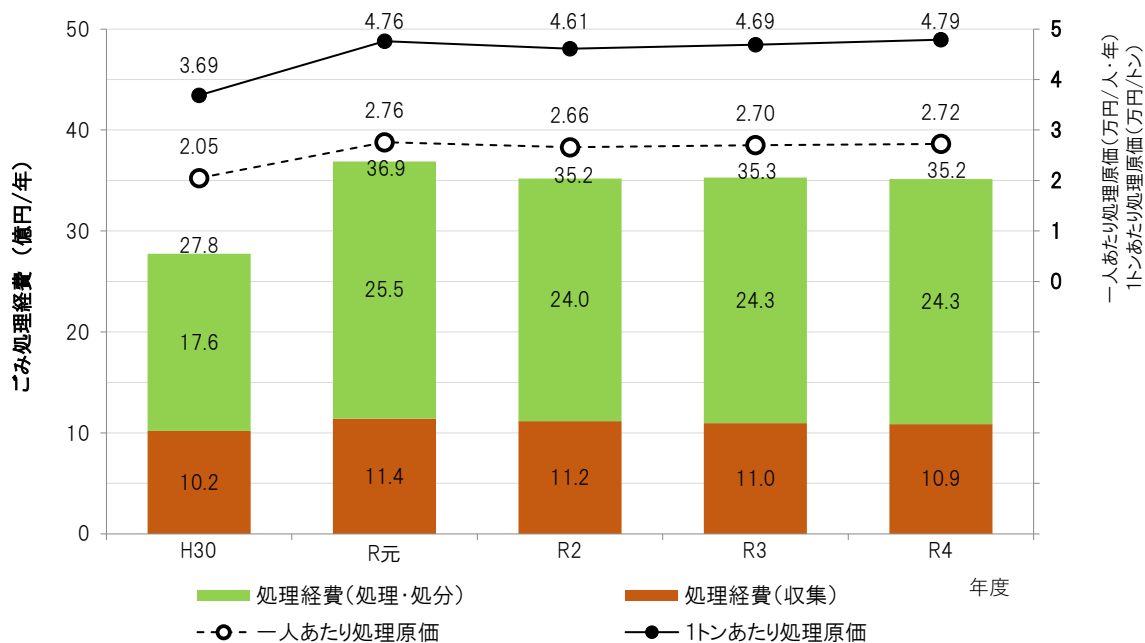
## 7. ごみ処理経費

### (1) 現状

本市の年間ごみ処理経費は、令和4年度において約35億2千万円です。内訳は、収集経費が約10億9千万、処理・処分経費が約24億3千万円です。

市民1人あたりにすると約27,200円、ごみ1トンあたりにすると約47,900円となります。

| 年 度           |    | 平成30      | 令和元       | 令和2       | 令和3       | 令和4       |
|---------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収集経費          | 千円 | 1,019,882 | 1,141,760 | 1,115,532 | 1,096,694 | 1,088,070 |
| 処理経費          | 千円 | 1,756,044 | 2,547,646 | 2,402,734 | 2,433,455 | 2,427,168 |
| ごみ処理経費(収集+処理) | 千円 | 2,775,926 | 3,689,406 | 3,518,267 | 3,530,149 | 3,515,238 |
| 一人あたり処理原価     | 円  | 20,469    | 27,571    | 26,584    | 27,008    | 27,242    |
| 1トンあたり処理原価    | 円  | 36,857    | 47,588    | 46,117    | 46,879    | 47,899    |



注) 令和元年度よりサンライズクリーンセンター供用開始

資料：岩国市環境事業課「清掃事業概要」

■ 図 3-11 ごみ処理経費の推移

### (2) 課題

ごみ処理経費には最低限必要なものがあるため、ごみ量を減らしたとしても必ずしもその割合だけ処理経費は小さくなりませんが、処理を効率化することで削減することは可能です。

そのため、現在の処理システムを効率的なものとする必要があります。

## 第2節 基本理念

本市では、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指して、平成 21 年に策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「市民・事業者・行政が協働・共創して廃棄物や生活排水問題に取り組むことで地域の環境を守り、もって地球環境保全に寄与する」という理念の下、様々な施策の展開や、市民・事業者の取り組みの実践等、様々な努力を重ねてきました。

今回は、令和 6 年度を初年度として令和 20 年度を計画目標年度とする 15 年間の計画として、新たに策定し、令和 6 年度から令和 10 年度までの前期 5 ヶ年計画として、更なる施策の推進を図ります。

本計画では「地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち」を目標とする姿とし、① 3 R の推進、②市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進、③地球環境保全の推進を基本理念とします。

### 目標とする姿

地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち

### 基本理念

#### ① 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみを作らない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用するまちづくりを目指し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進します。

#### ② 市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、また、共に創造して循環型社会づくりに取り組みます。

#### ③ 地球環境保全の推進

地域環境に留まらない、地球環境保全を達成できる処理システムを構築し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

■ 図 3-12 ごみ処理の基本理念

### 第3節 基本方針

本市におけるごみ処理の基本方針は、図 3-13 の通りです。

本市において、地域資源を活用したまちづくりを進め、「持続可能な循環型社会の形成」を達成するため、①ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進、②ごみの適正処理の啓発と推進、③環境美化の推進を基本方針とします。

#### 基本方針

##### ① ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

ごみの発生・排出削減やリサイクルをより推進するために、市民や事業者への啓発、周知等の取組を推進します。

- 市民・事業者への啓発活動の推進
- 分別方法の周知徹底
- リサイクルの推進
- 資源化処理施設「リサイクルプラザ」の現況把握と今後の整備方針の検討

##### ② ごみの適正処理の啓発と推進

ごみの適正処理や災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を実現するために、災害廃棄物の処理に向けた計画の推進や周知等の取組を推進します。

- サンライズグリーンセンターの活用
- 岩国地域災害廃棄物処理計画の改定
- 災害廃棄物の処理に関する協定の締結・改定等
- 災害廃棄物排出方法の住民周知

##### ③ 環境美化の推進

環境の保全や、住みよい住環境づくりを実現するために、不法投棄への対策等を通じた環境美化等の取組を推進します。

- 不法投棄されない環境をつくるための環境美化活動の推進
- 啓発活動の推進

■図 3-13 ごみ処理の基本理念

## 第4節 数値目標

本市におけるごみ処理に関する目標値として、発生・排出削減目標、リサイクル目標、最終処分目標、市民意識等の向上に関する目標、環境保全に関する目標を設定します。

### 1. ごみ処理の実績と既定計画の目標値との比較

既定計画では、収集ごみ（家庭系）のごみ排出量について、平成 29 年度 1 人 1 日平均排出量実績値（569.3 グラム）に対し、令和 5 年度において約 33 グラム削減（536 グラム）、直接搬入ごみ（基地ごみ除く）のごみ排出量について、平成 29 年度 1 日平均排出量実績値（36.39 トン）に対し、約 2.4 トン削減（33.95 トン）を目標値としています。

一方、令和 4 年度において、ごみ排出量の実績は収集ごみ 1 人 1 日平均排出量 552.6 グラム、直接搬入ごみは 1 日平均排出量 38.42 トンでした。収集ごみは、平成 29 年度実績より減少していますが、直接搬入ごみは増加しており、いずれも目標値を達成できていない状況にあります。

■表 3-6 既定計画におけるごみ発生・排出削減目標と実績値

|                                               | 実績       |         | 既定計画目標  |
|-----------------------------------------------|----------|---------|---------|
|                                               | 平成 29 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 行政区域内人口（人）                                    | 137,044  | 129,041 | 127,334 |
| 収集ごみ<br>1 人 1 日平均排出量（グラム/人・日）                 | 569.3    | 552.6   | 536.0   |
| 直接搬入ごみ<br>1 日平均排出量（トン/日）                      | 36.39    | 38.42   | 33.95   |
| ごみ総排出量（収集＋直接搬入＋集団回収）<br>1 人 1 日平均排出量（グラム/人・日） | 840.0    | 855.3   | 807.9   |

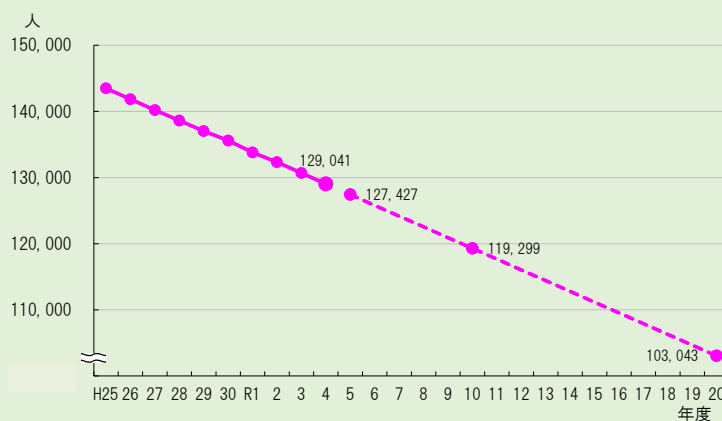
### 2. ごみ発生総量の将来見込み(単純推計)

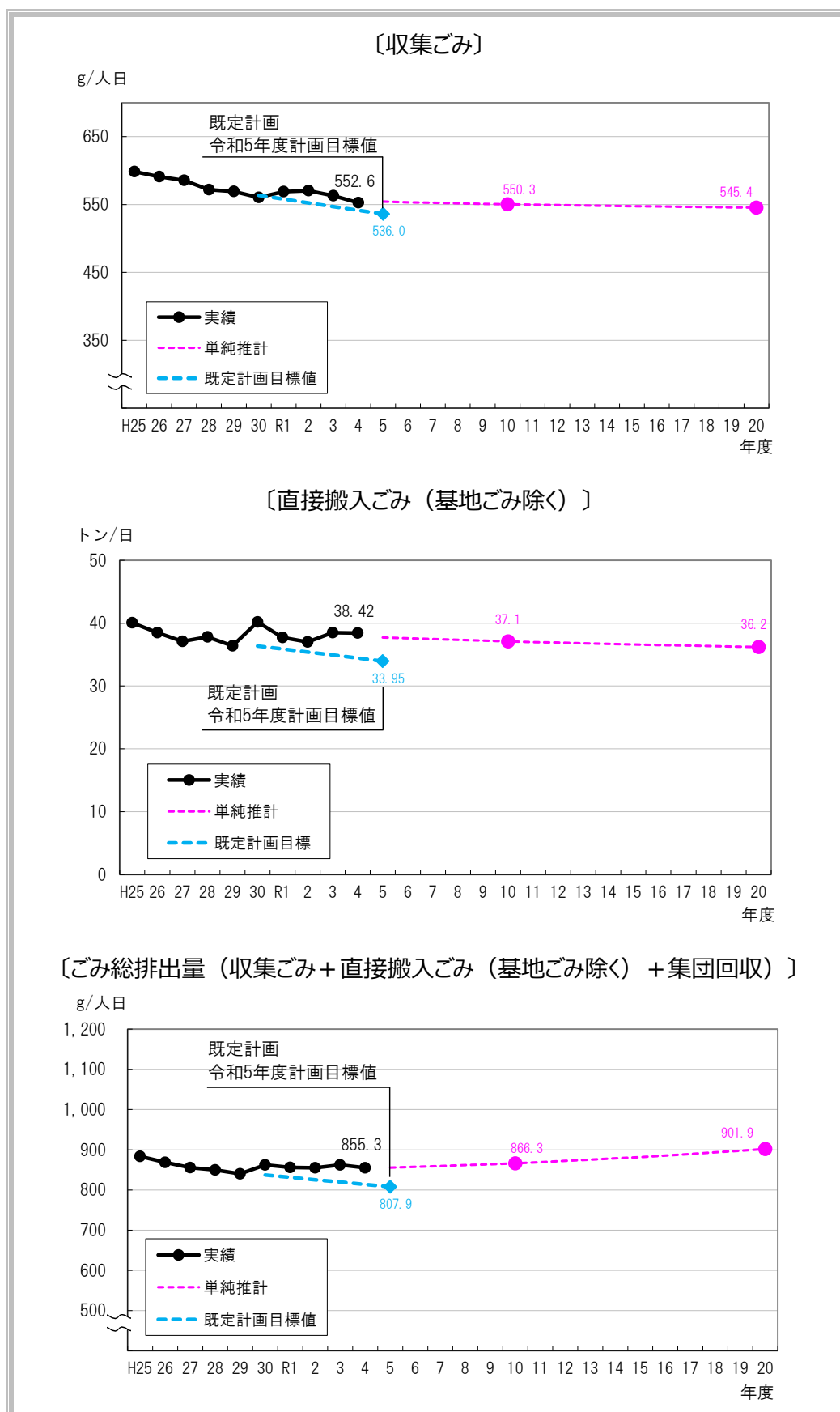
これまでの排出量の実績を基に将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）は、現状レベルの排出量で推移するものと予測されます。

#### ◆行政区域内人口の将来見込みについて

本市の行政区域内人口は減少傾向が継続しており、令和 4 年度は 129,041 人でした。

将来の行政区域内人口も減少すると見込んでいます。





■ 図 3-14 単純推計結果と既定計画におけるごみ発生・排出削減目標

◆ 単純推計とは

過去の実績の変動を踏まえ、基本とする実績値年度の値を基に適切な方法により推計したもので、新たな施策や取り組みを実施せずに現状の傾向のまま推移した場合の予測値です



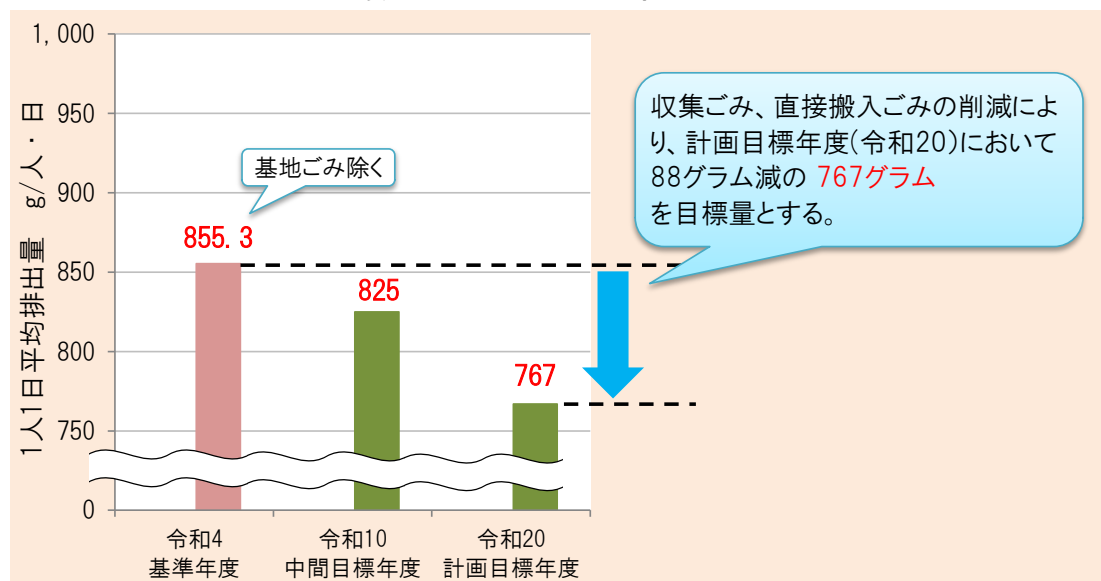
### 3. 数値目標

本計画でも既定計画と同様に、市民・事業者に対する目標を示すため、発生・排出削減目標は基地ごみを除いた目標値として設定します。

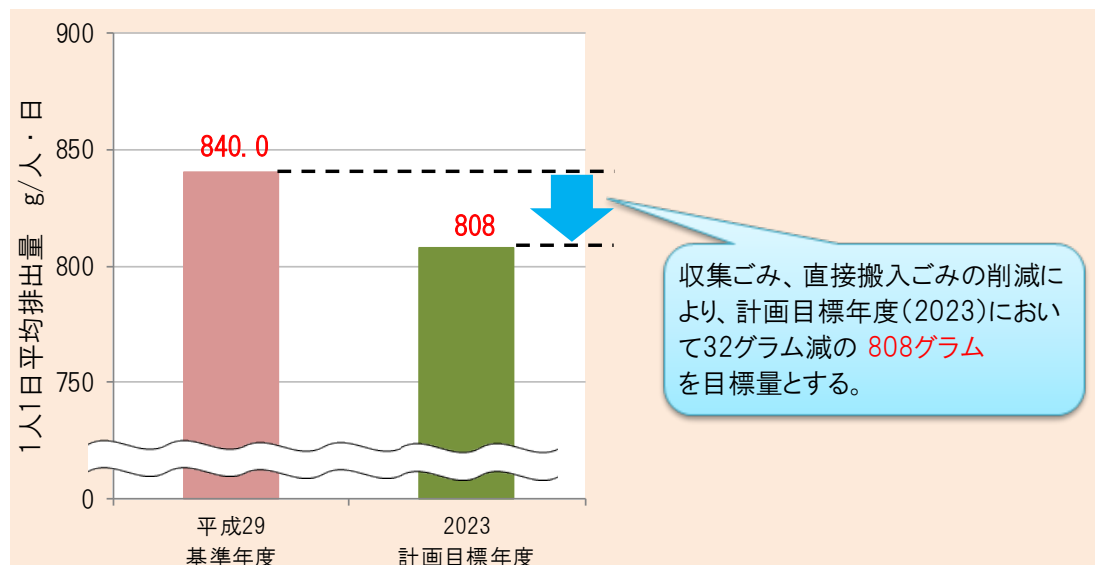
#### (1) 発生・排出削減目標

本計画におけるごみ発生・排出削減目標は、焼却ごみを対象にするものとし、令和4年度に855.3グラムであった1人1日平均ごみ総排出量を、令和10年度の間目標年度において30グラム減の825グラム、令和20年度の計画目標年度において88グラム減の767グラムにします。

#### ●ごみ総排出量（収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収）の発生・排出削減目標



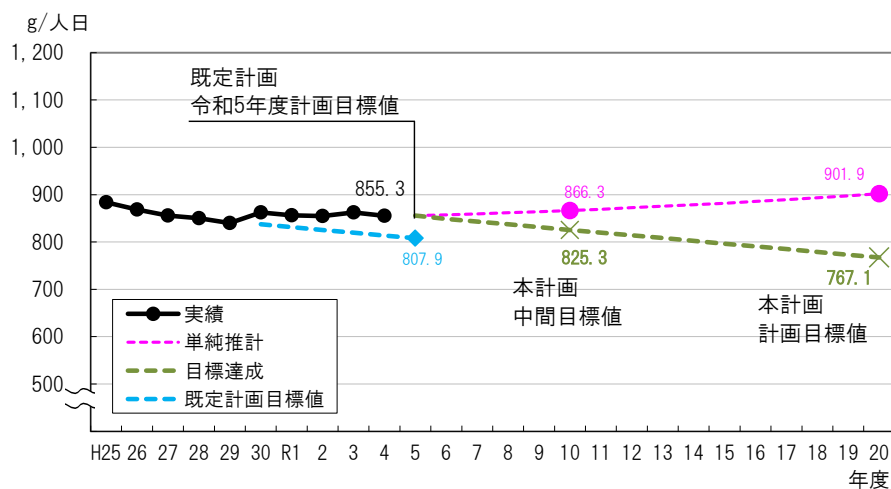
#### ●既定計画



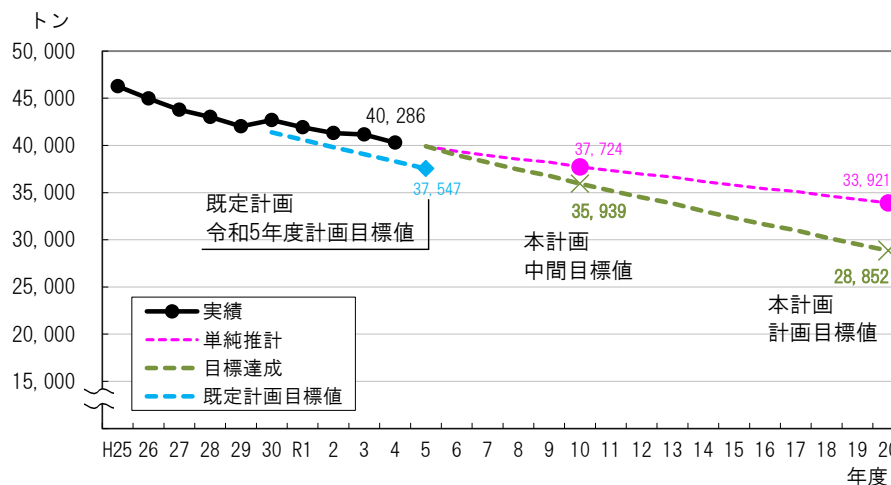
■図 3-15(1) ごみ発生・排出削減目標

●ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収）の将来見込み

〔1人1日平均排出量〕



〔ごみ総排出量〕



■図 3-15(2) ごみ発生・排出削減目標（続き）

## ① 収集ごみの対象品目と削減量等

収集ごみの発生・排出削減目標値は、焼却ごみやプラスチック類、金属類及び破碎ごみの組成調査結果を基に設定しました。

ごみの組成調査結果から、焼却ごみには『もったいない』という意識を持って生活することや分別の徹底により、削減や再資源化が可能なものが含まれていることがわかりました。

そこで、本計画では、焼却ごみに含まれるもののうち削減が可能なものを発生・排出削減対象品目として、再資源化が可能なものを再資源化対象品目として分類し、具体的な削減方法を示して目標量を設定するものとししました。

これらのごみを対象に、令和4年度に552.6グラムであった収集ごみの1人1日平均排出量を、令和10年度の間目標年度において約26グラム減の527グラム、令和20年度の計画目標年度において約73グラム減の480グラムにします。

### 対象品目

#### ○ 発生・排出削減

ごみ発生・排出削減目標を達成するためには、「ムダなものを買わない」、「ものを大事にし、長く使用する」ことが重要となります。

ここでは、わかりやすい目標を設定するため、焼却ごみに含まれている削減可能な品目のうち、次の2品目を対象としました。

#### ✚ 『手付かず食品』

ムダなものを買わない、食事はちょうどよい量を作るなどを心がけることで、削減することが可能です。

#### ✚ 『調理くず』

調理くずは、大根の皮をきんぴらに調理するなどのエコクッキング及び生ごみ処理機器等で処理するなどで、削減することが可能です。

#### ○ 再資源化（分別徹底による資源化の促進）

焼却ごみに含まれている古紙類等について、資源品として分別するか、あるいは地域の回収に出す等により再資源化を進められます。ここでは、資源品として位置づけられている以下の7品目を対象としました。

#### ✚ 『紙パック』『段ボール』『雑誌』『新聞・広告』『雑がみ』『容器包装紙類』

紙パック等の古紙類は、資源品として分別収集しています。よって、焼却ごみに排出されているこれらの品目は、分別徹底することで再資源化が可能です。

具体的には、資源品として分別するか、地域の資源回収、あるいは量販店等の拠点回収に出すことで再資源化できます。

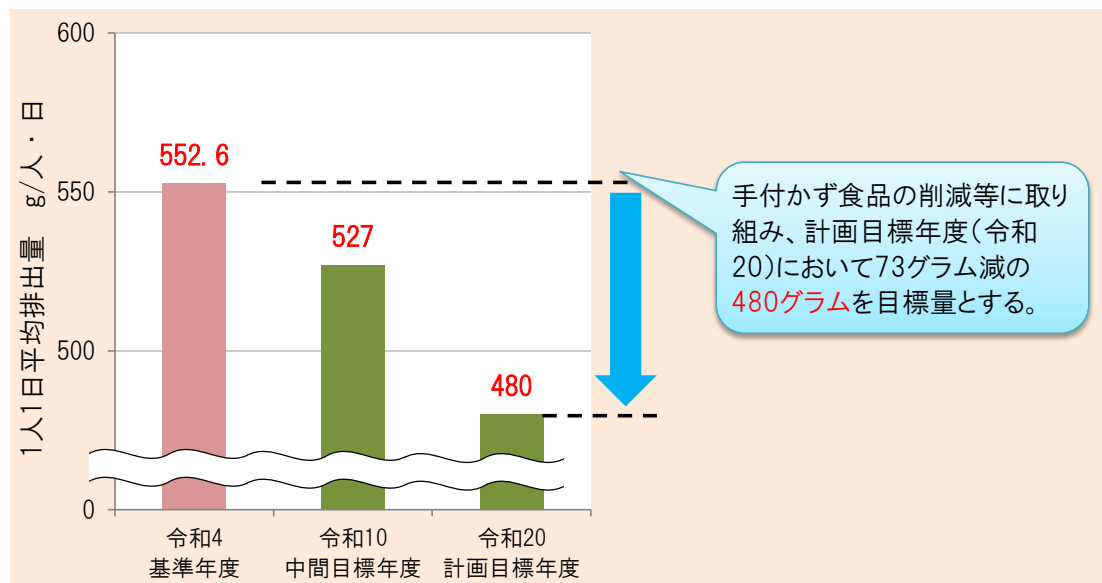
#### ✚ 『容器包装プラスチック類』

容器包装プラスチック類は、プラスチック類として分別収集しています。紙類と同様に分別徹底することで再資源化できます。

注) 1. 分別徹底による資源品の増加に関しては、ごみ排出量は変化しないため、ごみ発生・排出削減目標値への影響はありませんが、リサイクル率アップには寄与します。

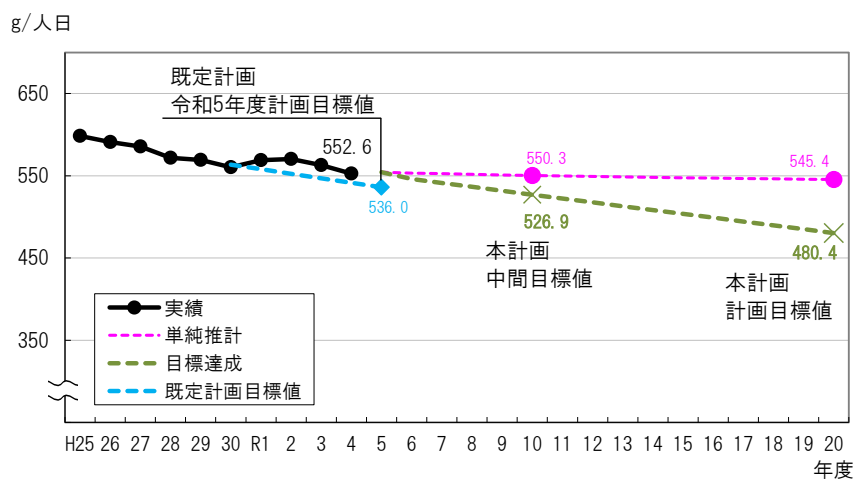
## 目標量

### ● 収集ごみの発生・排出削減目標値

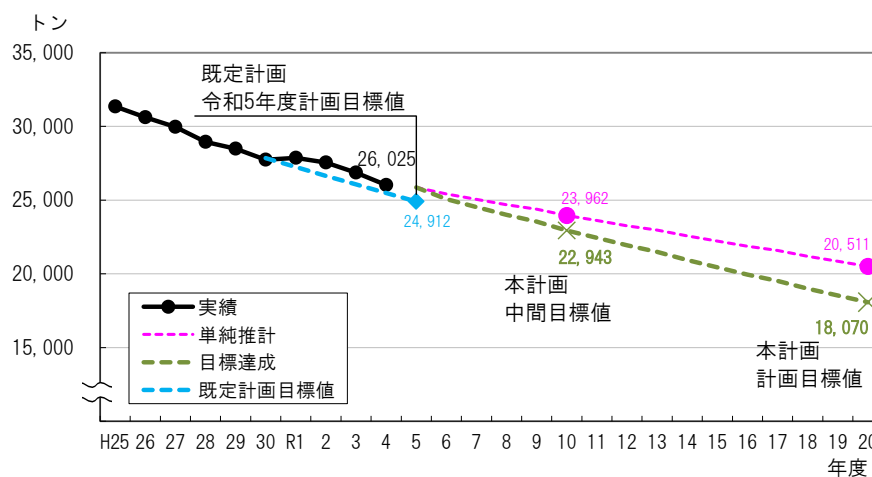


### ● 収集ごみの将来見込み

〔1人1日平均排出量〕



〔年間排出量〕



■ 図 3-16 収集ごみの発生・排出削減目標

## ② 直接搬入ごみの対象品目と削減量等

事業系ごみが大部分を占める直接搬入ごみの発生・排出削減目標値は、焼却ごみを対象に設定しました。特に、許可業者搬入ごみは、多量に排出する事業者のごみも含まれており、OA紙やちゅう芥類、古紙類などが排出されています。よって、これらを対象としました。

これらのごみを対象に、令和4年度に38.42トンであった直接搬入ごみの1日平均排出量を、令和10年度の中間目標年度において約3トン減の35.0トン、令和20年度の計画目標年度において約9トン減の29.0トンにします。

### 対象品目

#### ○ 発生・排出削減

##### 『OA紙』『ちゅう芥類』

OA紙やちゅう芥類は、事業者自らの取り組みにより削減可能です。OA紙は本市が推進する機密文書のリサイクルに取り組むことで、ごみとして出さずに済みます。

また、ちゅう芥類は、たい肥化や売れ残りが出ないように仕入れを行うことなどにより削減することが可能です。

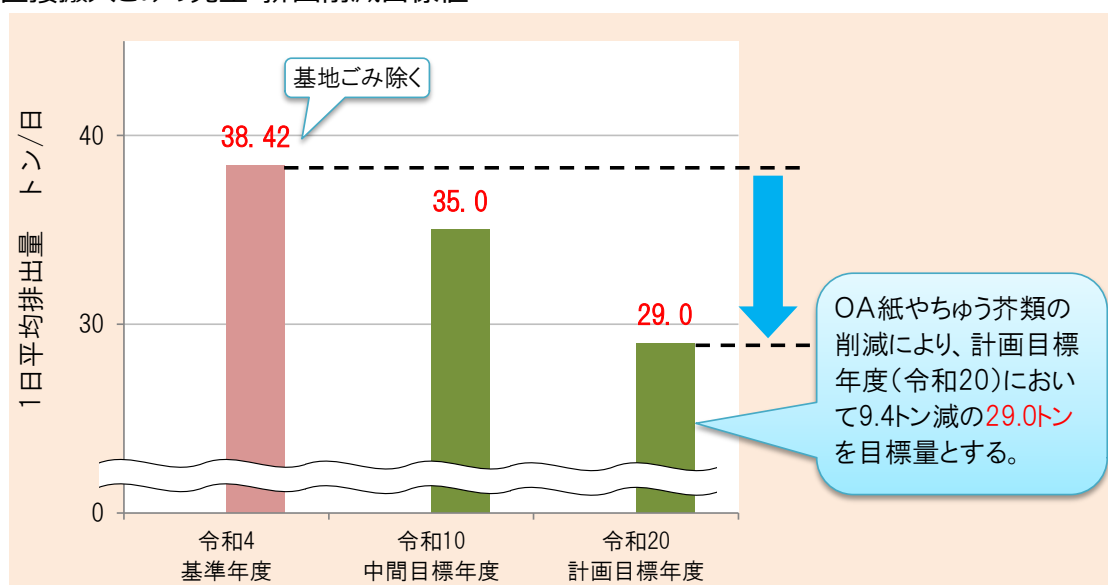
#### ○ 再資源化（分別徹底による資源化の促進）

##### 『古紙類』『容器包装プラスチック類』

段ボール等の古紙類及び容器包装プラスチック類は、分別することで再資源化できます。

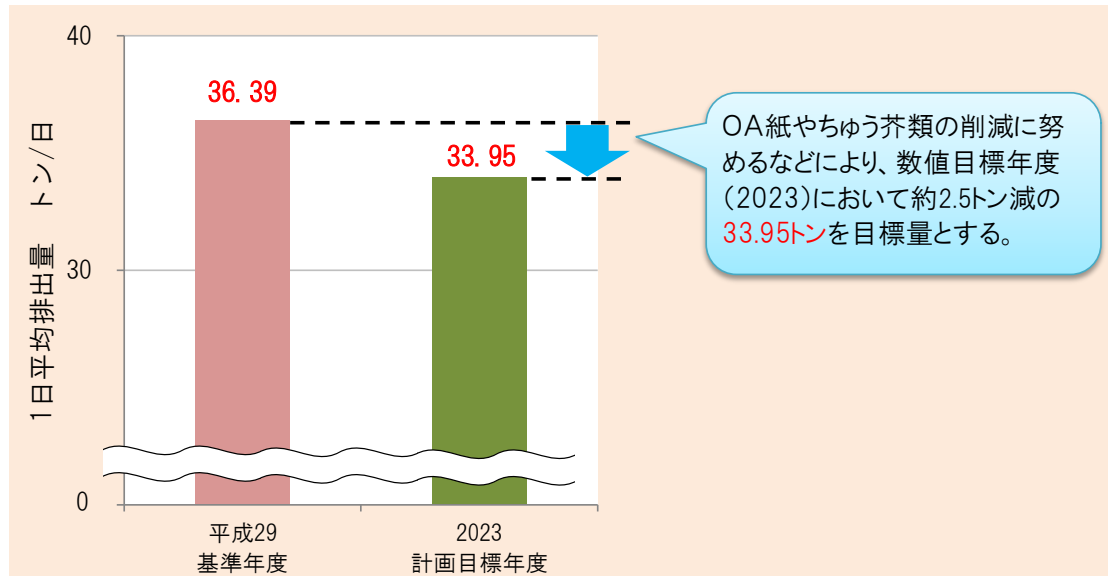
### 目標量

#### ● 直接搬入ごみの発生・排出削減目標値



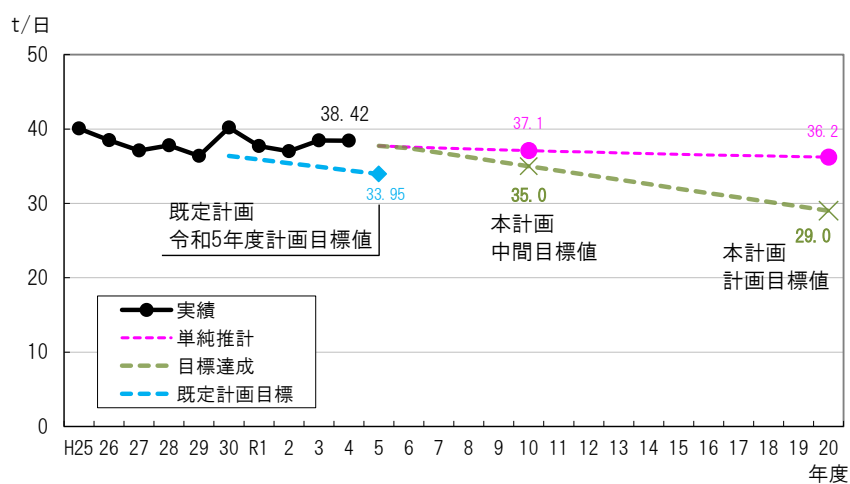
■ 図 3-17(1) ごみ発生・排出削減目標

## ●既定計画

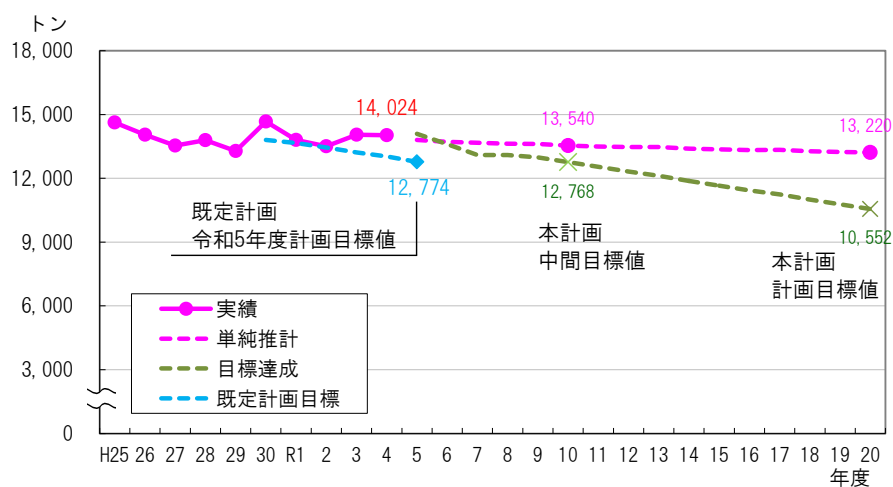


## ●直接搬入ごみの将来見込み

〔1日平均排出量〕



〔年間排出量〕

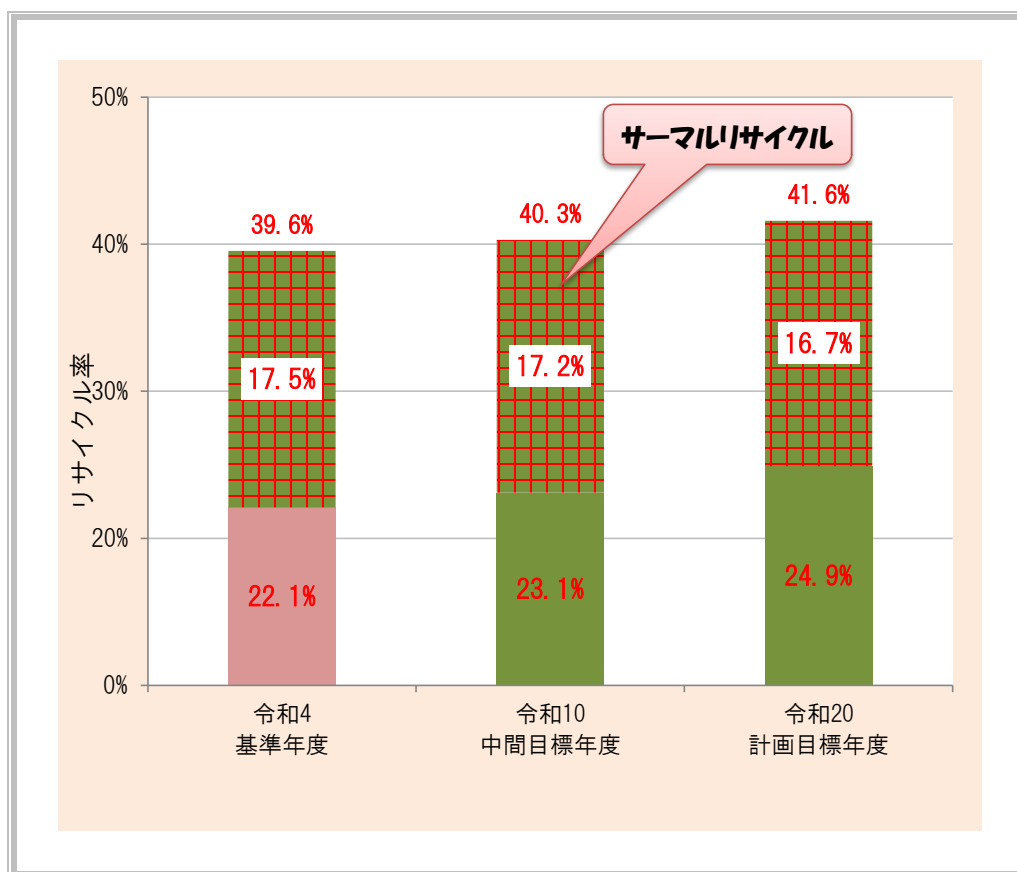


■図 3-17(2) ごみ発生・排出削減目標 (続き)

## (2) リサイクル目標

### ● サンライズグリーンセンターによる発電量を含めたリサイクル率

サンライズグリーンセンターでは、発電によるサーマルリサイクルを行っています。この発電量をごみ量に換算し、資源化量に合算した場合のリサイクル率は、中間目標年度である令和10年度に40.3%、計画目標年度である令和20年度に41.6%とします。



■ 図 3-18 リサイクル目標（発電量を含めたリサイクル率）

### ◆ サーマルリサイクルとは

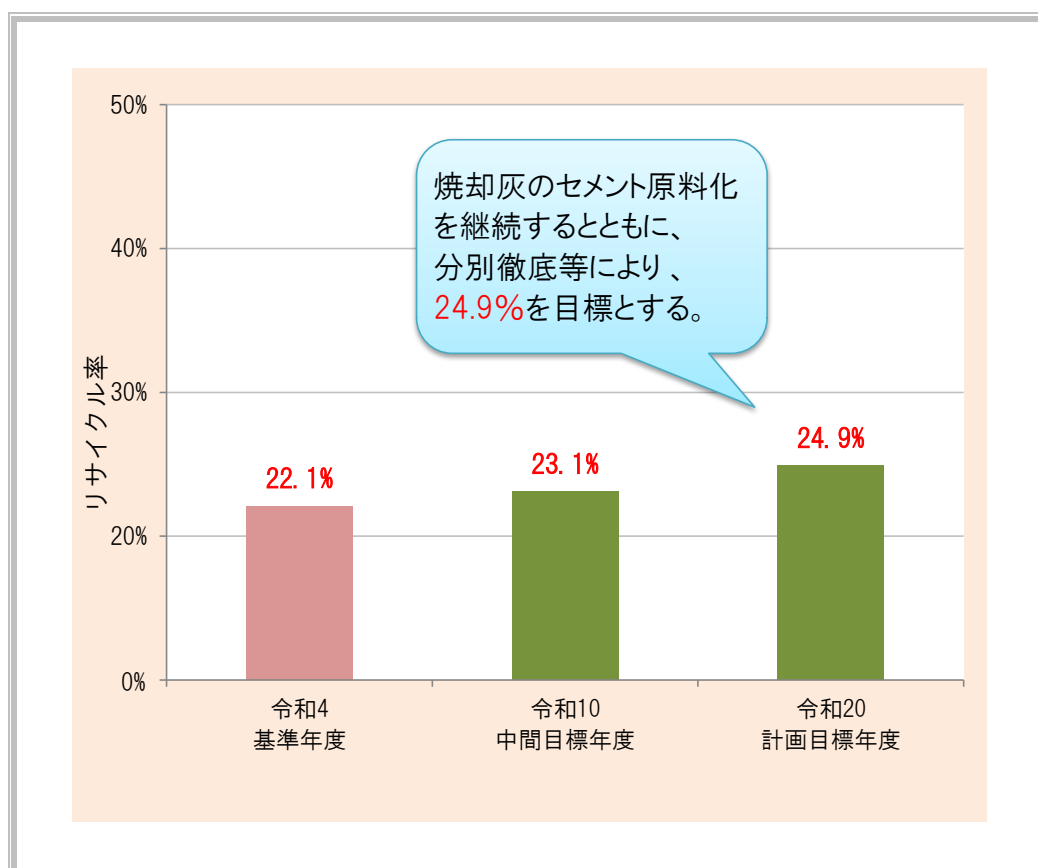
ごみを燃やした際に発生する熱をエネルギーとして利用することです。具体的には、回収した熱を冷暖房や温水プールの熱源としたり、蒸気のかたちで回収し、発電に利用することです。



◆（参考）サンライズグリーンセンターによる発電量を含めない場合のリサイクル率

サンライズグリーンセンターによる発電量を含めない場合のリサイクル率は、中間目標年度である令和10年度に23.1%、計画目標年度である令和20年度に24.9%となることが見込まれます。

なお、資源化量は令和4年度実績値の9,600トン程度から、中間目標年度である令和10年度に9,000トン程度まで減少することが見込まれます。これは、新聞や雑誌といった古紙類等の減少が今後も続くと思込むためです。

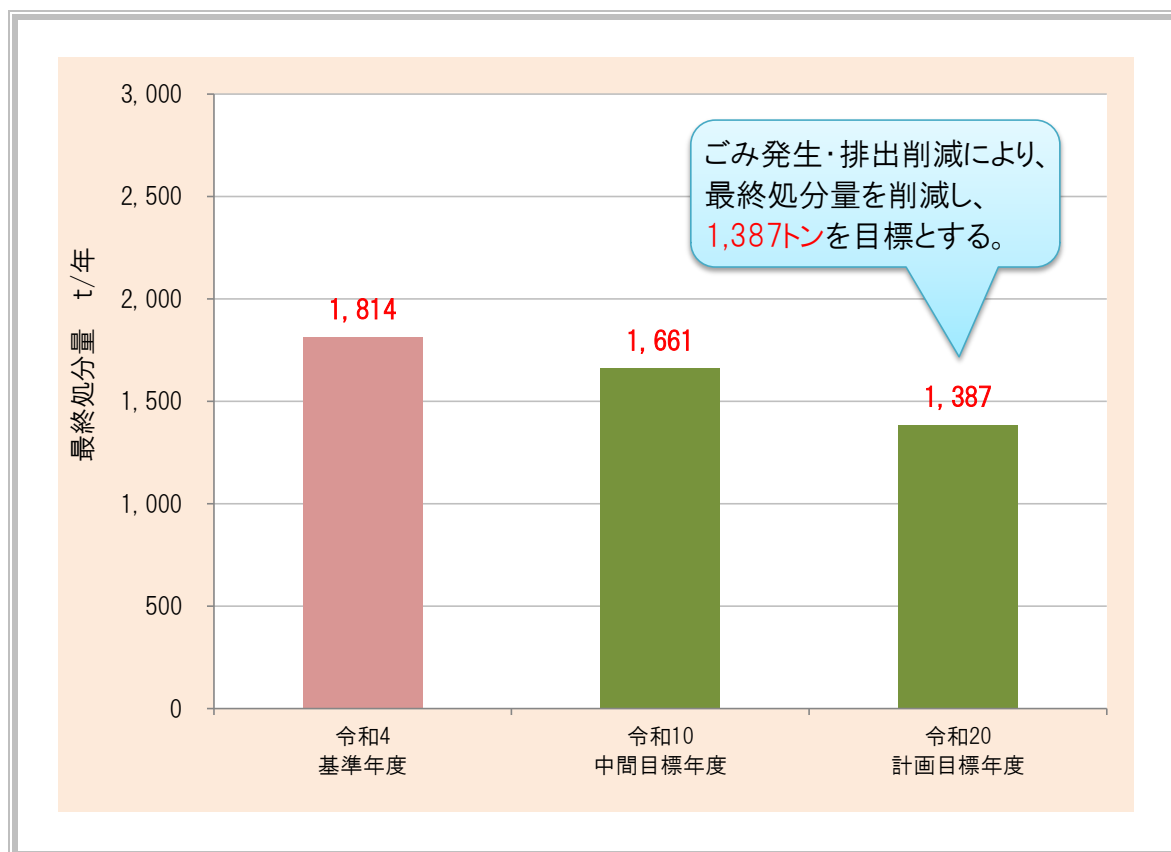


■ 図 3-19 発電量を含めないリサイクル率（参考）

### (3) 最終処分目標

最終処分目標は、中間目標年度である令和 10 年度において最終処分量を 1,661 トンに、計画目標年度である令和 20 年度において最終処分量を 1,387 トンにします。

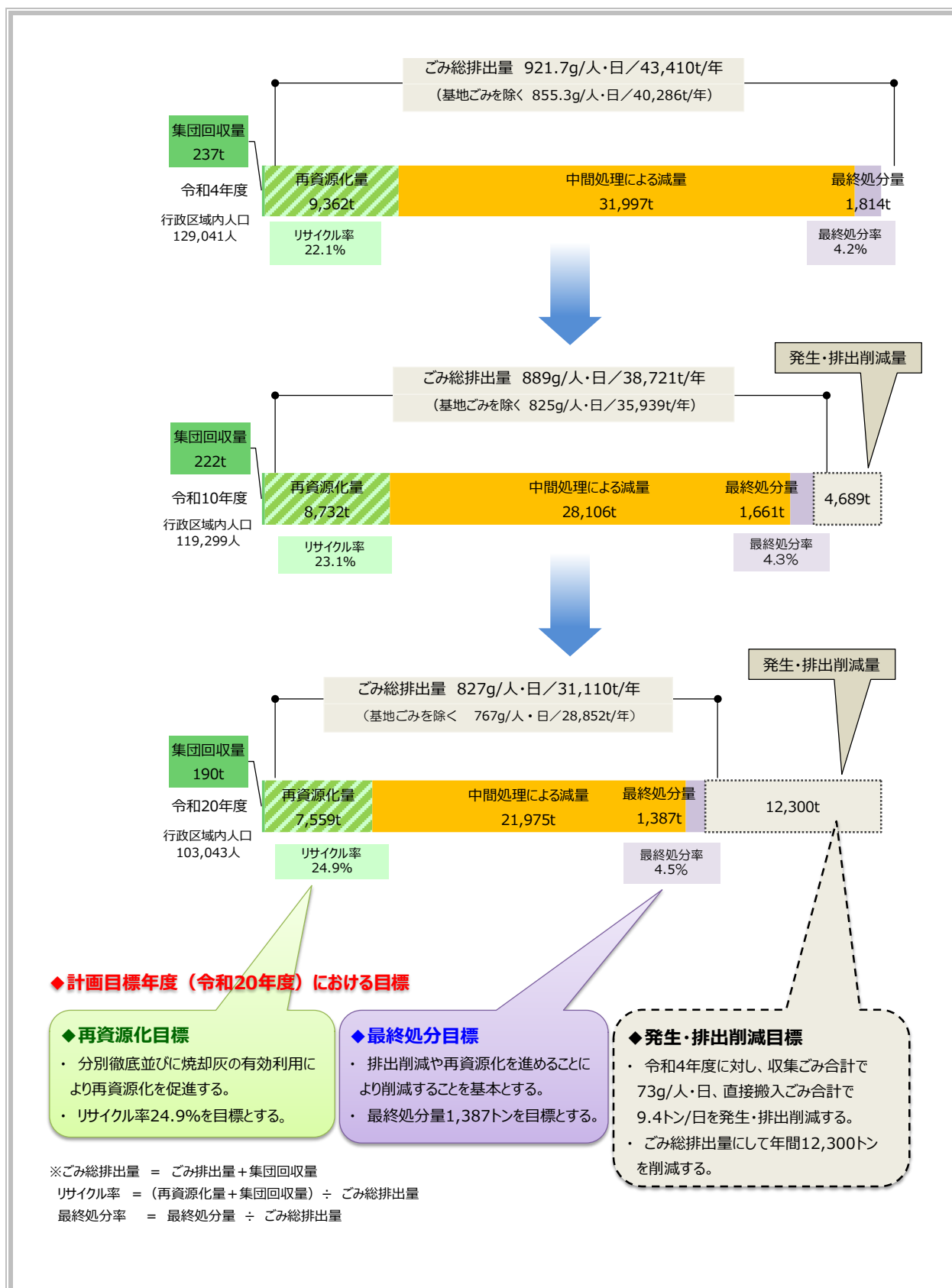
市民・事業者の発生・排出削減の取り組みを推進するとともに、これまで埋立対象としていた不燃物残渣の一部をサンライズクリーンセンターで焼却することにより最終処分量の削減を図ります。



■ 図 3-20 最終処分目標（最終処分量）

#### (4) 数値目標の総括

数値目標の総括を、図 3-21 に示します。



■ 図 3-21 数値目標の総括

## 4. 市民意識・事業者意識の向上に関する目標

循環型社会は、市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクル等の取り組みにより実現できます。そのためには市民・事業者の意識向上や取り組みの実践が不可欠です。

令和5年8月に行ったアンケート調査結果では、平成30年時と比べて値を上げた項目が過半数を占めており、市民意識の向上が見られました。

今回は、令和6年度を初年度、令和20年度を計画目標年度とする15年間の第2次計画として、新たに計画目標年度における目標値と、令和6年度から令和10年度の前期計画に係る中間目標年度の目標値を定めました。

■表 3-7 市民意識の向上に関する目標

| 項 目                                               | 選択肢                   | 中間目標年度<br>目標値 | 計画目標年度<br>目標値 | 平成25<br>調査結果 | 平成30<br>調査結果 | 令和5<br>調査結果 |
|---------------------------------------------------|-----------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| ① 「3R（スリーアール）」という言葉の認知度                           | 知っている                 | 60%           | 70%           | 43.0%        | 45.2%        | 48.0%       |
| ② 循環型社会の認知度                                       | 知っている                 | 60%           | 70%           | 39.0%        | 37.8%        | 49.5%       |
| ③ 発生抑制(リデュース)に関する取組状況                             |                       |               |               |              |              |             |
| ア. 長く使える商品を選んで購入している。                             | 選んで購入している             | 70%           | 80%           | 57.3%        | 55.7%        | 54.5%       |
| イ. 物を大切に使い、長期の使用に努めている。                           | 努めている                 | 100%          | 100%          | 97.2%        | 94.6%        | 96.1%       |
| ウ. 故障したとき、できるだけ修理して使っている。                         | 修理して使っている             | 100%          | 100%          | 85.3%        | 77.5%        | 81.6%       |
| エ. 買い物時、買い物袋を持参し、レジ袋や過剰な包装を断るようになっている。            | 行っている                 | 100%          | 100%          | 88.7%        | 83.5%        | 87.8%       |
| オ. 買い物時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようにしている。                  | 選んでいる                 | 40%           | 50%           | 25.3%        | 21.8%        | 29.2%       |
| カ. 一時的に必要なものは、リース・レンタルや共同利用などを行っている。              | している                  | 30%           | 40%           | 19.9%        | 11.6%        | 12.6%       |
| キ. 「3キリ運動」とは、どのような行動のことか知っている。                    | 知っている                 | 50%           | 60%           | -            | -            | 32.1%       |
| ク. 買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。 | 心がけている                | 100%          | 100%          | 83.1%        | 82.6%        | 87.1%       |
| ケ. 生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っている。                        | 行っている                 | 100%          | 100%          | 81.7%        | 79.4%        | 74.5%       |
| コ. 詰め替え可能な商品を選んで購入している。                           | 選んで購入している             | 90%           | 100%          | 75.4%        | 73.9%        | 72.6%       |
| ④ 再使用(リユース)に関する取組状況                               |                       |               |               |              |              |             |
| ア. 知人や友人と不要品を譲りあっている。                             | 譲りあっている               | 30%           | 40%           | 18.5%        | 16.2%        | 17.8%       |
| イ. リターナブルびん（ビールびん、牛乳びん等）など、再使用可能な商品を選んでいる。        | 選んでいる                 | 40%           | 50%           | 22.3%        | 21.6%        | 21.1%       |
| ウ. 不要品は、リサイクルショップやフリーマーケット等に持ち込んでいる。              | 持ち込んでいる               | 40%           | 50%           | 17.5%        | 16.5%        | 20.4%       |
| ⑤ 再生利用(リサイクル)に関する取組状況                             |                       |               |               |              |              |             |
| ア. 再生資源を利用した商品など環境にやさしい商品を購入している。                 | 購入している                | 50%           | 60%           | 33.1%        | 26.9%        | 27.2%       |
| イ. 生ごみをたい肥化するなど、自家処理を行っている。                       | 行っている                 | 40%           | 50%           | 23.3%        | 22.4%        | 19.0%       |
| ⑥ その他の取組状況                                        |                       |               |               |              |              |             |
| ア. リサイクルや環境美化活動など、地域の環境活動に参加している。                 | 参加している                | 40%           | 50%           | 21.2%        | 18.0%        | 16.8%       |
| イ. 地域の学習会や講習会等に参加している。                            | 参加している                | 20%           | 30%           | 5.9%         | 6.5%         | 4.2%        |
| ⑦ 適正処理に関する取組状況                                    |                       |               |               |              |              |             |
| ア. ごみの分け方はすべて分かる。                                 | すべて分かる及び<br>だいたい分かる   | 100%          | 100%          | 93.5%        | 94.2%        | 94.4%       |
| イ. ごみは10種20分類に分けて出している。                           | 必ず分別して<br>出している       | 100%          | 100%          | 91.1%        | 94.2%        | 94.0%       |
| ⑧ プラスチックごみ問題の認知度                                  | よく知っている及<br>ある程度知っている | 100%          | 100%          | -            | -            | 89.3%       |
| ⑨ プラスチックごみ削減の取組状況                                 | 取組んでいること<br>がある       | 100%          | 100%          | -            | -            | 97.3%       |

注)1. 平成25年8月、平成30年8月、令和5年8月に実施した「アンケート調査」結果より

注)2. 表中の の項目は、本計画に盛り込む個別計画である食品ロス削減推進計画の目標値とします。

■表 3-8 事業者意識の向上に関する目標

| 項 目                                       | 選択肢                    | 中間目標年度<br>目標値 | 計画目標年度<br>目標値 | 平成25<br>調査結果 | 平成30<br>調査結果 | 令和5<br>調査結果 |
|-------------------------------------------|------------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| ① 経営方針におけるごみ減量化・リサイクルの位置づけ                |                        |               |               |              |              |             |
| ア. IS014001を取得し、ごみ減量化・リサイクルを経営方針に位置付けている。 | 位置付けている                | 30%           | 40%           | 11.0%        | 11.6%        | 10.2%       |
| イ. IS014001は取得していないが、環境憲章・行動計画の中に位置付けている。 | 位置付けている                | 30%           | 40%           | 13.3%        | 9.7%         | 11.5%       |
| ② OA紙、新聞紙、ちゅう芥類（生ごみ）などのごみの減量対策の実施         | 実施している                 | 80%           | 90%           | 61.5%        | 57.2%        | 61.1%       |
| ③ 事業所でのごみ減量への取組                           |                        |               |               |              |              |             |
| ア. 使用済の裏紙の活用や、両面コピーをするなど紙を有効利用している。       | 有効利用している               | 100%          | 100%          | 83.1%        | 76.7%        | 76.9%       |
| イ. OA紙、ピン、缶などの分別により、リサイクルを行っている。          | リサイクルを行っている            | 80%           | 90%           | 65.0%        | 53.5%        | 47.5%       |
| ウ. 納品業者等に包装の簡易化を依頼している。                   | 依頼している                 | 30%           | 40%           | 16.9%        | 7.4%         | 4.4%        |
| エ. ごみ減量のための施策（マニュアル作成、専門部署の設置など）を実施している。  | 実施している                 | 20%           | 30%           | 8.6%         | 4.2%         | 1.9%        |
| オ. 引き取りが可能なごみは、納入業者等に引き渡している。             | 引き渡している                | 70%           | 80%           | 53.4%        | 42.8%        | 40.6%       |
| カ. 自社内にたい肥化装置を設置している。                     | 設置している                 | 20%           | 30%           | 6.5%         | 5.4%         | 6.2%        |
| ④ ごみ処理費用の把握                               | 把握している                 | 100%          | 100%          | 83.7%        | 80.2%        | 82.7%       |
| ⑤ プラスチックごみ問題の認知度                          | よく知っている及び<br>ある程度知っている | 90%           | 100%          | -            | -            | 75.0%       |
| ⑥ プラスチックごみ削減の取組状況                         | 取組んでいることがある            | 70%           | 80%           | -            | -            | 56.6%       |

注)1. 平成25年8月、平成30年8月、令和5年8月に実施した「アンケート調査」結果より

## ●目標値の設定について

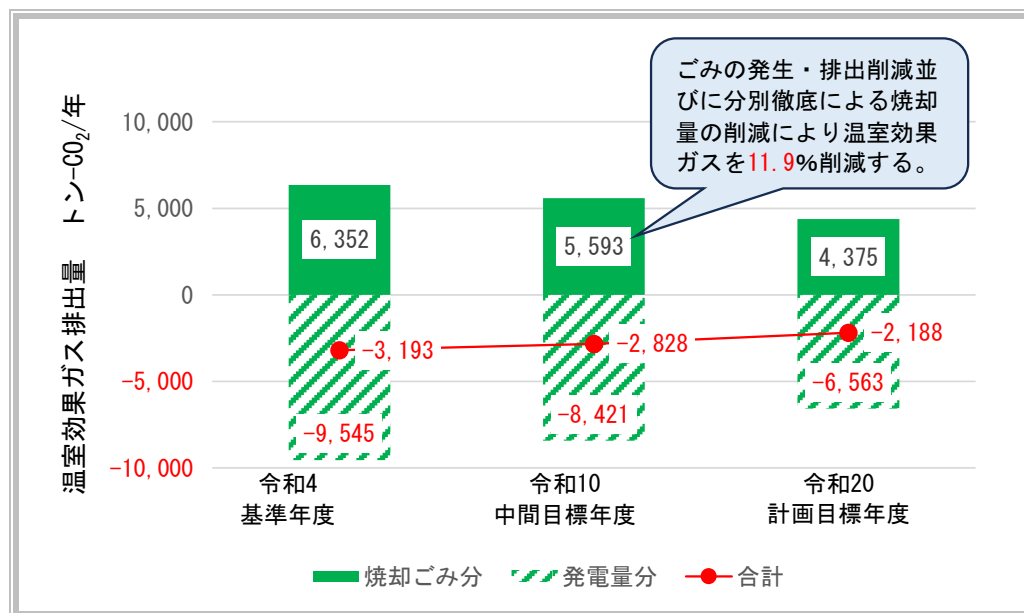
これまでのアンケート調査結果（平成25年度、平成30年度、令和5年度）で得られた調査結果の最大値（％）について、

- ・ 中間目標年度の目標値：100％を上限で、最大値に10％加算し、さらに一の位を切上げた値
- ・ 計画目標年度の目標値：100％を上限で、中間目標値よりさらに＋10％した値

としています。

## 5. 環境保全に関する目標（ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量削減）

サンライズクリーンセンター（焼却分）における環境保全に関する目標は、中間目標年度である令和10年度において焼却に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を11.9%削減し、5,593トン-CO<sub>2</sub>にします。市民・事業者のごみ発生・排出削減の協力を得て、焼却対象ごみの削減を図ることで、令和4年度の温室効果ガス排出量に対し、中間目標年度である令和10年度は約760トン-CO<sub>2</sub>の削減を見込みます。



■ 図 3-22 サンライズクリーンセンターにおける環境保全に関する目標

### ◆ 焼却に伴う温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量と発電による効果の概略試算

焼却に伴う温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の算出は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（令和5年4月 環境省、経済産業省）（以下「算定マニュアル」という。）に示される方法で行いました。

焼却ごみ中のプラスチック類の割合は、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類（乾き）と同等であるとし、令和4年度のサンライズクリーンセンターの測定結果により平均4.1%としました。また、合成繊維の割合は、算定マニュアルを参考に2.8%としました。

プラスチック類 2.77 トン-CO<sub>2</sub>/ごみトンと合成繊維 2.29 トン-CO<sub>2</sub>/ごみトンの排出係数を用いて、令和10年度の排出量を試算すると年間5,593 トン-CO<sub>2</sub>となります。

温室効果ガス排出量＝焼却量(トン/年)×乾きごみベース排出割合(%)×排出係数(トン-CO<sub>2</sub>/トン)

焼却量（令和10年度見込み）＝31,477 トン/年

温室効果ガス排出係数 プラスチック類＝2.77 トン-CO<sub>2</sub>/トン

合成繊維＝2.29 トン-CO<sub>2</sub>/トン

焼却による排出量 プラスチック類＝31,477 トン/年×4.1%×2.77 トン-CO<sub>2</sub>/トン  
＝3,575 トン-CO<sub>2</sub>/年

合成繊維＝31,477 トン/年×2.8%×2.29 トン-CO<sub>2</sub>/トン  
＝2,018 トン-CO<sub>2</sub>/年

合 計＝5,593 トン-CO<sub>2</sub>/年

また、発電による効果は、発電電力量を年間15,919,000kWh※とし、これをCO<sub>2</sub>換算すると8,421 トン-CO<sub>2</sub>/年程度となります。

削減効果量（電力会社の排出量）＝電力量(kWh)×0.000529 トン-CO<sub>2</sub>/kWh  
＝8,421 トン-CO<sub>2</sub>/年

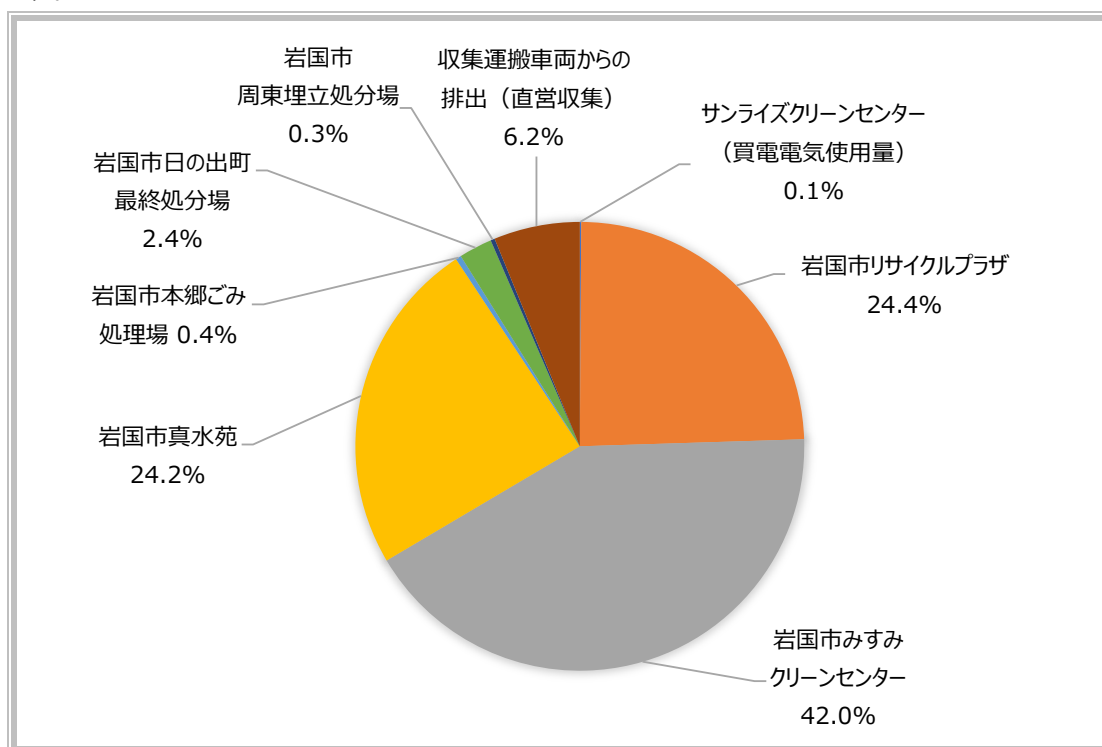
なお、ごみ処理に係る温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出は、焼却に伴う排出のほか、収集・運搬や焼却・選別処理等、最終処分において使用する電気、燃料、水道に関するものもあります。

※ 中間目標年度及び計画目標年度の発電電力量は、サンライズクリーンセンターの令和4年度実績値より、岩国市と和木町のごみ焼却量等処理内訳の将来推計結果を考慮して、岩国市分の年間発電量を推定しています。

◆（参考）電気・燃料の使用に伴う廃棄物部門の温室効果ガス排出量

令和4年度の岩国市の廃棄物部門（電気・燃料使用分）の温室効果ガス排出量合計は、1,685 トン-CO<sub>2</sub>であり、その内訳は、岩国市みすみクリーンセンターが約 42.0%と最も多く、次に岩国市リサイクルプラザ、岩国市真水苑と続いています。

電気・燃料使用分は、「いわくにエコマネジメントプラン」において、岩国市役所全体（本庁舎、各総合支所、出張所、水道局、教育委員会、下水処理場、ごみ焼却施設など）のエコ・オフィス共通目標を設定し、職場や施設での節電・省エネ・省資源等に取り組んでいます。廃棄物部門についても、「いわくにエコマネジメントプラン」の枠組みの中で施設の省エネ等に取り組んでいます。



■ 図 3-23 廃棄物部門（電気・燃料使用分、令和4年度実績）のトン-CO<sub>2</sub> 排出内訳

■ 表 3-9 廃棄物部門（電気・燃料使用分、令和4年度実績）排出量

| 施設名又は用途                | 排出量（トン-CO <sub>2</sub> ） | 内訳（％） |
|------------------------|--------------------------|-------|
| サンライズグリーンセンター（買電電気使用量） | 2                        | 0.1   |
| 岩国市リサイクルプラザ            | 411                      | 24.4  |
| 岩国市みすみクリーンセンター         | 708                      | 42.0  |
| 岩国市真水苑                 | 407                      | 24.2  |
| 岩国市本郷ごみ処理場             | 7                        | 0.4   |
| 岩国市日の出町最終処分場           | 41                       | 2.4   |
| 岩国市周東埋立処分場             | 4                        | 0.3   |
| 収集運搬車両からの排出（直営収集）      | 105                      | 6.2   |
| 合計                     | 1,685                    | 100.0 |

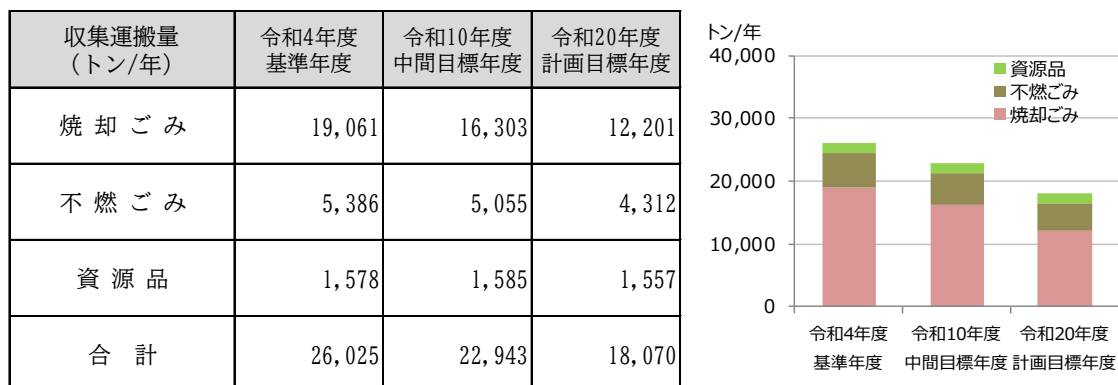


## 6. 適正処理に向けた処理処分量

### (1) 収集運搬量（家庭系ごみ）

収集運搬量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施により削減され、中間目標年度の令和10年度に22,943トン、計画目標年度の令和20年度に18,070トンを見込みます。

収集運搬量の見込みを図3-24に示します。

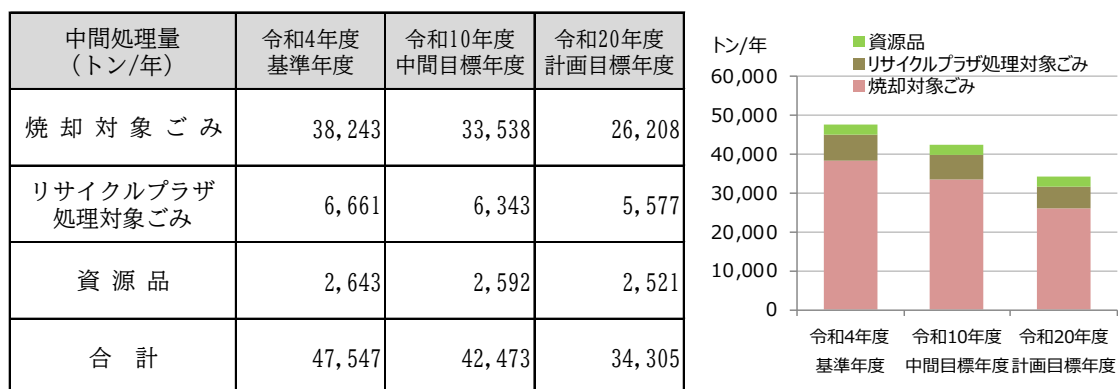


■図 3-24 収集運搬量（家庭系ごみ）の見込み

### (2) 中間処理量

中間処理量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施により削減され、中間目標年度の令和10年度に42,473トン、計画目標年度の令和20年度に34,305トンを見込みます。

中間処理量の見込みを図3-25に示します。

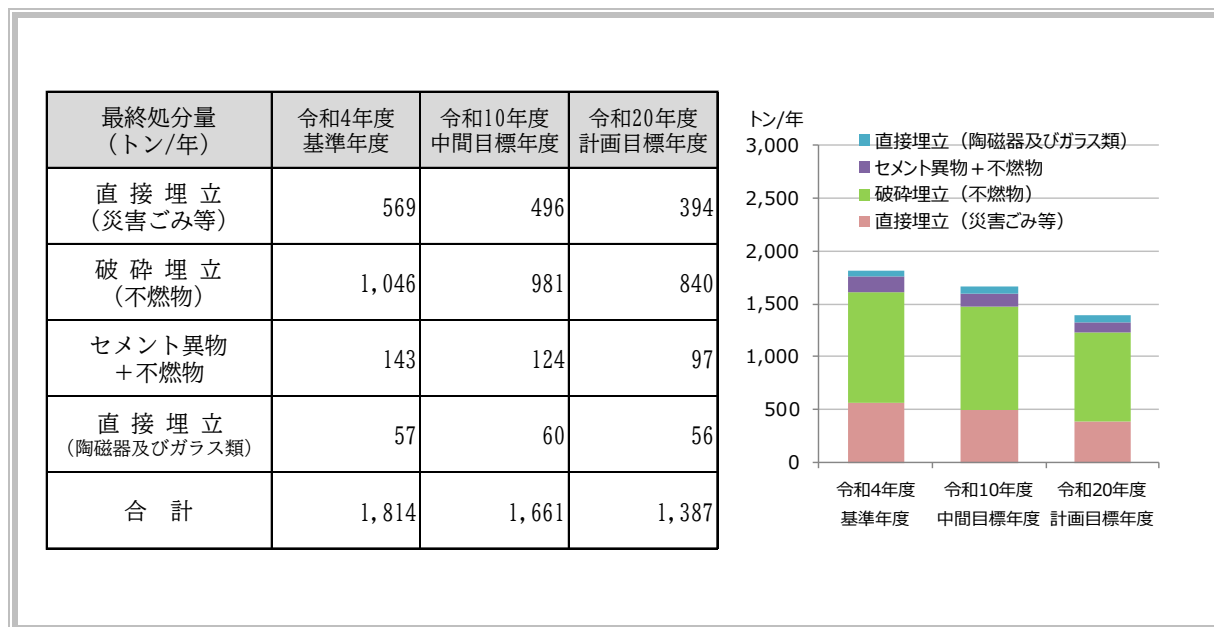


■図 3-25 中間処理量の見込み

### (3) 最終処分量

最終処分量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施等により削減され、中間目標年度の令和10年度に1,661トン、計画目標年度の令和20年度に1,387トンを見込みます。

最終処分量の見込みを図3-26に示します。



■ 図 3-26 最終処分量の見込み

## 第5節 計画の体系

### 目標とする姿

地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち

### 基本理念

#### 基本理念①

##### 3Rの推進 (リデュース・リユース・リサイクル)

ごみを作らない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用するまちづくりを目指し、発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進します。

#### 基本理念②

##### 市民・事業者・行政の 協働・共創による取組の推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、また、共に創造して循環型社会づくりに取り組みます。

#### 基本理念③

##### 地球環境保全の推進

地域環境に留まらない、地球環境保全を達成できる処理システムを構築し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

### 基本方針

#### 基本方針①

##### ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

ごみの発生・排出削減やリサイクルをより推進するために、市民や事業者への啓発、周知等の取組を推進します。

- 市民・事業者への啓発活動の推進
- 分別方法の周知徹底
- リサイクルの推進
- 資源化処理施設「リサイクルプラザ」の現況把握と今後の整備方針の検討

#### 基本方針②

##### ごみの適正処理の啓発と推進

ごみの適正処理や災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を実現するために、災害廃棄物の処理に向けた計画の推進や周知等の取組を推進します。

- サンライズクリーンセンターの活用
- 岩国地域災害廃棄物処理計画の改定
- 災害廃棄物の処理に関する協定の締結・改定等
- 災害廃棄物排出方法の住民周知

#### 基本方針③

##### 環境美化の推進

環境の保全や、住みよい住環境づくりを実現するために、不法投棄への対策等を通じた環境美化等の取組を推進します。

- 不法投棄されない環境をつくるための環境美化活動の推進
- 啓発活動の推進

### 目標値 (中間目標年度: 令和10年度)

#### ごみ発生・排出削減目標(基地ごみを除く)

ごみ総排出量: **825グラム** (1人1日平均排出量)  
収集ごみ排出量: **527グラム** (1人1日平均排出量)  
直接搬入ごみ排出量: **35.0トン** (1日平均排出量)

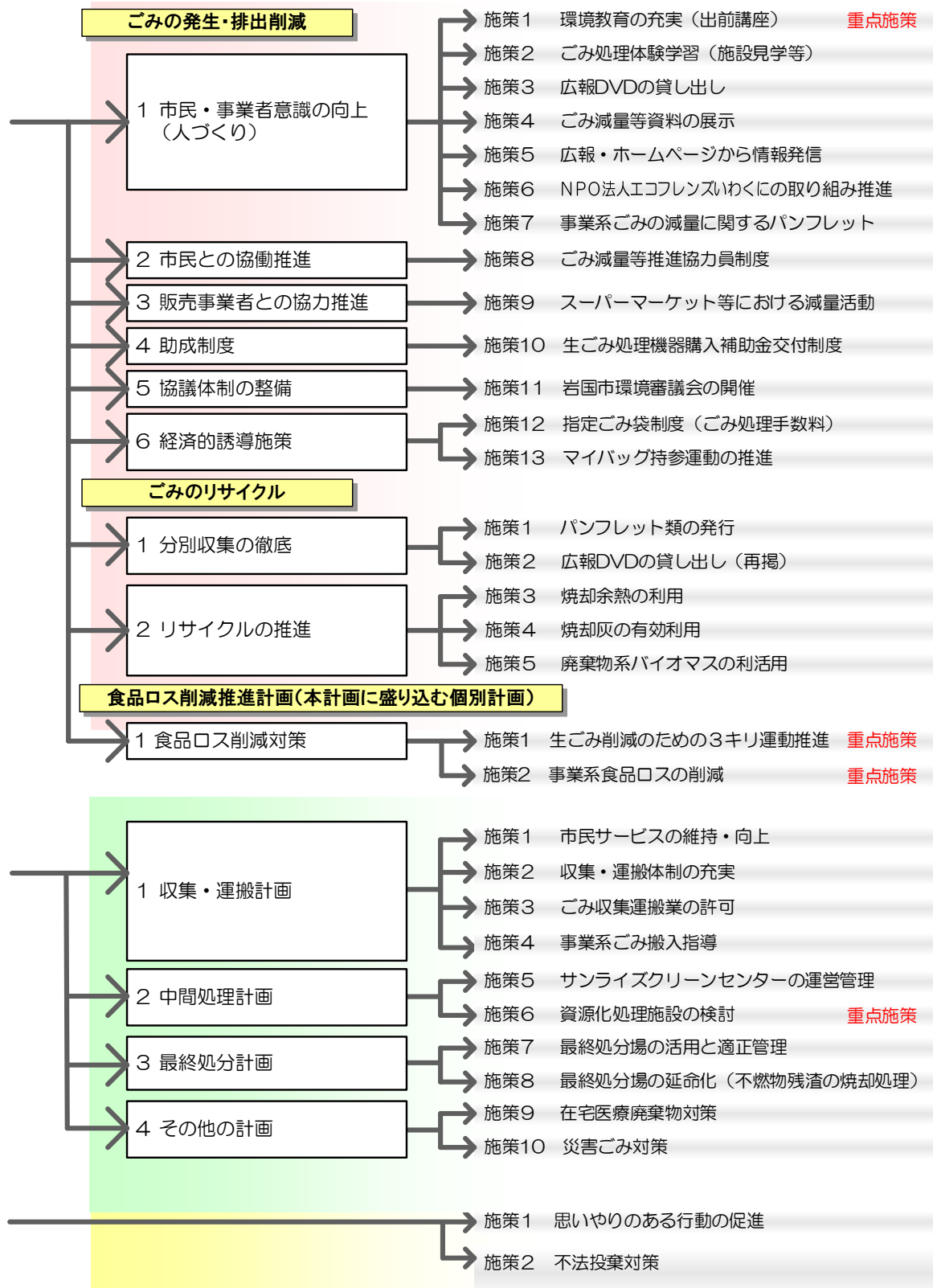
リサイクル目標: **40.3%** (発電量含めたリサイクル率)

最終処分目標: **1,661トン** (最終処分量)

環境保全目標: **5,593トン-CO<sub>2</sub>/年** (温室効果ガス排出量)

意識向上に関する目標: **P49-50参照**

## 具体的な取り組み・施策



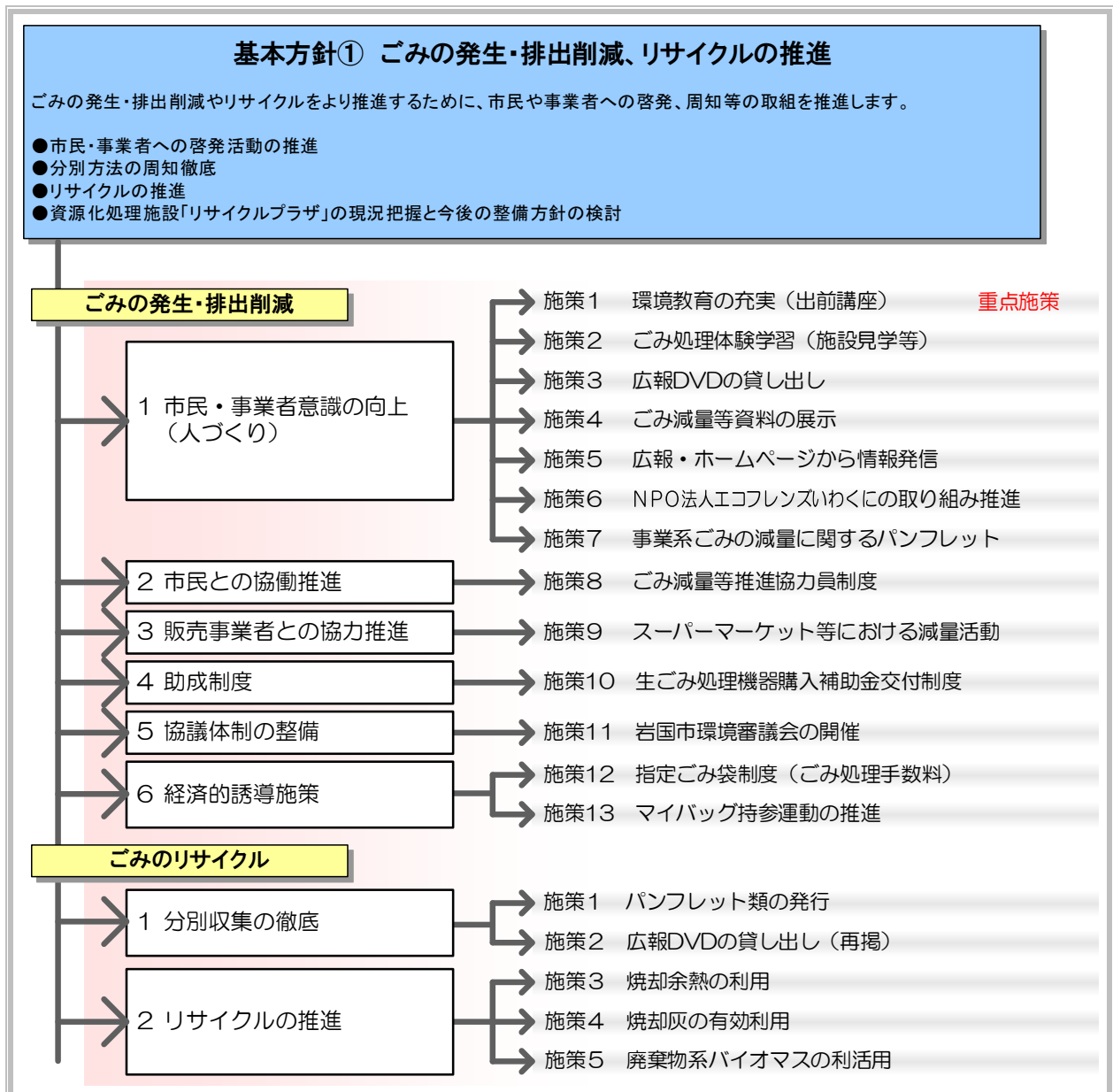
## 第6節 ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

〔基本方針①〕

### ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進に関する施策の方針と施策体系

#### ● 施策の方針

- ごみの発生・排出削減、リサイクルを進めるためには、意識啓発を行い、実際にごみ減量やリサイクル等へ取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。
- ごみの発生・排出削減の推進に関する施策は、市民自らが取り組みを行うよう意識の向上を図る「人づくり」や、取り組みを実践しやすい環境を整える「仕組みづくり」を基本に展開していきます。
- リサイクルの推進に関する施策は、分別収集の徹底及び本市の施設におけるリサイクルの推進を基本に展開していきます。



■ 図 3-27 ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進に関する施策の体系

## 1. 市民・事業者意識の向上（人づくり）

### 施策 1

### 環境教育の充実（出前講座）

### 重点施策

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

環境意識の向上のためには、幅広い年齢層を対象とした環境教育を行い、しっかりと環境意識を根付かせることが必要です。そのため、広報いわくになどで積極的にPRをすることで出前講座や生涯学習市民講座イカルス、岩国市環境貢献活動実施事業所マップ活用講座への申込数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図っています。

平成30年度から令和4年度までの5年間の参加人数は、前の5年間より増加していますが、より多くの市民に関心を持っていただくための工夫が必要です。

#### ●これまでの取り組み実績など

##### 【出前環境講座】

- ・平成30年度 : 16人
- ・令和元年度 : 280人
- ・令和2年度 : 527人
- ・令和3年度 : 619人
- ・令和4年度 : 567人

##### 【生涯学習市民講座 イカルス】

- ・平成30年度 : 18人
- ・令和元年度 : 66人
- ・令和2年度 : 40人
- ・令和3年度 : 0人
- ・令和4年度 : 13人

##### 【岩国市環境貢献活動実施事業所マップ活用講座】

- ・令和3年度 : 209人
- ・令和4年度 : 63人

#### イカルスとは？

イカルスとは、「岩国市行政いろいろ情報提供（Iwakuni City Administration Reference Utility Services）」の略で、市民が疑問に思うこと・学んでみたいことについて、学習の場を提供する講座です。

対象は、原則として岩国市内に居住、勤務または在学する5人以上のグループで、希望者が講座メニューの中から好みの講座を選び、申し込むことができます。

#### 岩国市環境貢献活動実施事業所マップとは？

クールチョイス（省エネに繋がる製品・行動・サービスを賢く選ぶという国民運動）の啓発事業の一環として、岩国市地球温暖化対策地域協議会及び地域で環境貢献に取り組む事業所（市民団体・企業・行政）と協力して作成したものです。

令和3年度より、このマップを活用した講座を開催しています。

#### 【施策の方向】

今後も継続して広報いわくに、本市ホームページなどで積極的にPRします。学校や自治会などに案内し、市民への環境教育の充実を図ります。また、積極的に出前講座を実施している他団体との連携を図り、講座メニューの充実や講師のスキルアップを図ります。

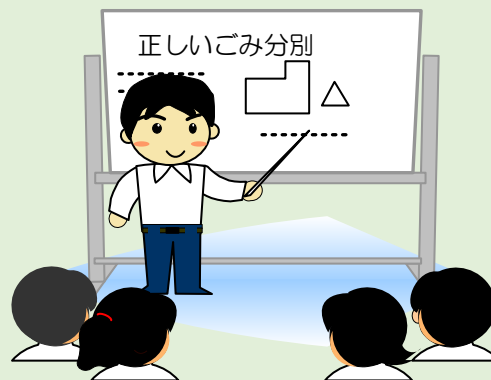
#### 今後具体的にを行う施策

- ・ 積極的に出前講座を実施している「地球温暖化防止を考える会」との連携
- ・ 学校や自治会へ出前講座の案内を実施
- ・ 人が集まる環境フェスタやエコフレンズで開催されるイベントで案内文を配布

## ◆出前講座のイメージ

✚ 市民全般に環境意識を根付かせる必要があります。  
そのため、職員が学校や地域に出向き、教材等を用いてごみ減量等の取り組み方法等について分かりやすく説明します。

✚ 地球温暖化防止を考える会などの他団体と連携し、幅広いメニューの出前講座を行います。



## 【市民・事業者の役割】

- 環境教育資料や出前講座を積極的に活用し、取り組みについて学び、実践しましょう。
- 事業者は社内研修等で講座を利用しましょう。

## 【行政の役割】

- 出前講座の活用について学校や自治会へ積極的にアプローチします。
- 他団体との連携により、講座メニューの充実、講師の育成を図るとともに、分かりやすく魅力的な教材や資料を作成します。

## 【施策スケジュール】

|    | 施策      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|---------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 重点 | 案内の実施   | 実施    |       |       |       |        |
| 重点 | 出前講座の開催 | 継続    |       |       |       |        |
| 重点 | 他団体との連携 | 継続    |       |       |       |        |

## 施策2 ごみ処理体験学習（施設見学等）

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理施設への施設見学や職場体験を積極的に受け入れ、施設見学では映像と職員による説明、設備見学（園児にはスライドショーによる紙芝居上映など）等を実施しています。また、施設見学者へアンケート調査を実施しており、8割を超える方々から「見学してよかった」、「理解できた」との回答をいただいています。

施設見学や職場体験は、ごみ減量等の取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくための工夫が必要です。



## ●これまでの取り組み実績など

| 《施設等の活用》                                                                                          |                                                                                 | 《アンケート調査》                                                                                |                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【施設見学】</b><br>・平成30年度：1,374人<br>・令和元年度：2,539人<br>・令和2年度：961人<br>・令和3年度：1,179人<br>・令和4年度：1,373人 | <b>【職場体験】</b><br>・平成30年度：2人<br>・令和元年度：2人<br>・令和2年度：1人<br>・令和3年度：0人<br>・令和4年度：3人 | <b>【見学してよかった】</b><br>・平成30年度：82%<br>・令和元年度：93%<br>・令和2年度：88%<br>・令和3年度：97%<br>・令和4年度：97% | <b>【説明がよく理解できた】</b><br>・平成30年度：82%<br>・令和元年度：85%<br>・令和2年度：83%<br>・令和3年度：80%<br>・令和4年度：85% |

※新型コロナの影響が  
考えられます

### 【施策の方向】

施設見学を通じて、ごみの減量・分別排出の意義についての認知度向上を図ります。また、見学者から高い評価を受けている施設見学、職場体験の効果を出前講座等の環境学習施策へ反映できるように検討します。

### 今後具体的に行う施策

- ・ 学校や自治会へ施設見学の案内を実施
- ・ 児童・生徒の長期休みの時期に合わせて、施設見学の際にエコフレンズいわくになが実施しているリサイクル講座などを企画
- ・ 見学・職場体験効果の把握のためのアンケート調査
- ・ アンケート調査結果等の今後の環境学習施策への反映

### 【市民・事業者の役割】

- ごみ処理施設の見学に積極的に参加しましょう。
- 見学等で学習したことをもとに、ごみの減量や分別排出などに取り組みましょう。

### 【行政の役割】

- ゲーム要素を盛り込むなど楽しみながら学習ができ、「見て・聞いて・触って」体験できる見学カリキュラムとします。
- 見学者へのアンケート調査を継続し、アンケート調査結果を今後の環境学習施策へ反映します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策          | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 施設見学<br>職場体験 | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 他団体との<br>連携  | 計画・実施 |       |       |       |        |
| 継続 | アンケート<br>調査  | 実施・継続 |       |       |       |        |
| 継続 | 調査結果の<br>反映  | 検討    |       |       |       |        |

### 施策3 広報DVDの貸し出し

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

市民のごみ処理等に関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報DVDの貸し出しを行っています。また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴も可能です。

平成30年度以降、広報DVDの貸し出し数は減少傾向にあり、さらなる啓発が必要です。

#### ●これまでの取り組み実績など

【DVD貸出件数】

|        | 件数  |
|--------|-----|
| 平成30年度 | 52件 |
| 令和元年度  | 9件  |
| 令和2年度  | 31件 |
| 令和3年度  | 9件  |
| 令和4年度  | 10件 |

DVD教材



#### 【施策の方向】

広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報DVD貸し出しについても記載することで貸し出しの利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。

#### 今後具体的に行う施策

- ・ 広報いわくにや本市ホームページでの貸出制度及び視聴のPR
- ・ SNSを活用した情報提供の実施検討

#### 【市民・事業者の役割】

- 地域における環境活動で、広報DVD等を積極的に活用してごみ処理等の知識を高め、具体的に実践してみましょう。

#### 【行政の役割】

- 広報DVDの貸し出しについて、積極的に活用していただけるように広報いわくにや本市ホームページ等で案内します。

#### 【施策スケジュール】

|    | 施策               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 広報DVDの貸し出し       | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 貸出制度<br>視聴のPR    | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | SNSを活用した<br>情報提供 | 検討・実施 |       |       |       |        |

## 施策4 ごみ減量等資料の展示

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

毎年6月に行われている「岩国環境フェスタ」において、ごみの減量やリサイクル、生ごみ処理機器購入補助金の紹介や小型家電などの有効利用に関する資料等を展示しています。

市民意識の向上のため、より多くの市民の参加を促すための工夫が必要です。

### ●これまでの取り組み実績など

平成30年度：来場者 約500人

- ・ 小型家電からオリンピックメダルを
- ・ 施設、車両の火災状況について

令和元年度：来場者 約450人

- ・ 「3キリ運動」で生ごみを減らそう！
- ・ サンライズグリーンセンターについて

令和2年度、令和3年度：来場者 -

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため  
開催中止

令和4年度：来場者 約300人

- ・ プラスチックモンスターをやっつけよう
- ・ ごみ分別啓発

令和5年度：来場者 約541人

- ・ プラスチックモンスターをやっつけよう
- ・ ごみ分別啓発

岩国環境フェスタ 2023 の様子



### 【施策の方向】

引き続きイベントでの資料展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図ります。

また、より多くの市民に展示資料を見ていただくため、岩国環境フェスタ以外のイベントでも資料の展示を行います。

### 今後具体的に行う施策

- ・ 展示資料の内容の見直し
- ・ 地域のイベントなど資料を展示できるイベントへの出展の検討
- ・ 岩国環境フェスタのチラシの配布先を検討

### 【市民・事業者の役割】

- 環境関連のイベントに積極的に参加し、様々な情報収集を行いましょう。
- 事業者は出展者としてイベントに参加するなどし、自らのごみの減量・リサイクルについての取り組みを市民にPRしましょう。

### 【行政の役割】

- 市民に分かりやすい展示資料を作成し、市民のごみについての理解度向上を図ります。また、事業者には自らの取り組みを展示により情報提供するよう協力を依頼します。
- 岩国環境フェスタ以外のイベントへの出展を検討します。

## 【施策スケジュール】

|    | 施策         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | イベントでの資料展示 | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 展示内容の見直し検討 | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 展示機会の検討    | 実施・継続 |       |       |       |        |

## 施策5 広報・ホームページから情報発信

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

環境問題やごみ問題への市民の知識向上と取り組みを実践しやすい環境づくりを進めるため、広報いわくにや本市ホームページにごみの分別やりサイクル等に関する記事を掲載し、環境・ごみ問題についての解説と具体的な取り組み事例の紹介を行っています。また、スマートフォンアプリ「岩国市民ニュースアプリ」などのSNSによる情報発信も行っています。

掲載内容は随時見直しを行い、内容が分かりやすい見出しにするなどアクセスしやすい工夫をすることが必要です。

### ●これまでの取り組み実績など

#### 【発信情報】

- ・連載記事「ごみちょっと気にして、もっと気にして」[広報・HP]
- ・家庭ごみ分別早見表（50音順）[HP・スマートフォンアプリ]
- ・ごみ収集カレンダー [HP・スマートフォンアプリ]
- ・「食品ロス」を減らそう [HP]
- ・不用になった家庭用パソコン・小型家電を宅配便で回収しています [HP]
- ・家庭ごみの自己搬入について [HP]
- ・ごみ・リサイクルに関連するリンク集 [HP]
- ・ごみ処理計画の公表 [HP]
- ・支援事業の報告、岩国市の取り組みに関するお知らせ [HP]
- ・岩国市民ニュースアプリ [スマートフォンアプリ]
- ・LINE岩国市公式アカウント [スマートフォンアプリ]
- ・外国語版のごみ収集カレンダー（英語版、中国語版）[HP] など

#### 【「LINE」の岩国市公式アカウント】



- 「LINE」のQRコードをスキャンするには、LINEアプリのコードリーダーをご利用ください。
- QRコードをスキャンしてLINEの友だちに追加してください。
- ごみ分別がわからない品名を文字入力して、送信ボタンを押すと、分別方法が返信されます。

### 【市民ニュースアプリ】



- 市民ニュースアプリは、岩国市に関するニュース、避難場所マップ付きの防災情報やごみカレンダーなど、生活に役立つ便利な情報配信するスマートフォン用アプリです。
- お住まいの地区の設定により、ごみ収集日を一目で確認できるごみ収集カレンダーが表示されます。さらにごみ分別の検索もできるようになっています。

### 【施策の方向】

広報いわくにや本市ホームページでの情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図ります。また、内容が分かりやすい見出しにするなど、アクセスしやすい構成に見直します。

### 【今後具体的に行う施策】

- 広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリへ掲載する情報の見直し、拡充
- 本市ホームページやスマートフォンアプリは、市民が欲しい情報へアクセスしやすい構成に見直し

### 【市民・事業者の役割】

- 広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリからの情報を活用して、具体的な取り組みを実践しましょう。

### 【行政の役割】

- 発信する情報は、市民に興味を持っていただけるように工夫します。本市ホームページやスマートフォンアプリでは、困ったときにすぐ役立つ情報や、本市にお問い合わせの多い内容について情報提供します。



### 【施策スケジュール】

|    | 施策          | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|-------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 掲載内容・構成の見直し | 実施    |       |       |       |        |



### 【既定計画期間の取り組みと課題】

岩国市リサイクルプラザは、リサイクル体験学習のためのコーナーや展示コーナーを設置し、啓発機能をあわせ持った資源化処理施設です。平成 30 年度から令和 4 年度における来館者数は横ばい傾向にありますが、リサイクル講座への参加者数は増加傾向にあります。

NPO 法人である「エコフレンズいわくに」は、この岩国市リサイクルプラザを拠点としてリサイクルや環境問題に関する取り組みを行っています。

### ●これまでの取り組み実績など

【リサイクルプラザへの来館者数・講座参加者数】

|     | 平成 30 年度 | 令和元年度    | 令和 2 年度  | 令和 3 年度  | 令和 4 年度  |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 来館者 | 25,648 人 | 27,768 人 | 22,331 人 | 25,669 人 | 25,515 人 |
| 参加者 | 1,259 人  | 1,321 人  | 1,125 人  | 1,312 人  | 1,501 人  |

#### 1. リサイクル講座の運営

廃食用油からの石けん作りや洋服のリサイクルなど、工夫をこらして不要品を再生利用する様々な講座を行っています。

講座を受けた市民が家庭に帰ってリサイクルを実践することにより、ごみの排出削減につなげます。

布から作った草履



不要布から作った日傘



#### 2. 広報・調査研究

緑のカーテンを作ったりダンボールコンポストを活用したり、様々な調査を行っています。

また、不法投棄ごみ回収作業などイベント開催時には、スタッフが取材を行っています。

これらの調査結果などは、毎月発行している広報紙「エコフレンズいわくに」やホームページで報告しています。



視察研修  
[山口いきいきエコフェア]

広報紙  
[エコフレンズいわくに]



#### 3. 遊休品販売・エコらっく

衣類や雑貨などの寄付品をリサイクルプラザで展示・販売しています。また、本市内に居住されている方が、家庭に眠っている遊休品を再利用するために展示、販売されています。

不要なものもまだどこかで活かすことが、市民の意識向上につながります。



遊休品の展示販売



#### 4. 環境イベント開催

令和3年度より「こども市」として子育て世代をピンポイントにリユースのおもちゃ、衣類や雑貨を提供、令和4年度より「ワークショップフェスタ」として様々なリメイク講座を体験していただくイベントをそれぞれ開催しており、今後も続けていく方針です。

ワークショップフェスタ開催の様子



エコフレンズでは「不要品の寄付」を受け付けています。是非ご利用ください。

#### 5. おもちゃの病院

子どもの目の前でおもちゃを分解し、中の仕組みや動きを一緒に観察しながら修理します。

子どもの「科学する心」や「物を大切にする心」を育て、ごみ減量やリサイクルにつなげます。



| 利用者 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
|     | 38人    | 31人   | 21人   | 17人   | 36人   |

※写真の出典：エコフレンズいわくにホームページ ([http://www.geocities.jp/eko\\_friends\\_iwakuni/](http://www.geocities.jp/eko_friends_iwakuni/))

【エコフレンズいわくに営業時間】午前8時30分～午後4時45分 ※日曜日休館

#### 【施策の方向】

引き続きエコフレンズいわくにへの支援を行い、市民のごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進します。

#### 今後具体的に行う施策

- ・ 参加者にイベント内容等に関するアンケート調査を実施

#### 【市民の役割】

- リサイクルプラザで実施しているリサイクル講座やイベントに積極的に参加しましょう。

#### 【行政の役割】

- エコフレンズいわくにの活動を支援するとともに、岩国市リサイクルプラザの運営を通じて体験型学習を行います。

#### 【施策スケジュール】

|    | 施策                        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|---------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | エコフレンズ<br>いわくにの<br>取り組み推進 | 継続    |       |       |       |        |



## 施策7 事業系ごみの減量に関するパンフレット

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者自らの責任と負担によって適正処理することが原則となっている事業系ごみについて、発生・排出削減やリサイクルを進めることを目的に、事業者向けパンフレットを市のホームページに掲載しています。

また、一定規模以上の小売店等の事業所には「減量・再資源化の啓発パンフレット」を配布しています。「廃棄物管理責任者の選任」「廃棄物の減量等に関する計画書」の届出・提出を義務付けており、新規店舗には本市職員が直接出向いて届出・提出の方法についての説明を行っています。

パンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しが必要です。

### ●これまでの取り組み実績など

#### 【本市の取り組み】

- ・ 事業者向けパンフレットの本市ホームページ掲載
- ・ 一定規模以上の小売店等の事業所に「減量・再資源化の啓発パンフレット」を配布した。
- ・ 大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」は、4月に新規事業所を訪問して周知した。

### 【施策の方向】

事業者向けアンケートによりパンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しを行います。

また、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。

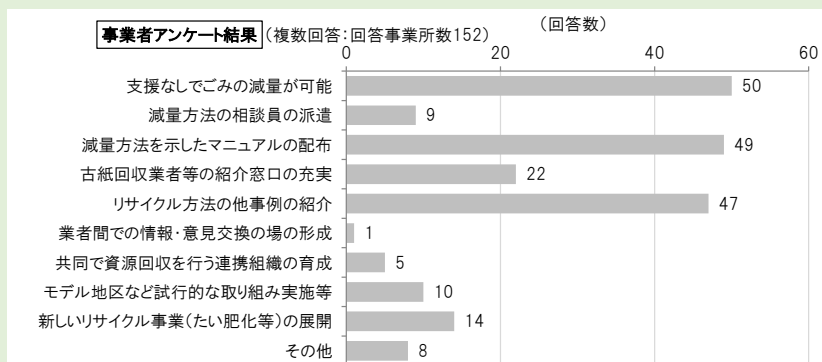
### 今後具体的に行う施策

- ・ 事業者への事業系ごみ減量の協力依頼
- ・ 事業者向けパンフレットの見直し
- ・ 事業者向けパンフレットの配布方法の検討
- ・ 新規店舗への説明を実施
- ・ 大規模事業者への目標設定と達成に向けた取り組み実施の依頼
- ・ 他団体との連携を検討



◆事業者におけるごみ減量等の取り組み推進に必要なこと（令和5年実施の事業者アンケート調査結果より）

- 事業者へのアンケート調査の結果では、ごみ減量やリサイクルの取り組みを進めるためには、減量方法等を示したマニュアルの配布や他の事業所でのリサイクル方法を紹介するなどの支援が求められています。



【事業者の役割】

- 本市が配布するパンフレットなどを活用し、事業者におけるごみの減量・リサイクルを進めましょう。また、目標を設定し、達成に向けて取り組みを実施しましょう。

【行政の役割】

- 具体的な取り組み方法を示したパンフレットを作成・配布するとともに、事業者にごみ減量等への協力を依頼します。

【施策スケジュール】

|    | 施策                      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|-------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | パンフレット<br>内容の<br>充実・見直し | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 事業系ごみ<br>減量等への<br>協力依頼  | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 多量排出<br>事業者への<br>訪問     | 実施    |       |       |       |        |
| 新規 | 他団体との<br>連携             | 検討    |       |       |       |        |

## 2. 市民との協働推進

### 施策8 ごみ減量等推進協力員制度

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

地域におけるごみ排出の適正化を図り、さらにごみ減量等を進めるため「ごみ減量等推進協力員」を登録（令和5年11月1日現在：2,771人）しています。協力員に地域でのごみ分別・減量の指導や環境美化活動を行っていただき、地域が一体となったごみ減量等の取り組みを進めています。また、協力内容についてマニュアルを作成し、協力員に渡しています。

協力員との意見交換により地域における課題を抽出し、施策などへ反映することが必要です。

#### 【施策の方向】

引き続き、協力員を中心として地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続します。また、協力員との意見交換や、ごみ処理施設見学会の実施により協力員の育成を行います。

#### 今後具体的にを行う施策

- ・ ごみ減量等推進協力員を対象としたごみ処理施設見学会の開催
- ・ ごみ減量等推進協力員との意見交換により地域における課題を抽出
- ・ 協力内容を整理した協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域での指導方針を統一

#### 【市民の役割】

- ごみ減量等推進協力員とともに地域での活動に積極的に参加するなど、ごみ減量等の取り組みを実践しましょう。

#### 【行政の役割】

- 協力員との意見交換によって地域での問題点を洗い出し、施策などに反映します。
- 協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方法の統一を図ります。

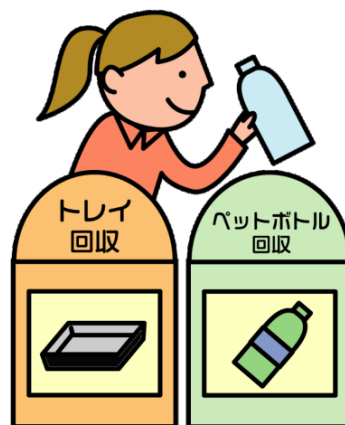
#### 【施策スケジュール】

|    | 施策             | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 協力員との意見交換      | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 施設見学会          | 企画・実施 |       |       |       |        |
| 継続 | 協力員向けマニュアルの見直し | 実施    |       |       |       |        |

## 施策9 スーパーマーケット等における減量活動

本市による収集や処理・処分量の削減を目的に、スーパーマーケット等の量販店に対して、容器包装の自主回収等への協力を依頼しています。自主回収量を増やし、容器包装ごみを削減するためには、協力店舗を増やし、それを維持していくことが必要です。

|        | 平成 30 年 |   | 令和 5 年 |
|--------|---------|---|--------|
| 食品トレー  | 26 店舗   | → | 24 店舗  |
| 牛乳パック  | 24 店舗   |   | 22 店舗  |
| ペットボトル | 26 店舗   |   | 24 店舗  |



今後も販売店の協力のもと、ごみの減量等を推進します。  
また、協力店舗が増えるよう新たな店舗への協力依頼を行います。

- ・ 協力店舗拡充のため、販売店等への協力依頼の実施
- ・ 協力店舗との連携による容器包装ごみの削減推進

- 容器包装の自主回収等の取り組みに協力しましょう。
- 販売店などの事業者は、自主回収や簡易包装に取り組み、ごみ減量に協力しましょう。

○ 減量活動を広く推進するため、市民に対しては販売店における取り組み情報を提供し、販売事業者に対しては協力依頼を行います。

|    | 施 策           | 令和 6 年度                                                                                                                                         | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 |
|----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 継続 | 販売店への<br>協力依頼 | <div style="text-align: center;">           継続<br/>  </div> |         |         |         |        |

## 4. 助成制度

### 施策10 生ごみ処理機器購入補助金交付制度

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

水分が多く焼却効率の悪い生ごみについて、市民自らが生ごみを削減することを目的に、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付する制度を設けています。一般家庭に生ごみ処理機器を普及させるために、交付制度の利用者を増やす必要があります。

#### ●これまでの取り組み実績など

##### 【生ごみ処理機器購入補助金交付制度利用状況】

| 年度       | コンポスト | 電気式  | 合計    |
|----------|-------|------|-------|
| 平成 30 年度 | 74 基  | 70 基 | 144 基 |
| 令和元年度    | 105 基 | 55 基 | 160 基 |
| 令和 2 年度  | 125 基 | 79 基 | 204 基 |
| 令和 3 年度  | 100 基 | 72 基 | 172 基 |
| 令和 4 年度  | 108 基 | 67 基 | 175 基 |

- ・ 制度について広報いわくにや本市ホームページに掲載し普及に努めています。

電気式生ごみ処理機



#### 【施策の方向】

年間補助基数 170 基を目標として、購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図ります。また、処理機器購入後 5 年以上経過した時に再度補助対象となる場合があることについても P R します。

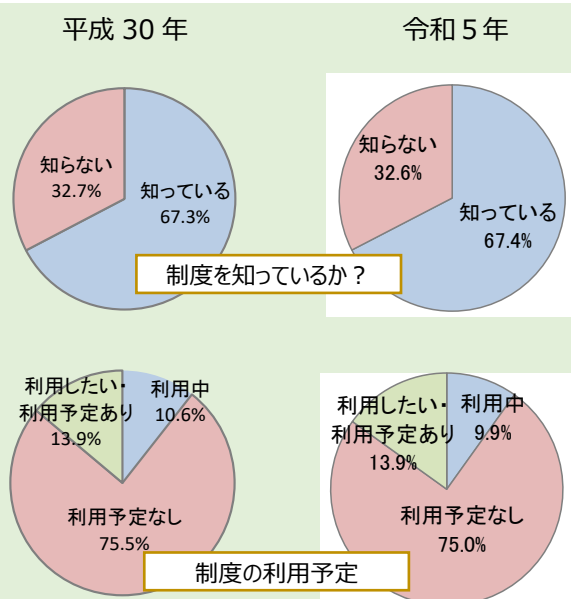
さらに、生ごみ処理機器の効率的な活用方法や効果について、本市ホームページや広報いわくに等で紹介するなど、処理機器やたい肥の利用促進を図ります。

#### ◆生ごみ処理機器の購入補助制度について（平成 30 年・令和 5 年市民アンケート調査より）

市民へのアンケート調査結果では、購入補助制度を「知っている」と回答した市民は 5 年前と同様の割合であり、依然として 30%以上の市民が制度を「知らない」と回答しています。

購入補助制度を「利用する予定がない」と回答した市民は 5 年前と同様の割合であり、「利用中」と回答した市民の割合が減少しています。

今後も制度の認知度の向上と生ごみ処理機器の普及に向けた施策展開が必要です。



## 今後具体的にを行う施策

- ・ 広報いわくにや本市ホームページ等による購入補助金交付制度のPR実施
- ・ 5年経過により再購入時も補助対象となる場合があることのPR実施
- ・ 処理機器利用者へのアンケート等による処理機器利用実態調査の実施
- ・ たい肥の有効利用に関する情報収集
- ・ 市民への処理機器やたい肥の有効な使い方の情報提供
- ・ 購入補助金額の増額、申請方法の簡素化

## 【市民の役割】

- 計画的な買い物と調理で食べ残しや調理くずを少なくし、生ごみを減らしましょう。また、補助制度を活用して生ごみ処理機器を購入し、生ごみはたい肥化して家庭菜園やプランター栽培に利用するなど、生ごみの排出削減を進めましょう。

## 【行政の役割】

- 補助制度を継続するとともに、制度の積極的なPRを行います。また、生ごみ処理機器の活用方法について広く情報提供を行います。

## 【施策スケジュール】

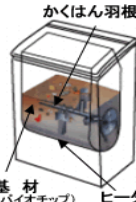
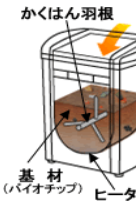
|    | 施策           | 令和6年度                                                                                         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 制度の実施        | 継続<br>    |       |       |       |        |
| 継続 | 制度のPR        | 継続<br>    |       |       |       |        |
| 継続 | 情報収集<br>情報提供 | 実施・継続<br> |       |       |       |        |



## ★上手に使って生ごみのたい肥化を進めましょう！

生ごみは、生ごみ処理機やコンポストを活用して処理できます。生ごみを効率よく分解する菌（有用菌）を合わせて用い、たい肥化等を行います。

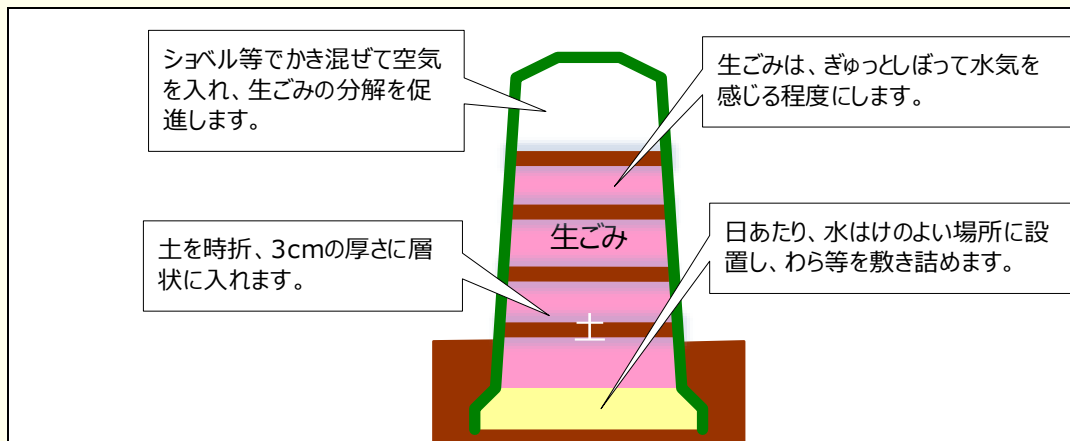
### ◆生ごみ処理機（日本電機工業会HPより）

| 乾燥式                                                                                                                       | バイオ式                                                                                                                        | ハイブリット式                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>ヒーターや風で生ごみの水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容させる。</p> |  <p>基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させ、減量・減容させる。</p> |  <p>送風乾燥して生ごみ表面の水分を除去し、微生物が働きやすい水分を維持し、その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。</p> |

#### 【上手な使い方】

- ① 投入できるものとできないものがあります。あらかじめ必ず分別しましょう。
- ② かぼちゃなど硬くて大きいものは小さく、ねぎなどの繊維質の長いものは短くしましょう。かくはん羽根への巻き付き防止になります。
- ③ 生ごみの水分を十分に切ってから入れましょう。乾燥式の場合、処理時間の短縮やにおいが抑えられます。
- ④ 入れすぎないようにしましょう。分解不良を起こし、においの原因になります。
- ⑤ 魚やイカのあら、でんぷん質、かんきつ類、水分の多いものなど、入れすぎるとにおいが強くなるものは投入量を減らしましょう。

### ◆コンポスト（生ごみたい肥化容器）



#### 【上手な使い方】

- ① 日当たりがよく、水はけのよい場所に置いて、微生物の働きをよくしましょう。
- ② 生ごみは、手でぎゅっとしぼって水気を感じる程度にしましょう。乾いた土や落ち葉などで水分調整することが効果的です。
- ③ 生ごみだけでは、分解する微生物が少ないため、土や市販の発酵促進剤（微生物の粉末等）を合わせて投入しましょう。
- ④ 内部をスコップなどでかき混ぜ、十分な空気を供給して生ごみの分解を促進しましょう。悪臭の発生抑制にもつながります。
- ⑤ ウジ虫等が発生した場合は、乾燥した土を1cm程度の厚さで一面にふりかけたり、消石灰をふりかけましょう。

※ たい肥にする場合は、食べ残しなどの塩分の多いものは入れないようにしましょう。



## 施策11 岩国市環境審議会の開催

審議会は公開しており傍聴者を受け付けています。また、開催結果は本市ホームページから閲覧が可能です。傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させ、市民の関心を高めることが必要です。

●これまでの取り組み実績など

|     | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----|----------|-------|---------|---------|---------|
| 開催数 | 4 (4)    | 2 (1) | 1 (1)   | 5 (1)   | 2 (1)   |

【施策の方向】

効果的な廃棄物行政を行うため、本市が行うごみの減量やその他一般廃棄物等に関する施策・取り組みなどについて、引き続き環境審議会で意見等を承りつつ施策展開を進めていきます。

傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増やすため、審議会開催に係る情報提供のあり方について研究します。

## 今後具体的に行う施策

- ・ 環境審議会を通じた市民意見の収集
- ・ マスコミ活用など、環境審議会の開催予定などの情報を発信し、傍聴者数を増加させる方法を検討

### 【市民の役割】

- 審議会は基本的に公開で行われます。審議会を傍聴してみるなど、環境・ごみ問題について関心を高めましょう。

### 【行政の役割】

- 審議会を通じて市民のみなさんに意見を募り、効果的な施策を実施します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策       | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 環境審議会の開催  | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 傍聴者を増やす工夫 | 実施    |       |       |       |        |

## 6. 経済的誘導施策

### 施策12 指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクル推進を主な目的として平成7年に指定ごみ袋制度を導入しています。指定ごみ袋の料金体制や袋の仕様は合併後から現在までの間に統一を完了しています。また、施設に直接ごみを持ち込んだ際のごみ搬入処理手数料についても平成22年7月に統一を行っています。

今後も、ごみ処理手数料等に関する調査などを継続して行っていく必要があります。

#### ●これまでの取り組み実績など

##### 【合併後の指定ごみ袋制度等の経緯】

| 年月      | 経緯           |
|---------|--------------|
| 平成19年1月 | 指定ごみ袋の料金体制統一 |
| 平成21年1月 | 袋の仕様を統一      |
| 平成22年7月 | ごみ搬入処理手数料の統一 |



#### 【施策の方向】

今後も指定ごみ袋制度を継続し、ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクルを推進します。また、ごみ処理手数料等に関する調査などを継続して行います。

#### 今後具体的に行う施策

- ・ ごみ処理手数料等に関する調査など

#### 【市民の役割】

- 指定ごみ袋制度は、排出者負担の原則に基づき、ごみ処理費用の一部を負担しているということを理解し、ごみの排出量をできるだけ減らしましょう。

#### 【行政の役割】

- 指定ごみ袋制度の目的について啓発を行います。また、ごみ処理手数料等に関する調査などを継続します。

#### 【施策スケジュール】

|    | 施策               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | ごみ処理手数料等に関する調査など | 継続    |       |       |       |        |

## 施策13 マイバッグ持参運動の推進

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

環境省は、プラスチック資源循環戦略において2030年（令和12年）までに、使い捨てプラスチックを25%削減に向けて取り組むことを明らかにしました。続いて、容器包装リサイクル法改正により令和2年7月より小売店などにレジ袋の有料化を義務付け、併せて環境性能が認められるレジ袋への転換について協力要請しています。

### 【施策の方向】

「あらゆるレジ袋の過剰な使用を抑制していく」ことが基本であることから、広報いわくにや本市ホームページ等で、引き続きマイバッグ持参について啓発するとともに、販売店におけるマイバッグ持参運動の実施を支援します。

また、環境イベント等でマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布を行います。

### 今後具体的に行う施策

- ・ 買い物時のマイバッグ持参についての広報活動の実施
- ・ 小売店などにおけるマイバッグ持参運動の実施を支援
- ・ 環境イベント等でのマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布

### 【市民・事業者の役割】

- 買い物に行く際はマイバッグを持って出かけましょう。
- レジ袋有料化対象の小売店などの事業者は法令に基づき対応するとともに、レジ袋素材の転換に協力しましょう。

### 【行政の役割】

- マイバッグ持参についての広報活動を継続します。
- 本市内の小売店などで展開されているマイバッグ持参運動など、レジ袋削減に向けた取り組みを支援します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施策               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | マイバッグ持参運動の推進     | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 環境イベント等でのマイバッグ配布 | 実施    |       |       |       |        |

### ◆「環境性能が認められるレジ袋への転換」について

以下の3点は、法令に基づく有料化の対象ではありませんが、法令改正に併せてレジ袋素材の転換について事業者へ協力を要請しています。

- ・ プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの
- ・ 海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの
- ・ バイオマス素材の配合率が25%以上のもの

資料：チラシ～レジ袋の削減にご協力ください（経済産業省ホームページ）

## 1. 分別収集の徹底

### 施策1 パンフレット類の発行

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

資源品を効率よく再資源化するためには市民・事業者の分別徹底が不可欠です。そのため、分別方法、地区別収集日などを記載した「ごみ収集カレンダー」を作成・配布しています。外国人住民用に、英語版を含め6種類の外国語版を作成しています。さらに、転入者向けのPRとして転入手続き時にごみ収集カレンダーの配布を行うなど市民の分別徹底を啓発しています。また、ごみに関する啓発チラシも作成し配布しています。

市民の意識啓発に繋がるよう、分かりやすさに配慮し、チラシ類の内容を見直していくことが必要です。

#### ●これまでの取り組み実績など

##### 【その他の啓発チラシの作成実績】

| 作成年度   | チラシの内容                                                         |
|--------|----------------------------------------------------------------|
| 平成30年度 | 「危ない！！電池が火災の原因に！」                                              |
| 令和元年度  | 「金属類及び破碎ごみの処理を再開します」、「3キリ運動で生ごみを減らそう！」、「生ごみを減らすと食品ロスの削減につながる！」 |
| 令和2年度  | 「不用になった小型家電製品の出し方」                                             |
| 令和3年度  | 「プラスチックごみの削減に取り組みましょう」                                         |
| 令和4年度  | 「使わなくなった製品は“リユース”で有効活用しましょう！」                                  |



#### 【施策の方向】

今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行います。また、スマートフォンアプリや電子版の内容も同様とします。

## 今後具体的に行う施策

- ・ ごみ収集カレンダーとは別に分別方法をまとめた冊子作成を検討
- ・ 転入者へは「ごみ収集カレンダー」、ごみの分別と出し方についてのチラシとともに啓発チラシの配布も市民課へ依頼

## 【市民・事業者の役割】

- ごみ収集カレンダーは見やすい場所に設置し、正しい分別の理解と分別の徹底を心がけましょう。
- スマートフォンアプリや電子版も活用しましょう。
- 環境問題などのパンフレットを読み、環境・ごみ問題への関心を高めるとともに問題の改善・解決のための取り組みを実践しましょう。

## 【行政の役割】

- ごみ収集カレンダーや啓発用チラシは、イラストを用いるなど分かりやすさに配慮したものとする。
- ごみ収集カレンダーや啓発チラシが市民に行き渡るよう配布方法を検討します。
- スマートフォンアプリや電子版の普及に取り組みます。

## 【施策スケジュール】

|    | 施策             | 令和6年度   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|----------------|---------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 収集カレンダーの作成配布   | 継続      |       |       |       |        |
| 継続 | パンフレット類の発行・見直し | 随時実施・継続 |       |       |       |        |
| 継続 | 電子版等<br>内容見直し  | 随時実施・継続 |       |       |       |        |

## 施策2

### 広報DVDの貸し出し（再掲）

## 【現在の取り組み・課題と施策の方向】

市民のごみ処理等に関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報DVDの貸し出しを行っています。また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴も可能です。

貸し出し制度の利用者、本市ホームページを利用した視聴者を増やすため、広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報DVDの貸し出しについても記載することで利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。



## 2. リサイクルの推進

### 施策3 焼却余熱の利用

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

サンライズクリーンセンターでは、令和元年度からごみの焼却を開始し、焼却余熱を利用した発電を行うほか、熱交換により発生した温水を、隣接する岩国市日の出公園内の温水利用型健康運動施設に供給しています。施設の利用者数は毎年増加しており、焼却余熱を効率よく回収することが必要です。

#### ●これまでの取り組み実績など

【サンライズクリーンセンター余熱利用施設「岩国市日の出公園」利用者数】

|      | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 35,189人 | 44,631人 | 65,021人 |

#### 【施策の方向】

余熱を効率よく回収し最大限有効に利用できるよう、分別の徹底や生ごみの水切りについての啓発を行うとともに、市民の意識向上を図るために本市ホームページなどでサンライズクリーンセンターの施設概要や発電等の余熱利用をPRします。

#### 今後具体的に行う施策

- ・ サンライズクリーンセンターの余熱利用の実施（場内温水・温水利用型健康運動施設）
- ・ サンライズクリーンセンターの発電による余熱利用の実施
- ・ サンライズクリーンセンターについてのPR

#### 【市民の役割】

- 分別を徹底し、生ごみの水切りを実践しましょう。

#### 【行政の役割】

- 余熱の有効利用を効率的・継続的に行うため、ごみ焼却施設の適正な維持管理に努めるとともに、市民意識向上のため、サンライズクリーンセンターの概要についてPRします。

#### 【施策スケジュール】

|    | 施策               | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 余熱利用・発電          | 実施・継続 |       |       |       |        |
| 継続 | サンライズクリーンセンターのPR | 実施    |       |       |       |        |

## 施策4 焼却灰の有効利用

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

本市のごみ焼却施設から発生する焼却灰（主灰・飛灰）は、セメント原料として有効利用しており、安定した資源化のため、適正な施設の維持管理に努めています。セメント原料化を行う業者からは受け渡した灰に含まれる異物が返却され、埋立処分していることから、分別を徹底し、異物をできるだけ少なくすることが必要です。

### ●これまでの取り組み実績など

#### 【灰処理量の実績】

| 年度    | 主灰<br>(トン) | 飛灰<br>(トン) | 異物返却<br>(トン) | 灰資源化率<br>(%) |
|-------|------------|------------|--------------|--------------|
| 令和元年度 | 2,784.51   | 1,118.71   | 10.17        | 99.74        |
| 令和2年度 | 2,753.85   | 1,059.93   | 10.52        | 99.72        |
| 令和3年度 | 2,862.20   | 1,003.26   | 0            | 100          |
| 令和4年度 | 2,907.07   | 998.54     | 0            | 100          |

### 【施策の方向】

焼却施設から発生する焼却灰はセメント原料として有効利用されていることを本市ホームページなどでPRします。今後も、サンライズクリーンセンターにおいて引き続き焼却灰をセメント原料として有効利用していきます。

### 今後具体的に行う施策

- ・ 焼却灰のセメント原料化実施
- ・ 安定した資源化のため、適正な施設の維持管理を行う
- ・ 市民、事業者への分別徹底の啓発
- ・ 焼却灰の有効利用の状況についてPR

### ◆焼却灰とセメント原料化

- 🌈 焼却灰はごみを燃やした後に炉の底に残った「主灰」と、主にごみを燃やして発生したガスから捕集された「飛灰」に分けられます。
- 🌈 本市では主灰・飛灰ともにセメント原料として資源化しています。

### 【市民・事業者の役割】

- 分別不徹底により焼却ごみに排出された不燃物は、処理後に焼却灰へ含まれることとなり、セメント原料化の障害となります。不燃物等の異物を混入させないようにごみの分別を徹底しましょう。

### 【行政の役割】

- 焼却灰のセメント原料化を継続的に行うため、ごみ焼却施設を適正に維持管理し、安定運転に努めるとともに、分別徹底の啓発、焼却灰の有効利用の状況などについてPRします。



### 【施策スケジュール】

|    | 施 策              | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 |
|----|------------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 継続 | 焼却灰のセメント原料化      | 継続      |         |         |         |        |
| 継続 | 焼却灰の有効利用について P R | 実施      |         |         |         |        |

## 施策 5 廃棄物系バイオマスの利活用

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

動植物などから生まれた生物資源であるバイオマスは、ごみの中にも生ごみや剪定枝・木材などとして含まれています。バイオマスはCO<sub>2</sub>を吸収して成長したものであることから、燃料として利用してもCO<sub>2</sub>を排出しないものとして取り扱われています。

そのため、バイオマスの有効利用は地球温暖化防止対策として、また循環型社会の形成に資せられ、今後、積極的に利活用を図ることが求められます。

### 【施策の方向】

サンライズクリーンセンターでは、焼却処理の余熱を利用して発電を行っています。焼却ごみを燃料とした発電を行うことで、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用を行います。

継続的なバイオマス発電が行えるよう、分別についての啓発を行うとともに、本市ホームページなどで施設の概要や発電等の余熱利用をPRします。

### 今後具体的に行う施策

- ・ サンライズクリーンセンターにおける発電の実施
- ・ 安定運転のため、適正な施設の維持管理の実施
- ・ サンライズクリーンセンターの施設概要や発電等の余熱利用をPR

### 【市民・事業者の役割】

- 施設が安定して稼働できるように、分別の徹底を心がけましょう。

### 【行政の役割】

- 一般廃棄物によるバイオマス発電を継続的に行うため、ごみ焼却施設を適正に維持管理し、安定運転に努めるとともに、分別徹底の啓発を進めます。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策        | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 |
|----|------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 継続 | バイオマス発電の実施 | 実施      |         |         |         |        |

## 第7節 食品ロス削減推進計画（本計画に盛り込む個別計画）

### 1. 食品ロス削減対策

#### ●計画の目的

令和元年(2019)10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、同法第13条で、市町村は「食品ロス削減推進計画」を策定するよう求められています。

このため、本市の食品ロス削減を一層推進するために、本計画に盛り込む個別計画として「食品ロス削減推進計画」を策定しました。

#### ●計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

#### ●本市における食品ロスの現状

令和5年度における食品ロスの現状は、本書の第3編第1節3.収集ごみの現状（本書24～27ページ）、並びに巻末添付資料のごみ組成調査結果概要（本書資料-15～資料-18ページ）に示す通りです。

■表3-10 焼却ごみ中の食べ残し等の混入割合

|        | 食べ残し | 手付かず食品 |
|--------|------|--------|
| 平成30年度 | 3.7% | 5.3%   |
| 令和5年度  | 1.2% | 4.1%   |

資料：本市ごみ組成調査結果（湿重量比率）

### 食品ロス削減推進計画に関する施策の方針と施策体系

#### ●施策の方針

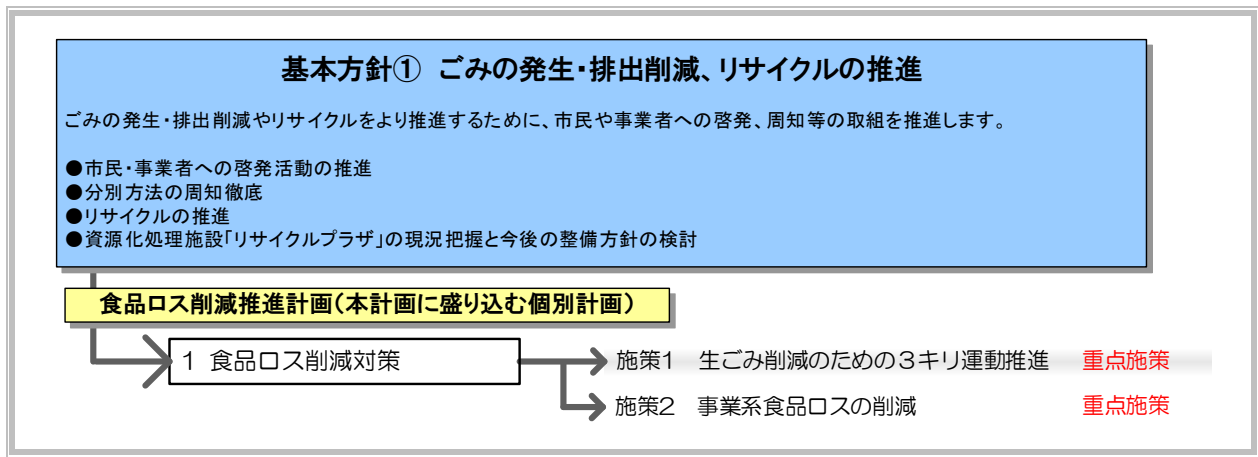
- 市民・事業者・行政など、多様な主体が連携・協力し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るなど、食品ロスの削減を推進します。
- 「表3-7 市民意識の向上に関する目標（本書49ページ）」のうち、食品ロスに関連する「買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶ」、「3キリ運動はどのような行動か知っている」、「エコクッキングを心がけている」を目標とします。
- 今後ごみ組成の実態把握に努め、必要に応じ施策の方針等を見直します。

#### ●目標値

令和5年度に実施したアンケート調査結果より、次の項目を目標値とします。

■表3-11 食品ロス削減推進計画に係る目標値

| 設問                                             | 選択枝    | 目標値  | 令和5年度調査結果 |
|------------------------------------------------|--------|------|-----------|
| 買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようにしている。                 | 選んでいる  | 40%  | 29.2%     |
| 「3キリ運動」とは、どのような行動のことか知っている。                    | 知っている  | 50%  | 32.1%     |
| 買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。 | 心がけている | 100% | 87.1%     |



■ 図 3-28 食品ロス削減推進計画に関する施策の体系

**施策1 生ごみ削減のための3キリ運動推進 重点施策**

**【既定計画期間の取り組みと課題】**

ごみ組成調査の結果では、手付かず食品・食べ残しの量が焼却ごみのうち 5.3%を占めており、まだまだ削減が可能です（生ごみは焼却ごみのうち 36.1%）。

また、市民アンケートによると、3キリ運動についてどのような行動か知っている市民は3割程度にとどまっています。

**【施策の方向】**

引き続き「3キリ運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。

**今後具体的に行う施策**

- ・ 「3キリ運動」についての広報活動の実施
- ・ 具体的な取り組み事例の紹介

**【市民・事業者の役割】**

- 食材を使い切り、料理を食べ切り、生ごみを捨てる前には水キリをしましょう。

**【行政の役割】**

- 3キリ運動について具体的な取り組み事例を紹介し、家庭や事業所での実践を啓発します。

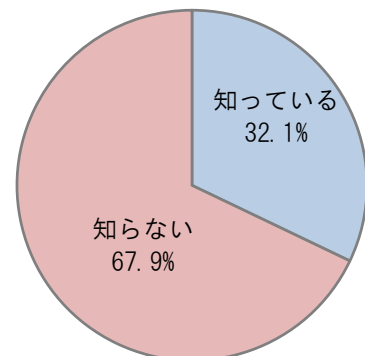
**【施策スケジュール】**

|    | 施策        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 3キリ運動の推進  | 啓発    |       |       |       |        |
| 継続 | 取り組み事例の紹介 | 情報提供  |       |       |       |        |

**市民アンケート調査結果**

(令和5年8月)

「3キリ運動」とは、どのような行動のことか知っていますか？



## 『3キリ運動』で生ごみ削減を推進！

### 食材を使いキリ



- ✓ 買い物前に冷蔵庫をチェック
- ✓ 残っている食材から使う
- ✓ 必要な分量だけ買う
- ✓ 皮を厚くむきすぎない
- ✓ 捨てていた部分も調理に

### 料理を食ベキリ



- ✓ 食べきれ的分だけ作る
- ✓ 残り物は上手に保存・アレンジして次の食事に
- ✓ 食事はハーフサイズや小盛など食べきれの量を注文

### 生ごみの水キリ



捨てる前にギュツとひと絞り！

- ✓ 軽くなつてごみ出しも楽ちん
- ✓ 水が出ず持ち出し場も清潔

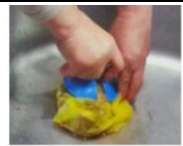
## ◆生ごみ対策1 手付かず食品・食べ残しの削減

- ✚ 手付かず食品・食べ残しの量は焼却ごみの5%を占めています。
- 食材を使いきり、料理を食ベきすることで焼却ごみの5%を削減しよう。

## ◆生ごみ対策2 水切りの励行

- ✚ 生ごみの重量の約8割は水分であるといわれています。
- 三角コーナーや水切りグッズを利用して水切りを進めましょう。

◆水切り器による生ごみ減量効果例 ⇒ 生ごみの10～15%程度の削減が期待できます。

| 水切りダイエット                                                                            | 生ごみカラット                                                                             | しぼりっ子                                                                               | 水切りネット                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 6.9～11.0%                                                                           | 19.2～30.7%                                                                          | 6.6%                                                                                | 8.4～11.0%                                                                             |
|  |  |  |  |

(資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」平成24年3月埼玉県清掃行政研究会)

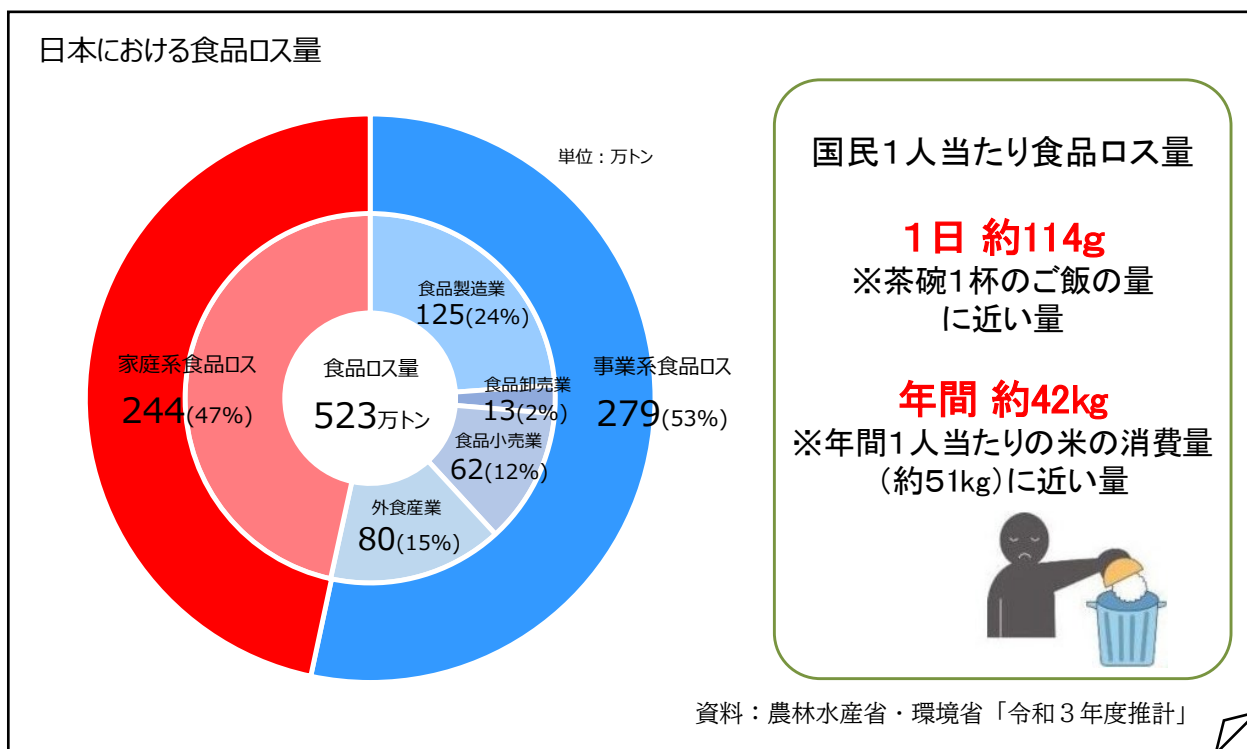
## ◆生ごみ対策3 たい肥化

- ✚ 生ごみの有効利用が進めば、焼却ごみを削減できます。
- 生ごみ処理機器購入補助金交付制度を活用するなどにより、生ごみの有効利用を進めましょう。



### 【既定計画期間の取り組みと課題】

食品ロス量のうち、事業系食品ロスは約5割を占めています。事業所アンケートによると、生ごみ（ちゅう芥類）について、食品リサイクル法に基づく取り組みを行っている事業所は2割程度となっています。



### ◆食品リサイクル法

食品リサイクル法（略称）では、食品関連事業者（食品の製造、卸売、小売、外食あるいは結婚式場業、旅館業など）のうち、食品廃棄物等（ちゅう芥類など）の発生量が100トン以上となる事業者は、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等を行うことと定められています。

### 【施策の方向】

事業系食品ロス削減のためには、食品関連事業者等による取り組みが不可欠で、行政としては、情報提供や地域の活動と連携を進めます。

### 今後具体的に行う施策

- ・ 外食時における食品ロス削減の広報活動実施
- ・ フードバンク活動との連携
- ・ 災害備蓄用食料の有効活用

### 【市民・事業者の役割】

- 外食時は、食べきれる量を注文し、食品ロスを減らしましょう。

## 【行政の役割】

- やまぐち食べきっちよる運動の内容を紹介し、外食時における市民や事業者の食品ロス削減を啓発します。
- フードバンクの活動を紹介し、市民や事業者の意識を啓発します。

### ◆やまぐち食べきっちよる運動

🌈 岩国市は、「食品ロス」削減のため、山口県食品ロス削減推進協議会の一員として「やまぐち食べきっちよる運動」を展開しています。

### ◆やまぐち食べきり協力店

🌈 山口県は、「やまぐち食べきっちよる運動」に取り組まれている飲食店、旅館・ホテル等の団体を、「やまぐち食べきり協力店」として登録しています。

### ◆フードバンク

🌈 フードバンクとは、まだ食べられるのに処分されてしまう食品を集めて、それらを必要とする福祉施設や団体などに寄付する取り組みです。食料資源を有効に活用し、食品ロス削減につなげる取り組みです。

## 【施策スケジュール】

|    | 施策           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 重点 | 広報活動実施       | 啓発    |       |       |       |        |
| 重点 | フードバンク活動との連携 | 情報提供  |       |       |       |        |
| 重点 | 災害備蓄用食料の有効活用 | 実施    |       |       |       |        |

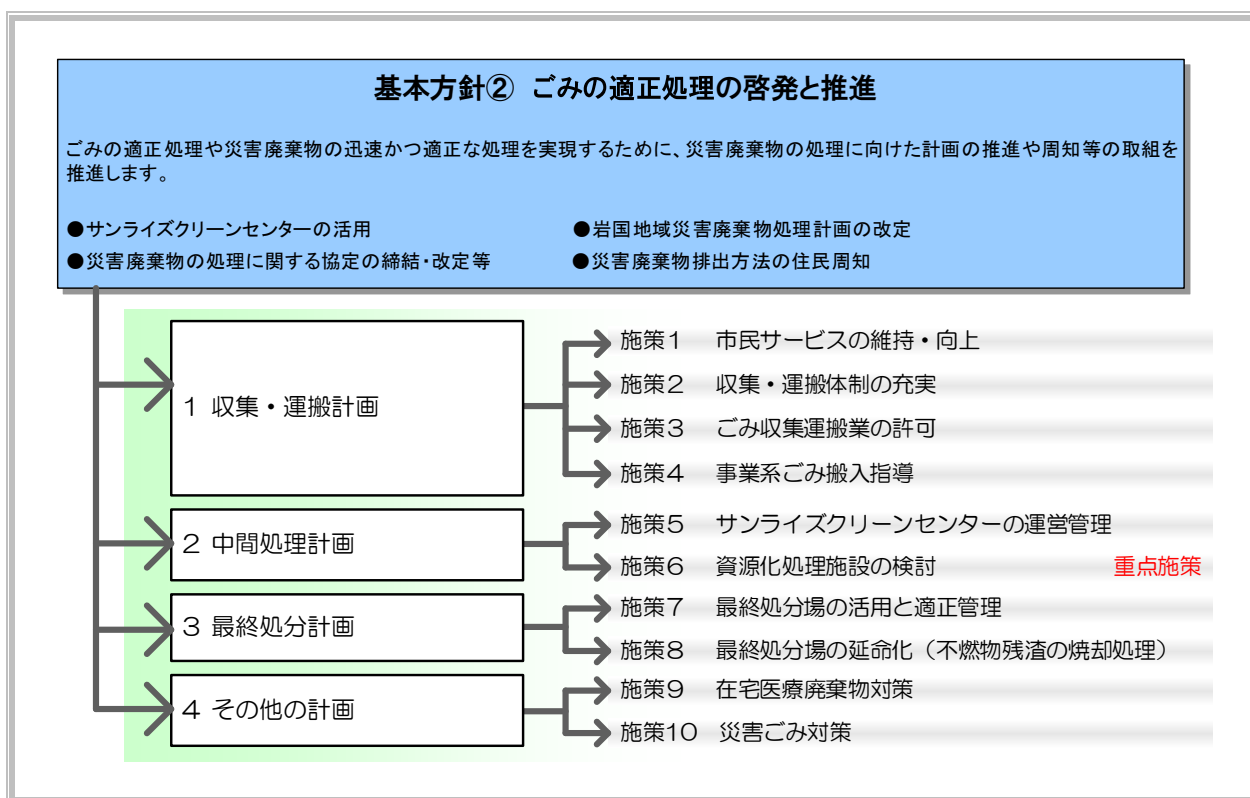
## 第8節 ごみの適正処理の啓発と推進

〔基本方針②〕

### ごみの適正処理の啓発と推進に関する施策の方針と施策体系

#### ●施策の方針

🌐 ごみ処理の中心的施設として、サンライズクリーンセンターを中心に、安心、安全で安定した質の高い公共サービスを提供しつつ、環境保全と経済性が両立できる処理体制を構築・維持していきます。



■図 3-29 ごみの適正処理の啓発と推進に関する施策の体系

### 処理主体

適正処理を進めるための主体は、表 3-12 に示す通りです。

排出されたごみの収集・運搬は、家庭系ごみは本市が、事業系ごみは事業者が、中間処理及び最終処分は本市が主体となり、その責務を果たします。

■表 3-12 適正処理のための処理主体

| 区分    | 収集・運搬 | 中間処理 | 最終処分 |
|-------|-------|------|------|
| 家庭系ごみ | 本市    | 本市   | 本市   |
| 事業系ごみ | 事業者   |      |      |

注) 事業系ごみに「一時多量ごみ等」を含む。



## 1. 収集・運搬計画

### 施策1 市民サービスの維持・向上

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

令和3年度より、高齢者等のごみ出しの支援として、ごみ集積場所まで家庭ごみを持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯のごみの戸別収集を行う制度及び国の認定事業者と協定書を締結し、小型家電及びパソコンを宅配で収集する制度を開始しています。

#### 【高齢者等のごみ出し支援事業】

|      | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|
| 利用者数 | 11    | 6     |

#### 【小型家電宅配収集】

|           | 令和3年度   | 令和4年度   |
|-----------|---------|---------|
| 回収件数      | 178     | 155     |
| 回収重量 (kg) | 1,674.1 | 1,541.5 |

#### 【施策の方向】

高齢者等のごみ出し支援を継続し、市民サービスの維持に努めるとともに、関係部署との調整を行います。また、小型家電宅配収集についても本市ホームページなどで制度の周知やPRを継続します。

#### 【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 介護が必要な市民や障がいを持つ市民、高齢者のごみ出し支援について地域住民で協力しあいましょう。

#### 【行政の役割】

- 高齢者等のごみ出し支援等を継続し、市民サービスの維持に努めます。
- 介護が必要な市民や障がいを持つ市民、高齢者のごみ出しへの支援方法について、継続して調査します。

#### 【施策スケジュール】

|    | 施策           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 高齢者等のごみ出し支援等 | 継続    |       |       |       |        |

## 施策2

## 収集・運搬体制の充実

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

焼却ごみは、サンライズクリーンセンターにおいて集約処理、ペットボトルの定期収集は、拠点回収を実施しています。

一方、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村の役割として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化（再商品化）」が示されました。これまで、本市では、主に容器包装プラスチック（マークが入った袋や容器類）を「プラスチック類」として分別収集し、資源化を進めてきましたが、今後は、製品プラスチック（マークがないもの）についても、資源化の検討が必要です。

### 【ペットボトル回収箇所数】

|     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 箇所数 | 110    | 109   | 108   | 109   | 109   |

### 【施策の方向】

焼却ごみは、委託業者による収集・運搬体制の充実を図ります。ペットボトルの定期収集は、拠点回収箇所の充実を図り、随時見直しを行います。

また、新たな法施行に伴い、製品プラスチック（マークがないもの）について資源化の検討を進めます。

### ◆製品プラスチック（マークがないもの）の具体例

「金属類及び破碎ごみ」中で資源化適用の可能性があるもの

具体例：バケツ、おもちゃ、ハンガー、ほうき、ちりとり、弁当箱、コップ、ゴミ箱、植木鉢など（プラスチック製のものに限り）



※分別収集に含めてはいけないもの（環境省令の分別収集物の基準による主なもの）

- ・ 汚れが付着しているもの
- ・ 容器包装プラスチック（マークの入った袋や容器類）
- ・ 使用済小型電子機器等（携帯電話、パソコン、電子レンジ、扇風機、ドライヤー、ゲーム機等）
- ・ 一辺の長さが50cm以上のもの
- ・ リチウムイオン蓄電池を使用する機器（加熱式タバコ、モバイルバッテリー等）
- ・ ライター、スプレー缶等
- ・ 繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（靴、スニーカー、鞆等）

### 【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。

### 【行政の役割】

- 市民サービスが維持できるよう、収集・運搬体制の充実を図ります。
- ペットボトルの拠点回収箇所など、発生量の動向を踏まえて検討を行います。
- 製品プラスチック（マークがないもの）について、資源化の検討を行います。

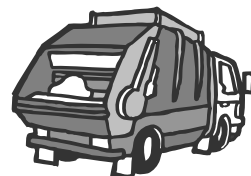
### 【施策スケジュール】

|    | 施策                                                                                                                 | 令和6年度         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 委託による<br>収集・運搬<br>体制の充実                                                                                            | 収集・運搬状況の確認・検討 |       |       |       |        |
| 継続 | ペットボトル<br>の拠点回収                                                                                                    | 収集体制の検討       |       |       |       |        |
| 新規 | 製品プラスチック<br>(  マークがない<br>もの)資源化検討 | 調査・研究         |       |       |       |        |

## 施策3 ごみ収集運搬業の許可

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみの収集・運搬に関する許可は、ごみの排出状況と現存する収集運搬許可業者の収集・運搬状況を勘案して行うものとしています。



### 【施策の方向】

ごみ収集運搬業は、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集・運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

なお、ごみの将来的な発生・排出削減目標を設定し、ごみ排出量自体の削減を行います。

### 【事業者の役割】

- 事業系ごみは、OA紙や生ごみの削減に取り組むことで、ごみ排出量を減少させることができます。自ラリサイクルや減量化に取り組みましょう。
- また、収集運搬許可業者は、排出事業者に対し、分別徹底等の指導・協力要請を行い、ごみの適正排出推進に協力しましょう。

### 【行政の役割】

- ごみの適正処理のため、収集運搬許可業者に対しごみ分別の徹底を指導します。また、収集運搬許可業者が排出事業者の指導員となるよう、協力依頼します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策     | 令和 6 年度                                                                                  | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 継続 | 許可・適正指導 | 継続<br> |         |         |         |          |

## 施策 4 事業系ごみ搬入指導

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者が事業活動により排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

事業系ごみの搬入は、現在、事業者自らが行うか、あるいは本市が許可する収集運搬許可業者により行われていることから、事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行うなど、ごみの発生・排出削減を指導するとともに、本市に搬入するごみは、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導を行っています。しかし、事業系ごみの大幅な削減は見られず、効果的な施策の検討が必要です。

### 【施策の方向】

事業者向けパンフレットの見直しを検討するとともに、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。

### 【事業者の役割】

- 事業者は自ら適正処理を進めましょう。やむを得ず、ごみとして排出する場合は、ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルの推進に協力しましょう。

### 【行政の役割】

- 本市に搬入するごみは、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導していきます。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策   | 令和 6 年度                                                                                    | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 継続 | 事業者指導 | 継続<br> |         |         |         |          |

## 2. 中間処理計画

### 施策5 サンライズクリーンセンターの運営管理

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

サンライズクリーンセンターは民間による運営を行っており、本市は、運営において熱エネルギーの有効活用や公害防止などの民間ノウハウ（技能や経験）が惜しみなく生かされるよう、管理（モニタリング）を行っています。

また、焼却余熱を利用した温水利用型健康運動施設や多目的広場を併設しています。「ふれあい・交流」を目的とした市民の皆様の憩いの場として利用され、多目的広場は、災害廃棄物の仮置場としても活用します。

#### 【施策の方向】

サンライズクリーンセンターは適正に維持管理が行われており、今後もこれを継続します。また、和木町の焼却ごみの受入れを継続します。

#### ◆サンライズクリーンセンターの概要

|         |                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 岩国市日の出町2番75号                                                                                                  |
| 供用開始    | 平成31（2019）年4月                                                                                                 |
| 施設規模    | 160トン/日（80トン/24h×2炉）                                                                                          |
| 焼却方式    | ストーカ式                                                                                                         |
| 灰処理方式   | セメント原料化                                                                                                       |
| 余熱利用    | 発電設備（高効率回収）出力3,900kW<br>余熱利用施設へ熱供給 ※温水利用型健康運動施設等                                                              |
| 排ガス処理方式 | バグフィルタ+乾式排ガス処理装置+脱硝反応装置<br>ダイオキシン類基準<br>法規制 1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下 ⇒ 自主規制 0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下 |





- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 生ごみは、水を切って出しましょう。

○ サンライズクリーンセンターの機能が最大限に発揮できるよう、民間に運営管理を委託します。

|    |                    |         |         |         |         |          |
|----|--------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
|    | 施 策                | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
| 継続 | サンライズクリーンセンターの運営管理 | 継続      |         |         |         |          |

## 重点施策

リサイクルプラザは、容器包装であるびん・かん・プラスチック類、さらに、金属類及び破碎ごみ、粗大ごみを資源化、減容化するための施設として平成 11 年 4 月に供用開始しました。稼働から 25 年が経過し、施設内の各設備の老朽化が進んでいます。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、製品プラスチック（マークがないもの）について、資源化に向けた対応が必要です。

## 所在地 岩国市平田二丁目 12 番 30 号

供 用 開 始      平成11（1999）年4月

施 設 規 模 61.1 トン/日

|         |           |      |      |
|---------|-----------|------|------|
| 処 理 能 力 | (びん類)     | 9    | トン/日 |
|         | (かん類)     | 6    | トン/日 |
|         | (プラスチック類) | 18.1 | トン/日 |
|         | (ペットボトル)  | 2    | トン/日 |
|         | (不燃・粗大)   | 26   | トン/日 |

- リサイクルプラザの市民啓発機能については、市民のみなさんが楽しく利用いただけるよう、NPO法人「エコフレンズいわくに」により運営しています。



## ◆ N P O法人「エコフレンズいわくに」の事業概要

| リサイクル講座運営事業                                                                                                                | 広報・調査研究事業                                                                                                | 修理・再生事業                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>洋服のリサイクルなど 23 の講座</p>  <p>古い洋服から帽子</p> | <p>毎月 1 日に広報紙を発行</p>    | <p>自転車・家具の修理販売<br/>廃食用油からの石けんづくり</p>  |
| イベント及びリユース事業                                                                                                               |                                                                                                          | 研修・視察事業                                                                                                                  |
| <p>こども市(R4)</p>                           | <p>ワークショップフェスタ(R4)</p>  | <p>環境に配慮した企業の視察や<br/>他団体との交流</p>      |

### 【施策の方向】

老朽化が進む岩国市リサイクルプラザに係る今後の対応や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴う、製品プラスチック（マークがないもの）の資源化の適用について検討します。特に、整備手法は国の交付金制度の活用も含めて検討します。また、和木町のプラスチック類の受入れを継続します。

### 【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 啓発機能を有するリサイクルプラザを活用しましょう。

### 【行政の役割】

- 製品プラスチック（マークがないもの）の資源化について検討します。
- 資源化処理施設の整備について検討します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策                                                                                                                   | 令和 6 年度 | 令和 7 年度          | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------|---------|---------|----------|
| 新規 | 製品プラスチック<br>(  マークがないもの)<br>の資源化検討 | 調査・研究   |                  |         |         |          |
| 新規 | 資源化処理施設の<br>検討                                                                                                        | 基本計画    | その他必要となる調査・計画・設計 |         |         |          |



### 3. 最終処分計画

#### 施策7 最終処分場の活用と適正管理

##### 【既定計画期間の取り組みと課題】

本市では、4カ所の最終処分場を管理していますが、現在埋め立てを行っているのは、日の出町最終処分場、周東埋立処分場の2カ所です。玖珂不燃物処理場、川西不燃物処理場は埋め立てを行っておらず、廃止等に向けた調査を行っています。

##### 【施策の方向】

供用中あるいは埋め立てを行っていない最終処分場は、周辺環境の保全と有効活用を図るため、適正に管理します。

埋立終了、廃止した最終処分場は、廃止に必要な調査を行いつつ、適正に維持管理します。

##### ●各処分場の今後の運営方針

| 施設別           | 運営方針                                                                                        | 埋立対象物                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 日の出町<br>最終処分場 | 継続して最終処分を行います。<br>埋立物の3割程度を占めるリサイクルプラザからの不燃物残渣をサンライズクリーンセンターで処理することで埋立量の最少化と最終処分場の延命化を図ります。 | セメント原料化ができない焼却残渣<br>不燃物など |
| 周東<br>埋立処分場   | 継続して周東地域の陶磁器及びガラス類を埋立処分します。                                                                 | 陶磁器及び<br>ガラス類             |
| 玖珂<br>不燃物処理場  | 埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。                                                                    | —                         |
| 川西<br>不燃物処理場  | 埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。                                                                    | —                         |

##### 【市民・事業者の役割】

- 最終処分場には、決められた埋立対象物以外を埋めることはできません。決められた方法できちんと分別しましょう。

##### 【行政の役割】

- 最終処分場の適正な維持管理を行います。
- 埋め立てが終了した最終処分場は、廃止に向けた調査を行います。

##### 【施策スケジュール】

|    | 施策              | 令和6年度                                                                                      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 処分場の活用<br>と適正管理 | 継続<br> |       |       |       |        |

## 施策 8

### 最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

最終処分場は、容量に限りのある施設です。処分場がいっぱいになり、埋め立てが終了すると、新たな場所に新しい最終処分場を建設しなければなりません。現在供用中の処分場をできる限り長く使用するため、これまで埋立対象としていた不燃物残渣のうち焼却可能なものをサンライズクリーンセンターで焼却処理し、最終処分量を削減しています。

#### 【施策の方向】

引き続き、最終処分場の適正な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めます。

また、維持管理の状況等をホームページに情報公開するなどして、市民への啓発を行います。

#### 【市民の役割】

- 本市の最終処分場は、再資源化ができないものや腐敗しないものなどを主に埋立処分しています。ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルを進め、最終処分場の延命化に協力しましょう。

#### 【行政の役割】

- サンライズクリーンセンターの活用により最終処分量を最少化し、最終処分場の延命化に努めます。

#### 【施策スケジュール】

|    | 施策                       | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|----|--------------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 継続 | 処分場延命化<br>不燃物残渣<br>の焼却処理 | 継続      |         |         |         |          |

## 4. その他の計画

### 施策9 在宅医療廃棄物対策



#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

在宅医療廃棄物とは、在宅医療に関わる医療措置に伴い家庭から排出される廃棄物です。その中には、感染性のもの（注射針など）が含まれている可能性があります。

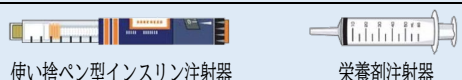
これまで、在宅医療廃棄物は、薬局や医療機関への返却をお願いしていましたが、誤ってプラスチック類に出されるケースがあり、リサイクルに供するプラスチック類の品質低下につながるため、リサイクルプラザで手選別にて回収・除去してきました。回収・除去したものには、針のついたまま出されているものもあり、手選別職員へのケガや2次感染も懸念されます。

#### 【施策の方向】

市民サービスの向上を図るため、在宅医療廃棄物のうち、感染性がなく、かつ鋭利でないチューブやバッグ類などを『焼却ごみ』に出せるようにしています。

出し方は、ごみ収集カレンダーに分かりやすく掲載しており、これを継続します。

#### ●在宅医療廃棄物の処理

| 分類                         | 種類                              | 具体例                                                                                                                                    | 分別区分         | 処理            |
|----------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|
| 感染性がなく<br>鋭利でないもの          | ビニール<br>バッグ類                    | 輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等<br><br>栄養剤バッグ CAPD バッグ・ストーマバッグ等 | 焼却ごみ         | サンライズクリーンセンター |
|                            | チューブ・<br>カテーテル類<br>(針のついていないもの) | 吸引チューブ、輸液ライン等<br><br>チューブ類 カテーテル類                  |              |               |
|                            | 注射筒<br>(針のついていないもの)             | <br>使い捨てペン型インスリン注射器 栄養剤注射器                         |              |               |
|                            | 脱脂綿・ガーゼ                         |                                                                                                                                        |              |               |
| 鋭利であるが、<br>安全な仕組みを<br>持つもの | ペン型<br>自己注射針                    | <br>(針ケース装着時)                                       | 収集・<br>処理しない | 薬局や医療機関等へ返却   |
| 鋭利なもの                      | 医療用注射針<br>点滴針                   | <br>自己注射以外の医療用注射針                                  |              |               |

(資料：在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」)

### 【市民・事業者の役割】

- 医療機関や薬局などの事業者は、在宅医療を行っている方に対し、適正処理の説明等を行い、適正処理を進めましょう。
- 在宅医療廃棄物が発生した場合は、本市あるいは医療機関や薬局に相談し、適正処理を行いましょう。

### 【行政の役割】

- 在宅医療廃棄物の適正処理について、ごみ収集カレンダーや広報を通じて啓発します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施策         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 在宅医療系廃棄物対策 | 継続    |       |       |       |        |

## 施策 10 災害ごみ対策

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

災害時に発生するごみは、迅速かつ適正に処理を行う必要があることから、頻発する災害に備え、令和5年1月に「岩国地域災害廃棄物処理計画」を改訂しました。

### 【施策の方向】

災害時に発生するごみは、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい適正処理を行います。

### 【市民・事業者の役割】

- 災害ごみが発生した場合は、迅速かつ適正な処理を行うため、分別排出するなど本市の対応策に協力しましょう。
- 事業系ごみは、災害ごみであっても自らの責任において適正に処理することが原則です。やむを得ず本市の処理に出される場合には、災害ごみの減量、適正処理の確保等に関し、本市の対応策に協力しましょう。

### 【行政の役割】

- 市民・事業者に対し、「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。

### 【施策スケジュール】

|    | 施策            | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 災害廃棄物に関する情報発信 | 継続    |       |       |       |        |
| 継続 | 災害廃棄物処理計画の周知  | 周知継続  |       |       |       |        |

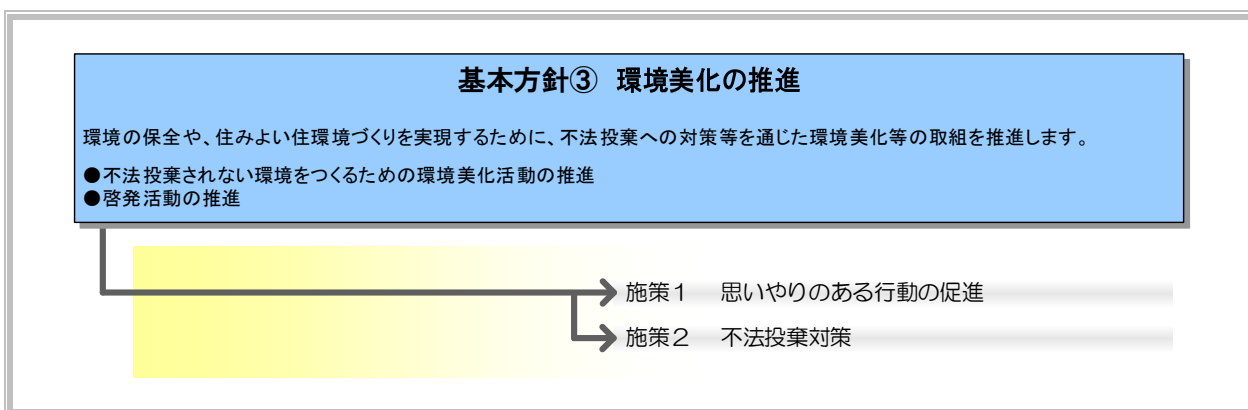
## 第9節 環境美化の推進

〔基本方針③〕

### 環境美化の推進に関する施策の方針と施策体系

#### ●施策の方針

- 環境美化の推進には、美化活動に取り組みむ市民や事業者を増やしていくことが必要です。
- 環境美化の推進に係る施策は、地域の取り組みを支援することで環境美化意識を持つ市民を増やし、思いやりのある行動を促していきます。



■ 図 3-30 環境の美化の推進に関する施策の体系

### 環境美化の推進に関する具体的施策

#### 施策1 思いやりのある行動の促進

##### 【既定計画期間の取り組みと課題】

一般的に「環境美化活動」というと、ごみ拾いや溝掃除などの地域清掃を思い浮かべますが、こうした取り組みは、自然豊かなまちを未来まで守っていくための次世代への思いやりのある行動といえます。地域清掃などの環境美化活動に取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。

本市では、「岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（条例第28号）」を制定しています。この条例は、市民・事業者・行政が一体となって環境美化意識の向上と思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

そのため、市民・事業者へ環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動等における顕著な功労があった市民または団体に対し、顕彰を行っています。

感謝状贈呈式（令和5年10月6日）



令和5年度は、個人8名、1団体に感謝状を贈呈しました。

## ◆岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例



|        |                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的    | ➤ 空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 |
| 迷惑行為   | ➤ 空き缶等のポイ捨て、歩行中の喫煙等、動物のふんの放置、落書き等をいう。                                                                                         |
| 市の責務   | ➤ 市民等及び事業者と一体となって、良好な生活環境の確保に関する施策の推進に努めなければならない。<br>➤ 良好な生活環境の確保に関し市民等及び事業者の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。             |
| 市民等の責務 | ➤ 自ら良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。                                                                    |

### 【施策の方向】

本市ホームページ等で活動内容や簡単にできる取り組みなどについて紹介し、より多くの人の取り組みを促進します。

### 【市民・事業者の役割】

- 環境美化活動に参加しましょう。
- 従業員などの意識の啓発に努めましょう。

### 【行政の役割】

- 環境美化活動の情報提供など、市民・事業者の理解を深められるよう支援します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策                     | 令和 6 年度                                                 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|----|-------------------------|---------------------------------------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 継続 | 思いやりのある行動の促進<br>(情報提供等) | <div style="text-align: center;"> <b>継続</b><br/> </div> |         |         |         |          |



## 施策2 不法投棄対策

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

不法投棄対策として、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置などを行うとともに、県や警察、産業廃棄物協会などと連携して不法投棄の未然防止や早期発見のために、情報交換やパトロールを行っており、休日、夜間についても、県委託の警備会社によるパトロールが行われています。また、毎年、山口県産業廃棄物協会岩国支部・県・本市の担当課で不法投棄ごみの回収作業を行っています。



令和4年6月2日、山口県産業廃棄物協会岩国支部・山口県・本市担当課で不法投棄ごみの回収作業を行い、不法投棄ごみ1,190 kg、家電製品3台、タイヤ14本、バッテリー1個を回収しました。

### 【施策の方向】

広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置、パトロールを継続して実施します。また、他市町村の取り組み事例なども調査・研究し、不法投棄させない環境づくりを推進します。

### 【市民・事業者の役割】

- 不法投棄は法律違反であることを認識し、絶対にやめましょう。また、不法投棄されないよう地域の環境づくりを進めましょう。

### 【行政の役割】

- 不法投棄の防止に対する啓発を広報や本市ホームページで行います。また、不法投棄防止看板の設置や不法投棄防止パトロールを継続して行います。

### 【施策スケジュール】

|    | 施策     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 不法投棄対策 | 継続    |       |       |       |        |



## 第4編 生活排水処理基本計画

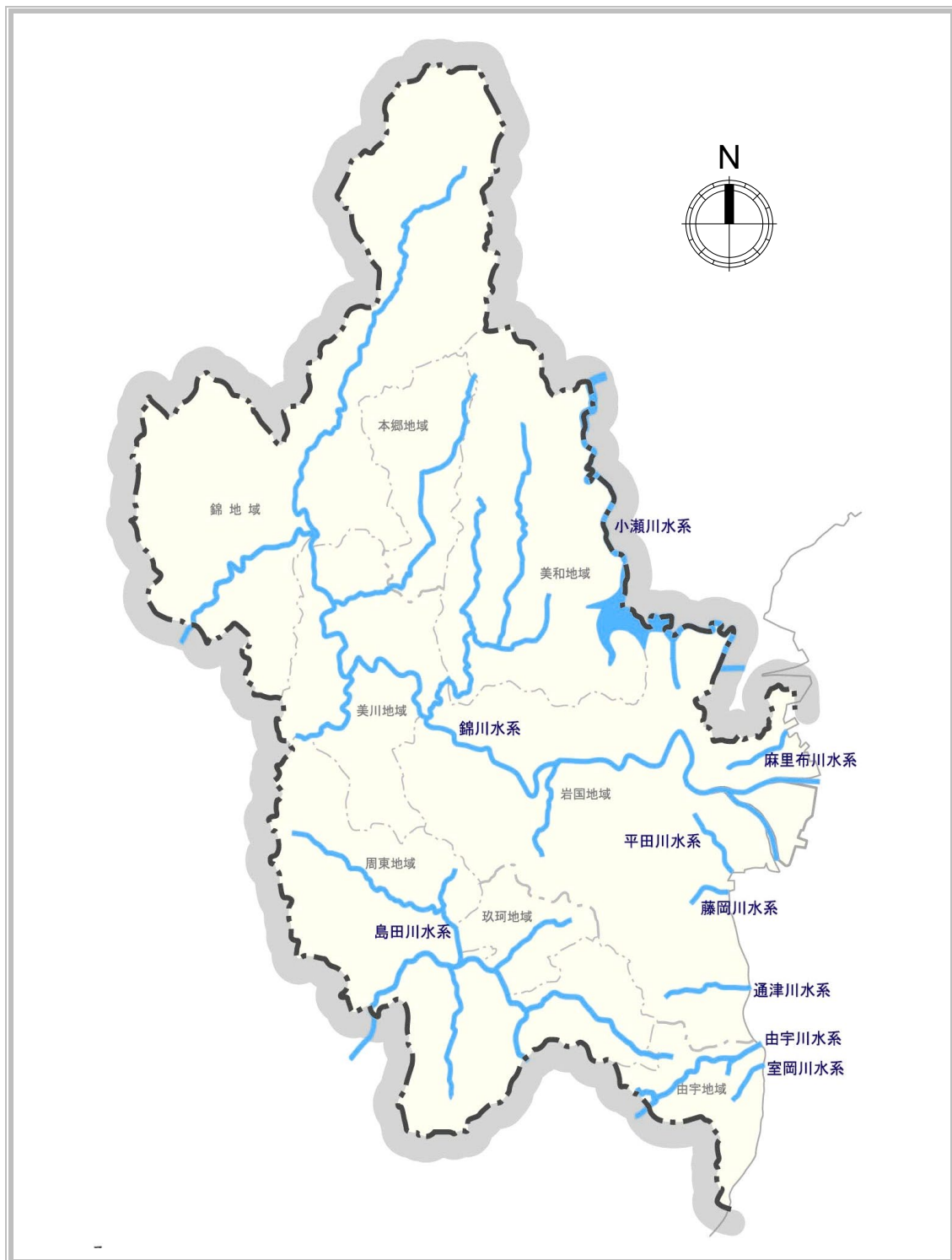
「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。  
錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より350年を迎えます。



## 第1節 水環境、水質保全に関する状況

### 1. 水域の状況

本市は、中央を流れる山口県下最大河川の錦川水系を中心に、小瀬川、島田川、由宇川等の水系を有しており、小瀬川には1ヵ所、錦川には2ヵ所の湖沼があります。また、市域の南東部は瀬戸内海に面しています。



■ 図 4-1 水域の状況

## 2. 環境基準の達成状況

本市域内の河川、海域等における環境基準の達成状況をみると、河川のBODは小瀬川水域の1地点で平成29年度及び令和3年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。

湖沼は、山代湖のCODが令和元年度から令和3年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。T-N、T-Pは、弥栄湖の平成29年度以外、菅野湖の平成30年度のみ、山代湖の令和2年度及び令和3年度で環境基準を達成しています。

また、海域のCODは、岩国港（1）で環境基準を達成しています。岩国港（2）では令和元年度から令和3年度、広島湾西部では令和元年度のみ環境基準を達成しており、これら以外はいずれの地点も未達成となっています。T-N、T-Pはいずれの地点も環境基準を達成しています。

■表 4-1 水質保全状況

| 環境基準類型<br>あてはめ水域名 | BOD、COD |     |      |      |     |     |     | 窒素、リン |     |      |      |     |     |     |
|-------------------|---------|-----|------|------|-----|-----|-----|-------|-----|------|------|-----|-----|-----|
|                   | 類型      | 地点数 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 類型    | 地点数 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 |
| 大竹・岩国地先海域         | A       | 4   | ×    | ×    | ×   | ×   | ×   | Ⅱ     | 2   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   |
| 岩国港(2)            | B       | 3   | ×    | ×    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
| 岩国港(1)            | C       | 2   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
| 広島湾西部             | A       | 3   | ×    | ×    | ○   | ×   | ×   | Ⅱ     | 4   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   |
| 小瀬川               | AA      | 1   | ×    | ○    | ○   | ○   | ×   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
|                   | A       | 1   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
|                   | B       | 1   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
| 錦川                | AA      | 2   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
|                   | A       | 4   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
|                   | B       | 2   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
| 由宇川               | A       | 2   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
| 島田川               | A       | 3   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | -     | -   | -    | -    | -   | -   | -   |
| 弥栄湖               | A       | 1   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | Ⅱ     | 1   | ×    | ○    | ○   | ○   | ○   |
| 菅野湖               | A       | 1   | ○    | ○    | ○   | ○   | ○   | Ⅱ     | 1   | ×    | ○    | ×   | ×   | ×   |
| 山代湖               | A       | 1   | ○    | ○    | ×   | ×   | ×   | Ⅱ     | 1   | ×    | ×    | ×   | ○   | ○   |

(注)1. BOD、COD についての環境基準達成とは、全ての環境基準点において環境基準を満足することであり、環境基準を満足するとは環境基準に適合した日数が総測定日数の75%以上であることをいう。

2. 窒素、リンについての環境基準達成とは、全ての環境基準点の年間平均値の平均値が環境基準を満足することである。

3. 山代湖、菅野湖の窒素については、当分の間適用しない。

資料：令和4年度版山口県環境白書参考資料集

### ◆環境基準値とは

国では、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。

河川水質の環境基準は、水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）等について水域ごとに定められています。

BOD は、有機物質などが酸化・分解される際に消費される酸素量を示すもので、有機物汚濁の指標とされ、値が高くなるにつれ汚濁していることを示します。なお、海域、湖沼では化学的酸素要求量（COD）が対象となります。

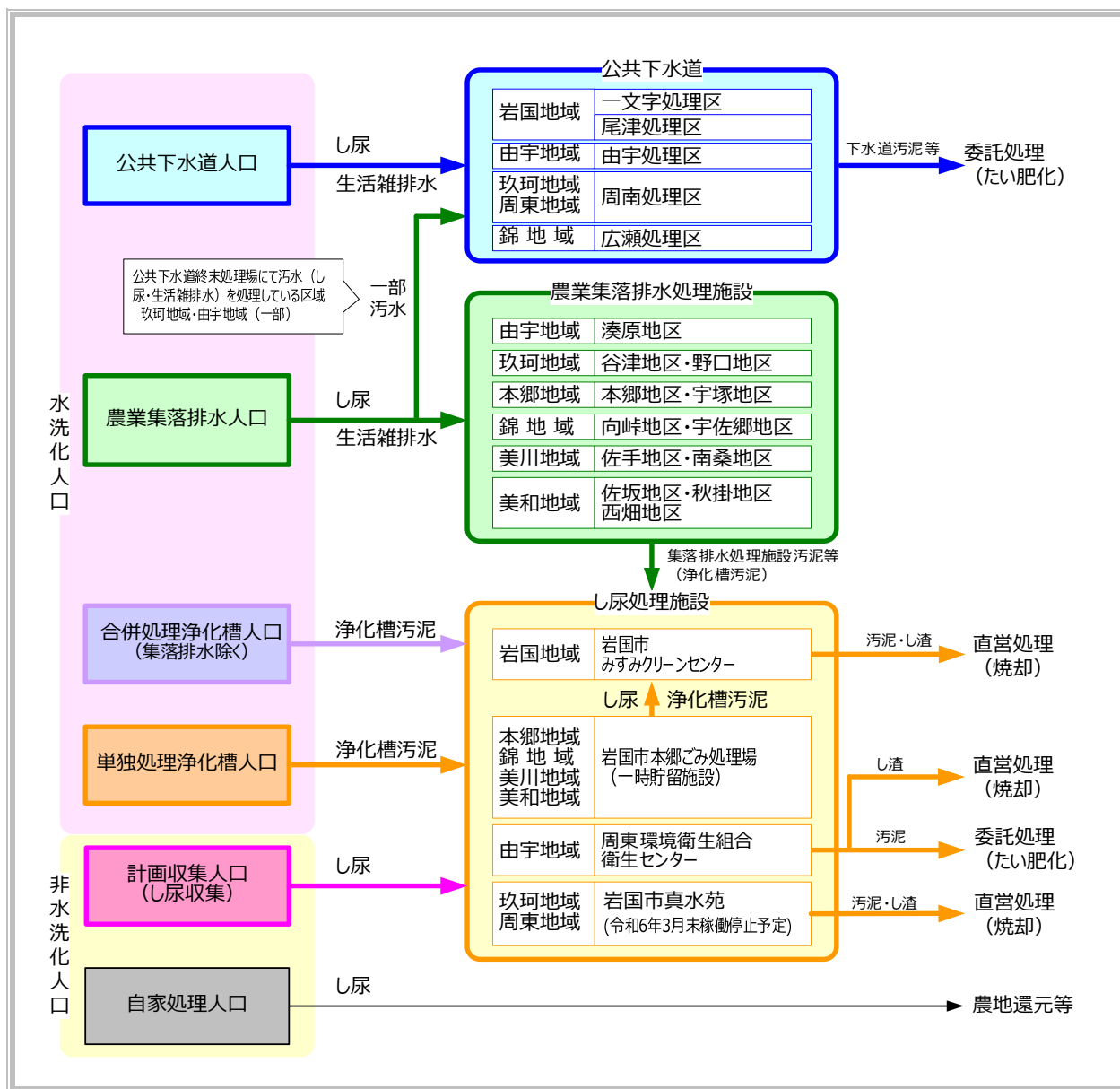
T-N は総窒素量、T-P は総リン量を示します。いずれも海域や湖沼において、プランクトンが異常に発生するなどして水質が汚濁する富栄養化の指標です。

## 第2節 生活排水処理の現状と課題

### 1. 生活排水処理の流れ

#### (1) 現状

本市域で排出される生活排水のうち、台所や風呂などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理しています。一方、し尿・浄化槽汚泥は、本市並びに一部事務組合のし尿処理施設で処理しています。



■ 図 4-2 生活排水処理の流れ（令和5年3月末現在）

#### ◆ 浄化槽とは

浄化槽法の改正により、法により定義される浄化槽は「合併処理浄化槽」のみとなり、単独処理浄化槽の区分はなくなりました。ただし、実際には使用されているため、「みなし浄化槽」と呼ばれています。本計画では従前の名称（単独処理浄化槽）を用いています。



## (2) 課題

本市域で排出される生活排水の処理施設のうち、し尿・浄化槽汚泥を処理しているし尿処理施設は、旧市町村単位で整備されたものです。

今後も地域ごとの排出状況、処理施設の状況等を踏まえ集約処理による効率化を図ることが必要です。

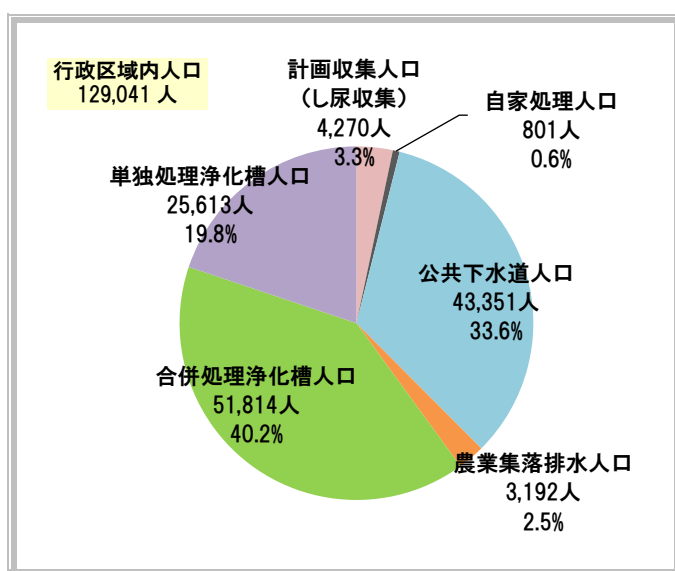
## 2. 生活排水処理形態別人口

### (1) 現状

本市の処理形態別人口は、令和4年度で公共下水道人口が43,351人、農業集落排水人口が3,192人、合併処理浄化槽人口が51,814人、生活排水を処理している人口は合計98,357人で、生活排水を処理している人口の割合（生活排水処理率）は76.2%です。

### (2) 課題

公共下水道は、計画する地区において順次、施設整備を進める必要があります。また、農業集落排水の施設整備は概ね終了しています。それぞれ未接続世帯において早期の接続が必要です。公共下水道や農業集落排水の整備地区以外では、浄化槽の普及が必要です。



■ 図 4-3 処理形態別人口の内訳（令和4年度）

### ◆生活排水処理率とは

本計画における処理形態別人口は、以下の通りとします。

- 公共下水道人口 = 公共下水道に接続している市民の数
- 農業集落排水人口 = 農業集落排水施設に接続している市民の数
- 合併処理浄化槽人口 = 合併処理浄化槽を設置している市民あるいは団地、アパート等の市民の数
- 単独処理浄化槽人口 = 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）を設置している市民あるいはアパート等の市民の数
- 計画収集人口 = くみ取りトイレを設置している市民の数
- 自家処理人口 = くみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の市民の数

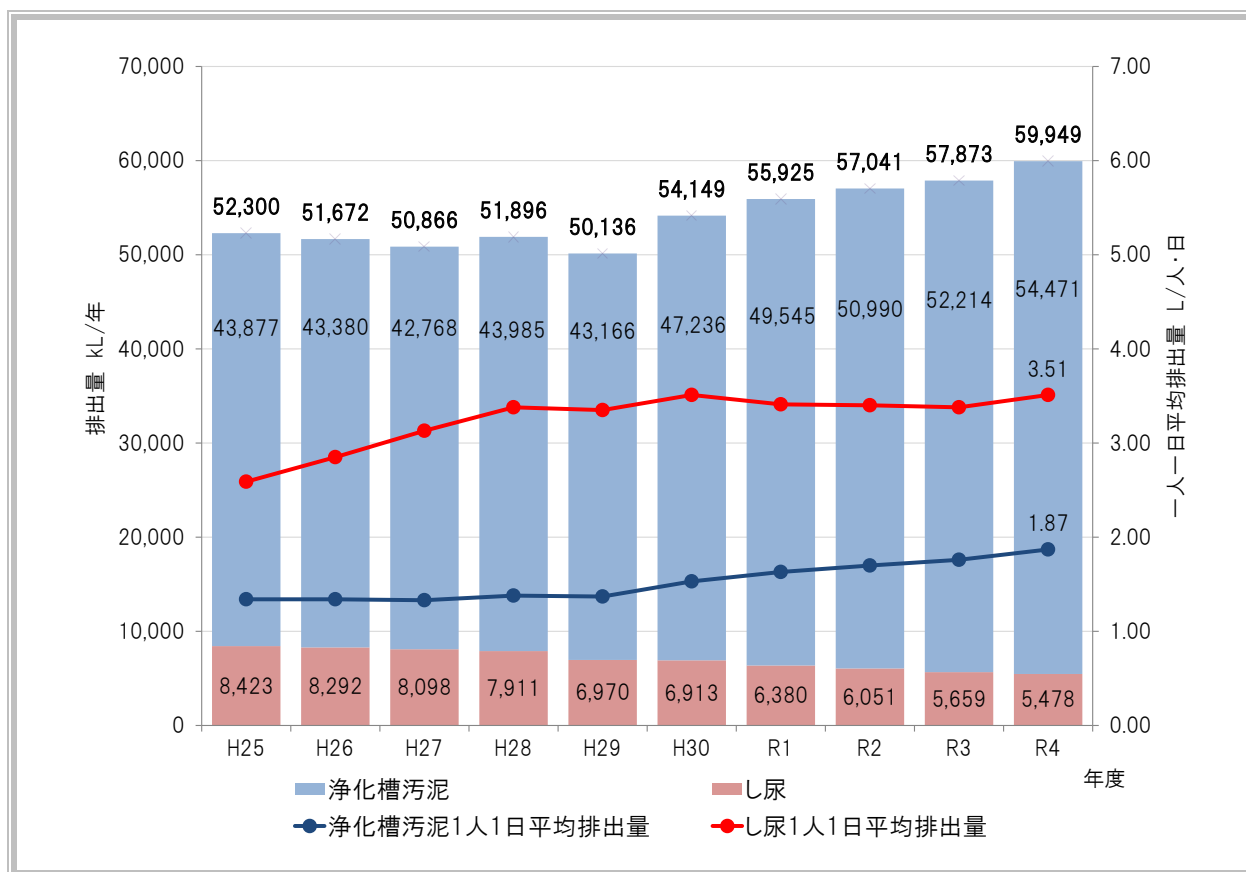
生活排水処理率は、し尿に加え、生活雑排水（台所やお風呂の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本市において生活排水処理を行う施設は、『公共下水道』、『農業集落排水』、『合併処理浄化槽』です。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活雑排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

### 3. し尿・浄化槽汚泥排出量

#### (1) 現状

本市管内で排出されているし尿は減少傾向で、浄化槽汚泥量は増加傾向にあります。令和4年度においてし尿が5,478 キロリットル、浄化槽汚泥が54,471 キロリットル、合計で59,949 キロリットルです。



■ 図 4-4 し尿・浄化槽汚泥量

#### (2) 課題

し尿処理量は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥量は、山口県による浄化槽管理の適正化により増加しています。今後のそれぞれの排出量を注視して、適正処理を行っていくことが必要です。公共下水道や農業集落排水は住宅が連担している地区から順次整備されるため、引き続きし尿・浄化槽汚泥の処理を継続的かつ安定的に行うことが必要です。

また、浄化槽は定期検査や清掃を行わないと機能を十分に発揮せず、下流側の河川等を汚してしまうことも懸念されます。浄化槽を設置する市民や事業者は、管理を適正に行うことが重要です。

## 4. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

### (1) 現状

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行っています。ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、市が委託する業者により収集・運搬を行っています。また、岩国地域の島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、島ごとに組織された環境衛生組合が収集・運搬を行っています。

■表 4-2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

| 地域                              | 区分       | 収集・運搬体制                                                                                                                    |
|---------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 玖珂地域・周東地域                       | し尿       | 委託業者（本市委託）                                                                                                                 |
| 岩国地域、玖北地域、玖珂地域・周東地域（浄化槽汚泥）、由宇地域 | し尿・浄化槽汚泥 | 許可業者（本市許可）                                                                                                                 |
| 岩国地域（島しょ部）                      | し尿       | 許可業者<br>柱島環境衛生組合（本市許可）<br>端島環境衛生組合（本市許可）<br>黒島環境衛生組合（本市許可）<br>※ 島しょ部から岩国港までの運搬は、各環境衛生組合に委託、岩国港からみすみクリーンセンターまでの運搬は直営で行っている。 |

#### ◆島しょ部のし尿の収集・運搬

| 島内の収集                                                                               | 島内⇒岩国港                                                                              | 岩国港⇒みすみクリーンセンター                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |
| 小型バキューム車を整備<br>地元住民による環境衛生組合に許可                                                     | し尿貯留槽（船）に積み替えてえい航、各環境衛生組合に運搬委託                                                      | し尿貯留槽からバキューム車に積み替えて直営による運搬                                                            |

### (2) 課題

今後、公共下水道や合併処理浄化槽の整備による計画収集人口（し尿収集）や単独処理浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥量も減少してくることが予測されます。排出量に応じた収集・運搬・処理体制の維持が必要です。

玖北地域管内のし尿・浄化槽汚泥は、岩国市本郷ごみ処理場の一時貯留施設を活用した収集・運搬を行います。

島しょ部は、地域住民で組織した環境衛生組合が収集・運搬を行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集・運搬が行える体制の整備についての検討が必要です。

## 5. し尿・浄化槽汚泥の処理体制

### (1) 現状

し尿・浄化槽汚泥の処理は、本市が管理するみすみクリーンセンター、岩国市真水苑の2施設で行い、一部は、周東環境衛生組合の衛生センターで行っています。なお、岩国市真水苑は、周東環境衛生組合衛生センターで集約処理を行うことから、令和5年度末で稼働を停止します。

また、周東環境衛生組合の衛生センターが41年以上を経過しており、現在、基幹改良工事を計画しています。

■表 4-3 し尿処理施設の概要（令和5年5月現在）

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 施設名  | 岩国市みすみクリーンセンター                           |
| 所在地  | 岩国市三角町三丁目2番7号                            |
| 処理方式 | 標準脱窒素処理方式＋高度処理                           |
| 公称能力 | 158kL/日<br>(し尿 15.8kL/日、浄化槽汚泥 142.2kL/日) |
| 供用開始 | 平成21(2009)年4月                            |

|      |                                    |                                      |
|------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 施設名  | 岩国市真水苑                             | 周東環境衛生組合<br>衛生センター                   |
| 所在地  | 岩国市玖珂町1401番地1                      | 柳井市神代2805番地1                         |
| 処理方式 | 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式<br>＋高度処理           | 標準脱窒素処理方式＋高度処理                       |
| 公称能力 | 28kL/日<br>(し尿 13kL/日、浄化槽汚泥 15kL/日) | 131kL/日<br>(し尿 26kL/日、浄化槽汚泥 105kL/日) |
| 供用開始 | 平成15(2003)年4月<br>(令和5年度末稼働停止)      | 昭和57(1982)年5月                        |

注) 一部事務組合の構成市町

周東環境衛生組合：岩国市（由宇地域）、柳井市、上関町、田布施町、平生町

### (2) 課題

令和6年度から、岩国市みすみクリーンセンター及び周東環境衛生組合衛生センターの2施設による集約処理に移行します。公共下水道の整備による水洗化人口の増加等により、し尿は減少傾向にあります。浄化槽汚泥は、人口減少等によりいずれ減少傾向に転ずることも考えられます。し尿・浄化槽汚泥の排出状況に応じた各施設での処理体制の維持が必要です。

## 6. し尿処理施設から発生する汚泥等の処理・処分

### (1) 現状

し尿処理施設からは、汚泥等（汚泥・し渣・沈砂）が発生します。

本市のし尿処理施設から発生した汚泥等は、平成 30 年度まで日の出町最終処分場で埋立処分していましたが、令和元年度よりこの汚泥等を可能な限り焼却処理とすることにより、有効利用（セメント原料化）に努めています。本市のし尿処理施設等で発生し、有効利用された汚泥量及びし渣量（沈砂量除く）は、令和 4 年度において 1,502 トンとなっています。

■表 4-4 し尿処理施設から発生する汚泥等の処理・処分方法

| 地域        | 方法 | 中間処理（水処理）                              | 処理対象⇒処理・処分方法                           |
|-----------|----|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 岩国地域・玖北地域 |    | 岩国市<br>みすみクリーンセンター<br>（標準脱窒素処理方式＋高度処理） | 汚泥、し渣、沈砂<br>⇒焼却・セメント原料化                |
| 玖珂地域・周東地域 |    | 岩国市真水苑<br>（膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理）       | 汚泥、し渣、沈砂<br>⇒焼却・セメント原料化                |
| 由宇地域      |    | 周東環境衛生組合<br>衛生センター<br>（標準脱窒素処理方式＋高度処理） | 汚泥 ⇒たい肥化<br>し渣 ⇒焼却・セメント原料化<br>沈砂 ⇒委託処理 |

注）各施設で発生して搬出される沈砂は、概ね 1～2 トン／年で、施設の運営状況により搬出のない年度もあります。

■表 4-5 有効利用した汚泥・し渣量

| 施設<br>種別            | 岩国市みすみ<br>クリーンセンター | 岩国市真水苑  | 周東環境衛生組合<br>衛生センター | 合計        |
|---------------------|--------------------|---------|--------------------|-----------|
| 汚泥及びし渣<br>（令和 4 年度） | 1,285 t/年          | 214 t/年 | 3 t/年<br>（し渣のみ）    | 1,502 t/年 |

### (2) 課題

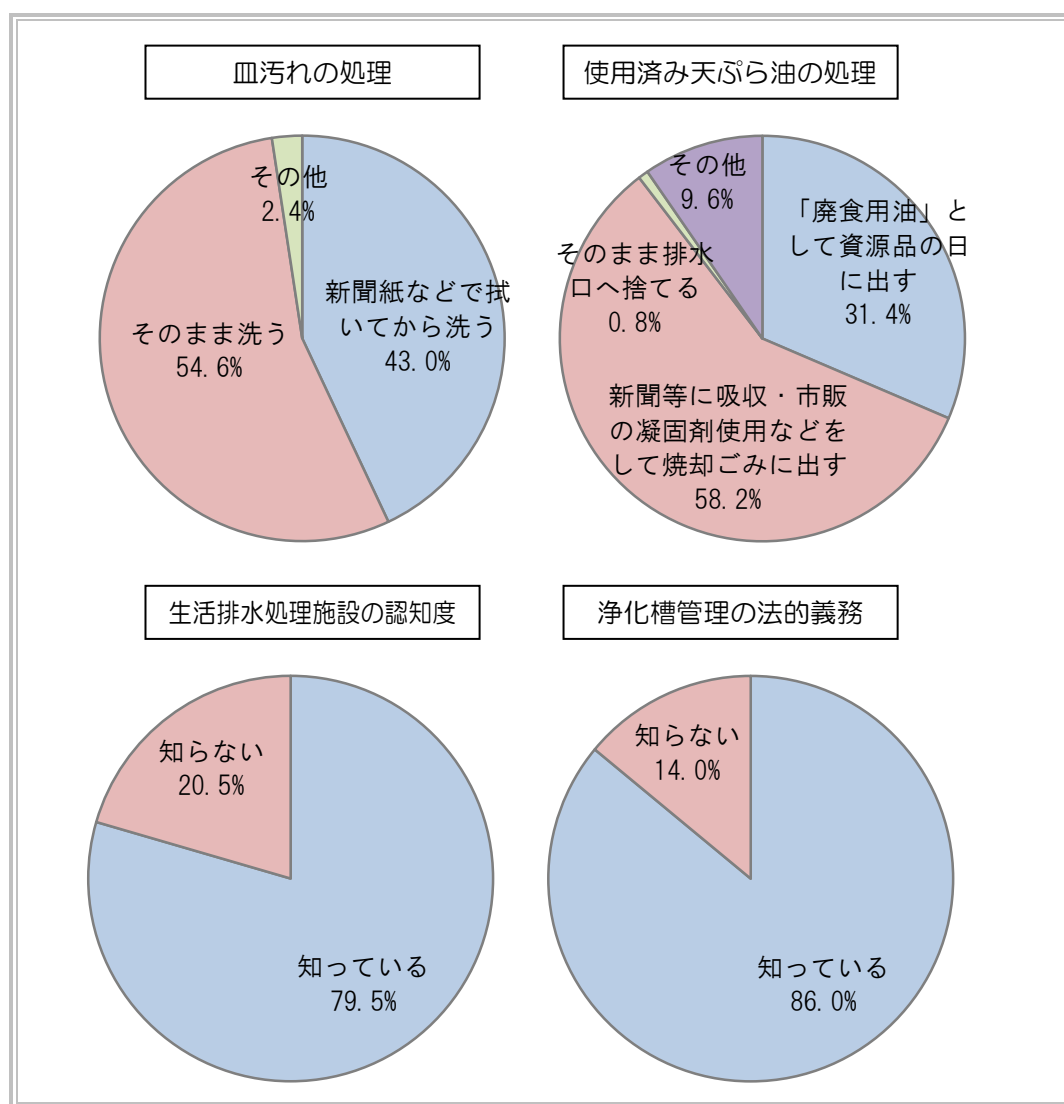
サンライズクリーンセンターの活用（焼却灰のセメント原料化）により、汚泥等の有効利用を図り、最終処分量を可能な限り減らす取り組みの継続が必要です。

## 7. 市民意識等

### (1) 現状

市民アンケート調査（令和5年8月実施、アンケート数1,500、回答数652）では、川や海をきれいに保つ取り組みとして4割程度の市民が「皿汚れを新聞などで拭いてから洗う」と回答しています。また、使用済み天ぷら油を「そのまま排水口へ捨てる」と回答した市民は1%未満となっています。

生活排水を処理する施設として「公共下水道」、「集落排水施設」、「浄化槽」などの種類があることを「知っている」と回答した市民は8割程度、また、浄化槽の「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を行うことが、法律に義務づけられていることを「知っている」と回答した市民は9割程度となっています。



■ 図 4-5 市民アンケート調査結果（抜粋）（令和5年8月実施）

### (2) 課題

川や海をきれいに保つ取り組みや浄化槽の保守点検等を実施することに関して、市民の理解を深めていく必要があります。



### 第3節 基本理念

本市には、錦川をはじめとする9つの水系があり、中でも最大の流域面積をもつ錦川は、豊富な水量と山口県内の主要河川の中で最も良質な水質に恵まれています。

こうした水系は水道水源となっており、水質保全是重要課題です。生活排水処理を進めることは、安全でおいしい水を確保するための基本となります。また、環境衛生の向上とともに、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出のためにも生活排水の適正処理を推進することが必要です。

上位計画や既定計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進めてきましたが、いまだに処理されずに河川に流される台所や風呂などの生活雑排水があります。

本計画では、目標とする姿を「地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち」とします。また、その姿を実現するため、①生活排水処理の推進、②市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進を基本理念とします。

#### 目標とする姿

地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち

#### 基本理念

##### ① 生活排水処理の推進

日常生活で発生する生活排水について、市民等の取り組みにより水の汚濁負荷量を削減するとともに、発生した生活排水については、処理施設の整備・管理により適正処理を推進する。

##### ② 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して水環境保全に取り組む。

■図 4-6 生活排水処理の基本理念

## 第4節 基本方針

本市における生活排水処理の基本方針は、図4-7の通りです。

本市において、豊かな自然環境と都市が共生するまちづくりを進めるため、生活排水処理に関する基本方針は、①生活排水処理の推進、②し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進とします。

### ① 生活排水処理の推進

- 市民・事業者の生活排水処理への取り組みを進める。
- 市民・事業者の生活排水処理に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求める。
- 地域の特性に見合った生活排水処理施設を整備し、かつ適正な維持管理を行う。

### ② し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進

- 市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取り組みを進める。
- 汚泥の有効利用を継続するとともに、効率的な処理を進めるため、必要な設備を整備する。
- 処理施設は、適正な維持管理に努めるとともに、処理の効率化を図るため、順次集約化していく。

■図4-7 生活排水処理の基本方針

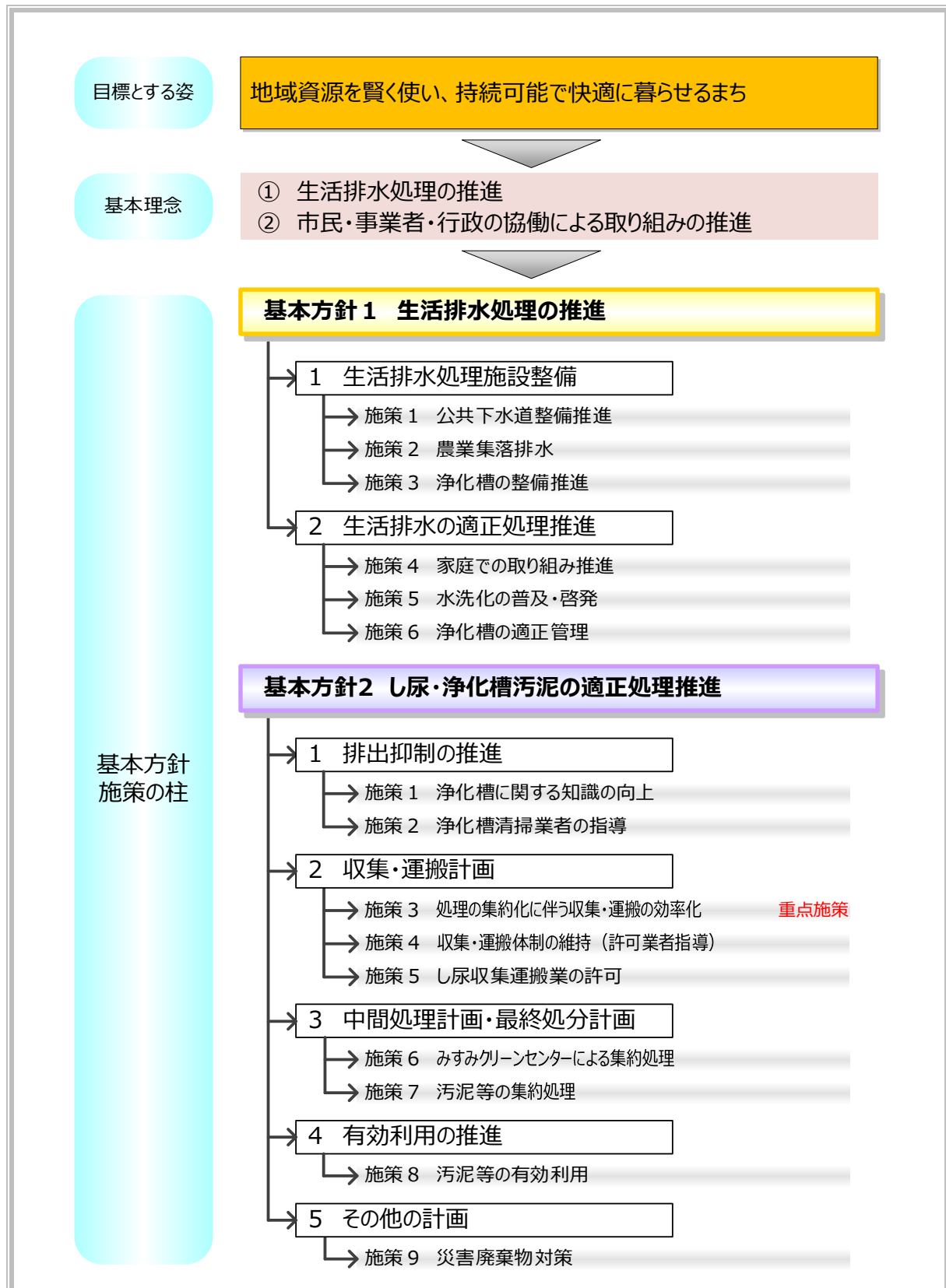
#### ●生活排水処理施設の整備方針

- 人口の密集地域では、集合型処理施設である公共下水道事業など、適切な処理施設を選択して整備する。
- 集落の形態をなさず、分散して立地している家屋は、合併処理浄化槽の整備を促進する。
- 単独処理浄化槽及びくみ取りトイレを設置している家庭は、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図る。

## 第5節 計画・施策の体系

生活排水処理計画の体系は、図4-8の通りです。

本計画では、目標とする姿を実現するために、今後実施する施策を示しています



■図4-8 計画・施策の体系

## 第6節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4-6 の通りです。また、生活排水の計画処理区域は、本市全域とします。

なお、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は基本的に本市において許可した業者が行い、し尿処理施設等へ搬入しています。

ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、委託により収集・運搬を行っています。また、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、各島の環境衛生組合により本土まで収集・運搬を行っています。

■表 4-6 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体           |
|---------|--------------|----------------|
| 公共下水道   | し尿・生活雑排水     | 本市（山口県※）       |
| 農業集落排水  | し尿・生活雑排水     | 本市             |
| 合併処理浄化槽 | し尿・生活雑排水     | 個人等・本市         |
| 単独処理浄化槽 | し尿           | 個人等            |
| し尿処理施設  | し尿・浄化槽汚泥     | 本市<br>周東環境衛生組合 |

注） 玖珂地域、周東地域の公共下水道は、本市において流域関連公共下水道事業（面的な整備）を行い、山口県が周南流域下水道事業（幹線排水管及び終末処理場の整備・管理運営）を行っています。

## 第7節 生活排水の処理計画

### 1. 処理の目標

本市における生活排水処理率は、現在（令和4年度）の76.2%を、中間目標年度である令和10年度に79.6%、そして、計画目標年度である令和20年度に85.6%とすることを目標とします。生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備によるものとします。

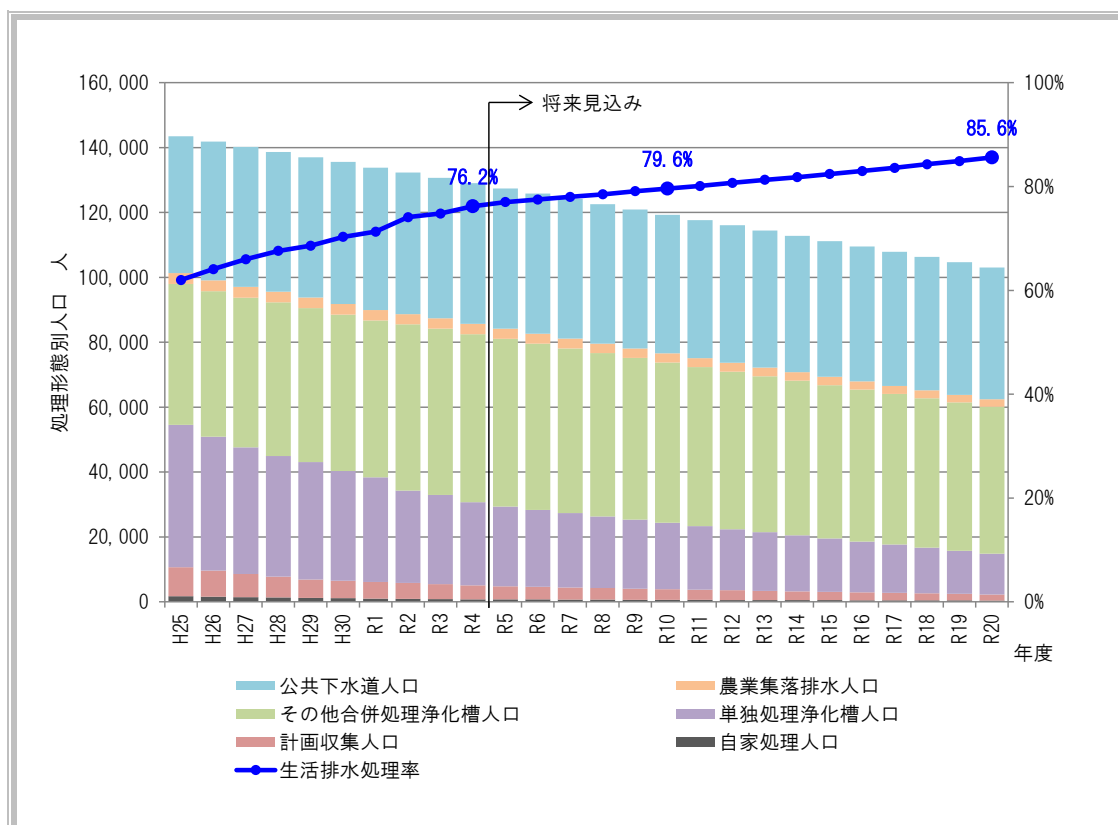
■表 4-7 生活排水処理の目標

|         | 現 在<br>(令和4年度) | 中間目標年度<br>(令和10年度) | 計画目標年度<br>(令和20年度) |
|---------|----------------|--------------------|--------------------|
| 生活排水処理率 | 76.2%          | 79.6%              | 85.6%              |

■表 4-8 処理形態別人口の内訳

|               | 現 在<br>(令和4年度) | 中間目標年度<br>(令和10年度) | 計画目標年度<br>(令和20年度) |
|---------------|----------------|--------------------|--------------------|
| 行政区域内人口       | 129,041人       | 119,299人           | 103,043人           |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 98,357人        | 94,950人            | 88,201人            |
| 公共下水道人口       | 43,351人        | 42,670人            | 40,593人            |
| 農業集落排水人口      | 3,192人         | 2,844人             | 2,318人             |
| 合併処理浄化槽人口     | 51,814人        | 49,436人            | 45,290人            |

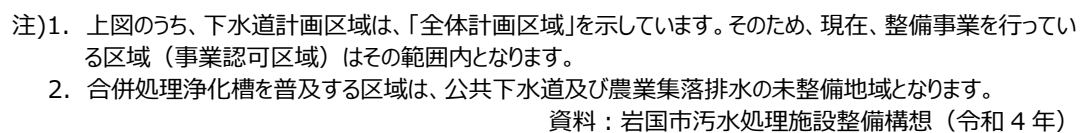
注）行政区域内人口は、ごみ処理計画との整合のため、各年度10月1日現在の人口を採用しています。水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道事業計画、污水处理施設整備構想等に整合した各年度3月末現在の人口です。



■図 4-9 処理形態別人口の将来推移



生活排水を処理する計画区域は、図 4-10 の通りです。



■图 4-10 生活排水处理区域



## 第8節 生活排水処理の推進

〔基本方針1〕

### 生活排水処理の推進に関する具体的な施策

#### 1. 生活排水処理施設整備

##### 施策1 公共下水道整備推進

本市において整備する公共下水道事業の概要は、表4-9の通りです。

本市の公共下水道は、単独、流域関連及び特定環境保全公共下水道があり、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として整備を進め、施設等の維持管理を行っています。

事業認可を受け整備を進めているのは、単独公共下水道である一文字、尾津及び由宇処理区、さらに、流域関連公共下水道である周南処理区の4処理区です。特定環境保全公共下水道である広瀬処理区は平成19年度に整備完了しています。

■表4-9 公共下水道事業の概要（令和4年度末現在）

| 地 域       | 岩国地域                   |         |                        |         | 由宇地域              |         |
|-----------|------------------------|---------|------------------------|---------|-------------------|---------|
| 処 理 区     | 一文字処理区                 |         | 尾津処理区                  |         | 由宇処理区             |         |
| 計 画 区 分   | 全体計画                   | 事業計画    | 全体計画                   | 事業計画    | 全体計画              | 事業計画    |
| 計画処理人口    | 24,480人                | 31,268人 | 24,930人                | 14,528人 | 3,060人            | 3,764人  |
| 処理区域面積    | 742.7ha                | 742.7ha | 939.0ha                | 483.0ha | 122.9ha           | 122.9ha |
| 終 末 処 理 場 | 一文字終末処理場<br>（合流式・分流式）  |         | 岩国南せせらぎセンター<br>（分流式）   |         | 由宇浄化センター<br>（分流式） |         |
| 供 用 開 始   | 昭和56年                  |         | 平成20年                  |         | 平成17年             |         |
| 地 域       | 玖珂地域                   |         | 周東地域                   |         | 錦地域               |         |
| 処 理 区     | 周南処理区（玖珂分区）            |         | 周南処理区（周東分区）            |         | 広瀬処理区             |         |
| 計 画 区 分   | 全体計画                   | 事業計画    | 全体計画                   | 事業計画    | 全体計画              | 事業計画    |
| 計画処理人口    | 6,113人                 | 7,815人  | 4,661人                 | 6,249人  | 2,100人            | 2,100人  |
| 処理区域面積    | 290.6ha                | 290.6ha | 369.8ha                | 369.8ha | 84.7ha            | 84.7ha  |
| 終 末 処 理 場 | 周南流域下水道浄化センター<br>（分流式） |         | 周南流域下水道浄化センター<br>（分流式） |         | 広瀬浄化センター<br>（分流式） |         |
| 供 用 開 始   | 平成3年                   |         | 平成3年                   |         | 平成13年             |         |

資料：岩国市下水道課資料

#### 【施策スケジュール】

|    | 施策            | 令和6年度   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|---------------|---------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 公共下水道<br>整備推進 | 整備・維持管理 |       |       |       |        |

## 施策2 農業集落排水

本市の農業集落排水処理施設整備事業の概要は、表 4-10 の通りです。

農業集落排水は、現在、12 地区（処理区）で整備が完了しています。このうち、玖珂地域の 2 処理区と由宇地域の湊原処理区の一部は、公共下水道へ接続して汚水処理を行っています。今後は、施設の利用促進を図ることで生活排水処理を進めます。

■表 4-10 農業集落排水処理施設整備事業の概要

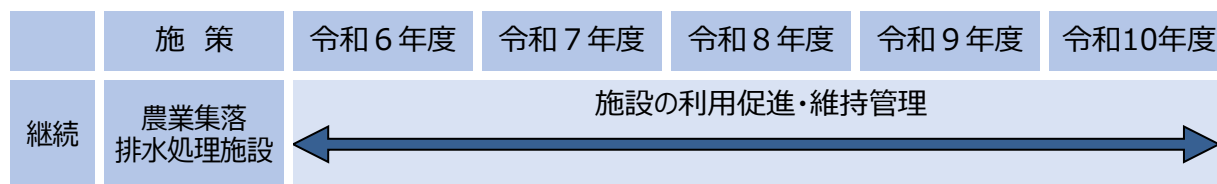
| 地 域                  | 由宇地域   | 玖珂地域   |        | 本郷地域   |         | 錦地域    |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 処 理 区                | 湊原     | 谷津     | 野口     | 本郷     | 宇塚      | 向峠     |
| 供 用 開 始              | 平成8年4月 | 平成7年4月 | 平成9年4月 | 平成9年4月 | 平成22年4月 | 平成8年4月 |
| 計 画 処 理 区 域 面 積 (ha) | 15.0   | 23.5   | 3.5    | 72.2   | 11.2    | 19.0   |
| 計 画 処 理 人 口 (人)      | 1,251  | 558    | 165    | 1,015  | 58      | 139    |

| 地 域                   | 錦地域     | 美川地域    |         | 美和地域   |        |         |
|-----------------------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|
| 処 理 区                 | 宇佐郷     | 佐手      | 南桑      | 佐坂     | 秋掛     | 西畑      |
| 供 用 開 始               | 平成20年4月 | 平成元年12月 | 平成19年4月 | 平成3年4月 | 平成7年4月 | 平成12年4月 |
| 計 画 処 理 区 域 面 積 (ha)  | 29.6    | 2.0     | 12.0    | 36.0   | 8.5    | 13.9    |
| 計 画 処 理 区 域 内 人 口 (人) | 230     | 70      | 256     | 582    | 145    | 181     |

資料：岩国市汚水処理施設整備構想

### 【施策スケジュール】



## 施策3 浄化槽の整備推進

本市での浄化槽の整備推進は、個人設置型の事業である浄化槽設置整備事業と市町村設置型の事業である特定地域生活排水処理事業にて行っています。

個人設置型の事業は、個人が浄化槽を設置し管理するもので、本市では、公共下水道や農業集落排水の処理区以外で浄化槽整備を推進するため、設置に対する補助金の交付制度を導入しています。

### ◆合併処理浄化槽設置に対する補助金

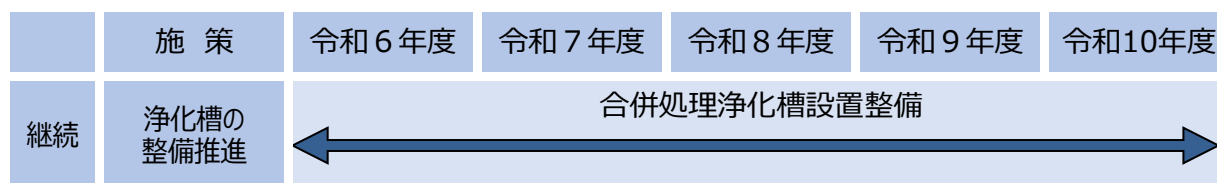
市内の補助金交付対象地域で専用住宅に浄化槽を設置しようとする人に対して、補助金を交付します。

また、単独転換、汲み取り転換、雨水貯留槽転換への上乗せ補助や、公共下水道整備区域の見直しに伴い汚水処理方法が公共下水道から合併処理浄化槽に転換した地域にも上乗せ補助金（令和 5 年度～令和 12 年度）を交付します。

■表 4-11 合併処理浄化槽設置整備事業の概要（令和 4 年度）

|      | 個人設置型 | 市町村設置型 | 計    |
|------|-------|--------|------|
| 設置基数 | 153基  | 4基     | 157基 |

### 【施策スケジュール】



## 2. 生活排水の適正処理推進

### 施策4 家庭での取り組み推進

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

川や海などの公共用水域を保全するための種々の情報について、広報いわくに等を通して提供してきました。

特に、公共下水道や浄化槽は、正しく使用することで汚水をきれいにする機能を発揮します。積極的な情報提供により、市民や事業者の取り組みを促進することが必要です。

一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターでは一般公開し、施設見学を受け入れています。施設見学等は、生活排水に係る家庭での取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくことが必要です。

■表 4-12 一般公開・施設見学参加者数

|      | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 一般公開 | 5人     | 6人    | 0人     | 0人     | 0人     |
| 施設見学 | 117人   | 9人    | 1人     | 2人     | 2人     |
| 備考   | せせらぎのみ | —     | 一般公開中止 | 一般公開中止 | 一般公開中止 |

注) 平成30年度は、一文字終末処理場改築工事のため一般公開しておらず、岩国南せせらぎセンターのみで受け入れ。

#### 【施策の方向】

パンフレット配布や総合支所及び出張所等でポスター掲示を行うとともに、体験し、学習してもらう機会をつくります。

#### ◆下水道の機能などを紹介したパンフレット(抜粋)



資料：公益社団法人日本下水道協会

#### 【市民・事業者の役割】

- 常日頃から生活排水について考え、一人ひとりが各家庭から出る水の汚れをできるだけ減らすよう取り組みましょう。

#### 【行政の役割】

- 水質保全につながる取り組みを、分かりやすく説明したチラシなどを配布します。
- 一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターへ施設見学者を受け入れます。

## 【施策スケジュール】

|    | 施 策            | 令和6年度          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|----------------|----------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 家庭での<br>取り組み推進 | パンフレット等による情報提供 |       |       |       |        |
|    |                | 施設見学・一般公開      |       |       |       |        |

## ◆水にやさしい生活を送りましょう

### 台所ではこんなこと



食事や飲み物は必要な分だけを作り、飲み物は飲みきれ的分だけを注ぐ。



水きり袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。



食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。



残った油は継ぎ足して使ったり、炒めものに使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。



米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になります。



食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

### お風呂ではこんなこと



髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。



シャンプー・リンスは適量を守りましょう。



お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。

### 洗濯ではこんなこと



洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけではありません。



くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ。

### トイレではこんなこと



トイレは使用後にちょこちょこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

資料：環境省「生活排水読本」

120



### 【既定計画期間の取り組みと課題】

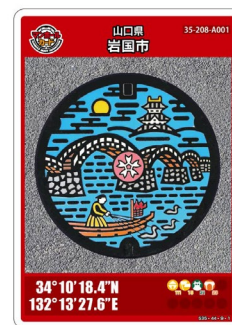
公共下水道や農業集落排水の整備地区では早期の接続、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するため、本市ホームページや広報いわくに等により啓発・お知らせしています。

具体的には、9月10日の「下水道の日」にあわせて、広報いわくにへ啓発記事を掲載しています。さらに、下水道工事に伴う対象者に対し、説明会を開催しています。

### 【施策の方向】

下水道への関心を高めるため、本市ホームページでの啓発記事を充実させるとともに、マンホールカードを作成し、これをアイテム（道具）とした環境イベント等を開催します。

本市のマンホールカード



### 【市民の役割】

- 下水道整備地区では、早期に下水道に接続しましょう。その他の地区では、合併処理浄化槽への切り替え等を行いましょう。

### 【行政の役割】

- 生活排水処理の必要性を説明するなどし、公共下水道などに早期に接続していただけるよう、広報いわくにや本市ホームページを通じて市民への啓発、事業者への指導を行います。
- マンホールカードをアイテムに下水道への関心を高めていただけるよう啓発します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施策        | 令和6年度                     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|-----------|---------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 水洗化の普及・啓発 | 広報・ホームページでの啓発             |       |       |       |        |
|    |           | マンホールカード作成・イベント開催等による普及啓発 |       |       |       |        |

### ◆マンホールカードとは

- ✚ マンホールカードは、市民の方々に楽しみながら下水道に興味をもっていただこうと各地方公共団体と下水道広報プラットフォーム（GKP）が共同で制作した、全国各地で無料配布しているコレクションカードです。
- ✚ マンホールカードは、下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的として多くの自治体で発行されています。本市では、「岩国市観光交流所 本家松がね」に実際に訪れることで、無償で手に入れます。
- ✚ カードの収集やマンホールサミット（イベント・下水道施設見学）などが開催されています。

## ◆下水道広報プラットフォーム（G K P）とは

下水道広報プラットフォーム（G K P）は、下水道界をはじめ様々な人々が交流する場として、情報共有や広報活動を通し、下水道の真の価値を伝えるとともに、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築を目指す組織です。

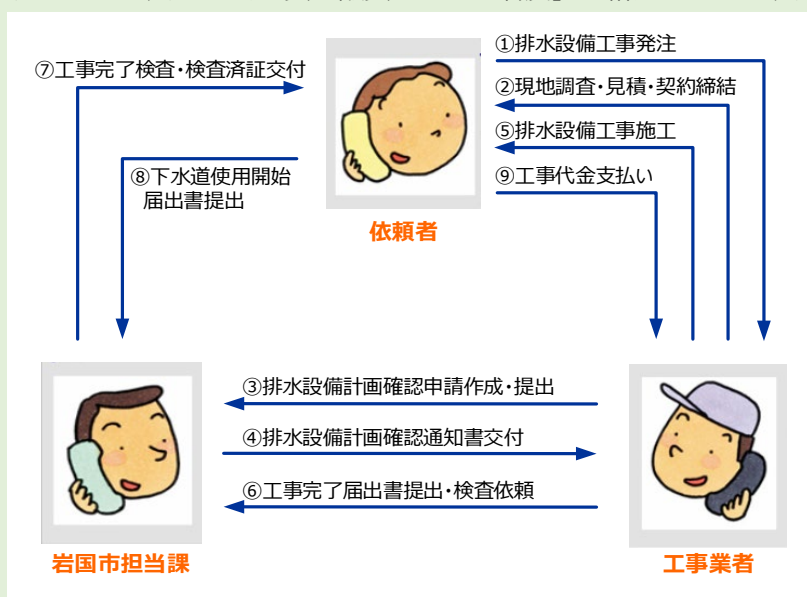
マンホールサミットの様子



資料：G K P下水道広報プラットフォームHP（<http://www.gk-p.jp/>）

## ◆公共下水道接続の手続き / 合併処理浄化槽の機能

公共下水道への接続は、いろいろな手続きが必要です。本市ホームページでは手続きの流れを分かりやすく示しています。また、「資金融資あっせん制度」も紹介しています。



資料：岩国市下水道課ホームページ「排水設備工事の手順」

トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを1/8に減らせます。

台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。本市では付け替えに補助金を交付しています。



資料：環境省浄化槽サイト（<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html>）



## 施策6

## 浄化槽の適正管理

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽の機能を正常に発揮させるためには保守点検、清掃及び法定検査が不可欠です。そのため、6月の環境月間及び10月1日の「浄化槽の日」にあわせて、広報いわくに、本市ホームページ等で浄化槽の適正管理を啓発しています。浄化槽の重要性について理解いただくための工夫が必要です。

### 【施策の方向】

引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど情報提供の機会を増やす方法を検討します。

### ◆浄化槽の正しい使い方



### 【市民・事業者の役割】

- 台所から廃食用油は流さないようにしましょう。また、便器の掃除には微生物に影響するような薬剤は使用しないようにしましょう。
- 浄化槽管理者は、保守点検、清掃、法定検査を行いましょう。

### 【行政の役割】

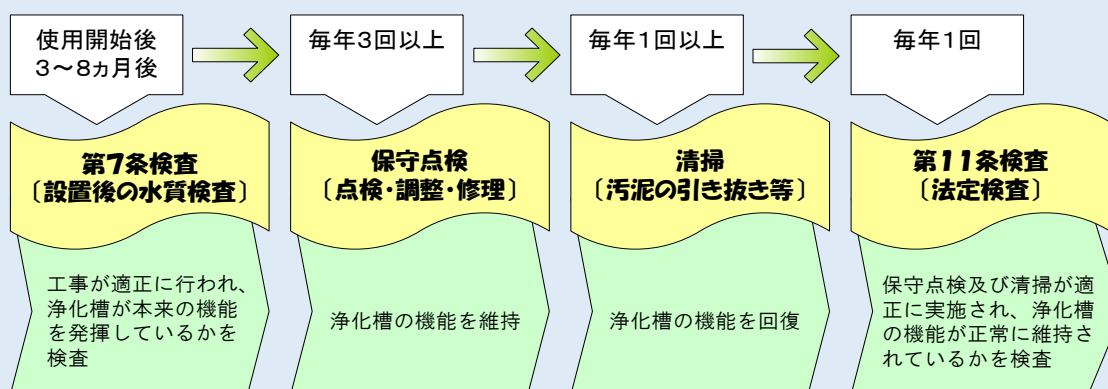
- 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施策       | 令和6年度             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|----------|-------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 浄化槽の適正管理 | 広報・ホームページでの啓発<br> |       |       |       |        |

◆浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょ

## ① 浄化槽管理の流れ



## ② 保守点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。保守点検は、山口県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。
- 浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により浄化槽汚泥の状態を確認します。
- 浄化槽汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



### 〔保守・点検回数〕

| 処理方法                                      | 浄化槽の種類                                              | 回数          |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------|
| 分離接触ばっ気方式<br>嫌気ろ床接触ばっ気方式<br>又は脱窒ろ床接触ばっ気方式 | 1 処理対象人員が20人以下の浄化槽                                  | 4 か月に 1 回以上 |
|                                           | 2 処理対象人員が21人以上<br>50人以下の浄化槽                         | 3 か月に 1 回以上 |
| 活性汚泥方式                                    | —                                                   | 1 週に 1 回以上  |
| 回転盤接触方式<br>接触ばっ気方式<br>又は散水ろ床方式            | 1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は<br>凝集槽を有する浄化槽                     | 1 週に 1 回以上  |
|                                           | 2 スクリーン及び流量調整タンク<br>又は流量調整槽を有する浄化槽<br>(1 に掲げるものを除く) | 2 週に 1 回以上  |
|                                           | 3 1 及び 2 に掲げるもの以外の<br>浄化槽                           | 3 か月に 1 回以上 |

## ③ 清 掃

- 浄化槽の清掃は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた浄化槽汚泥がたまりすぎると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 浄化槽汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。



## ④ 法定検査

- 法定検査は、山口県の指定する検査機関が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているを確認するのが「法定検査」です。
- 「保守点検」「清掃」とは別に、法定検査を年に一回必ず受けなければなりません。

## ⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3 年間保管する義務があります。

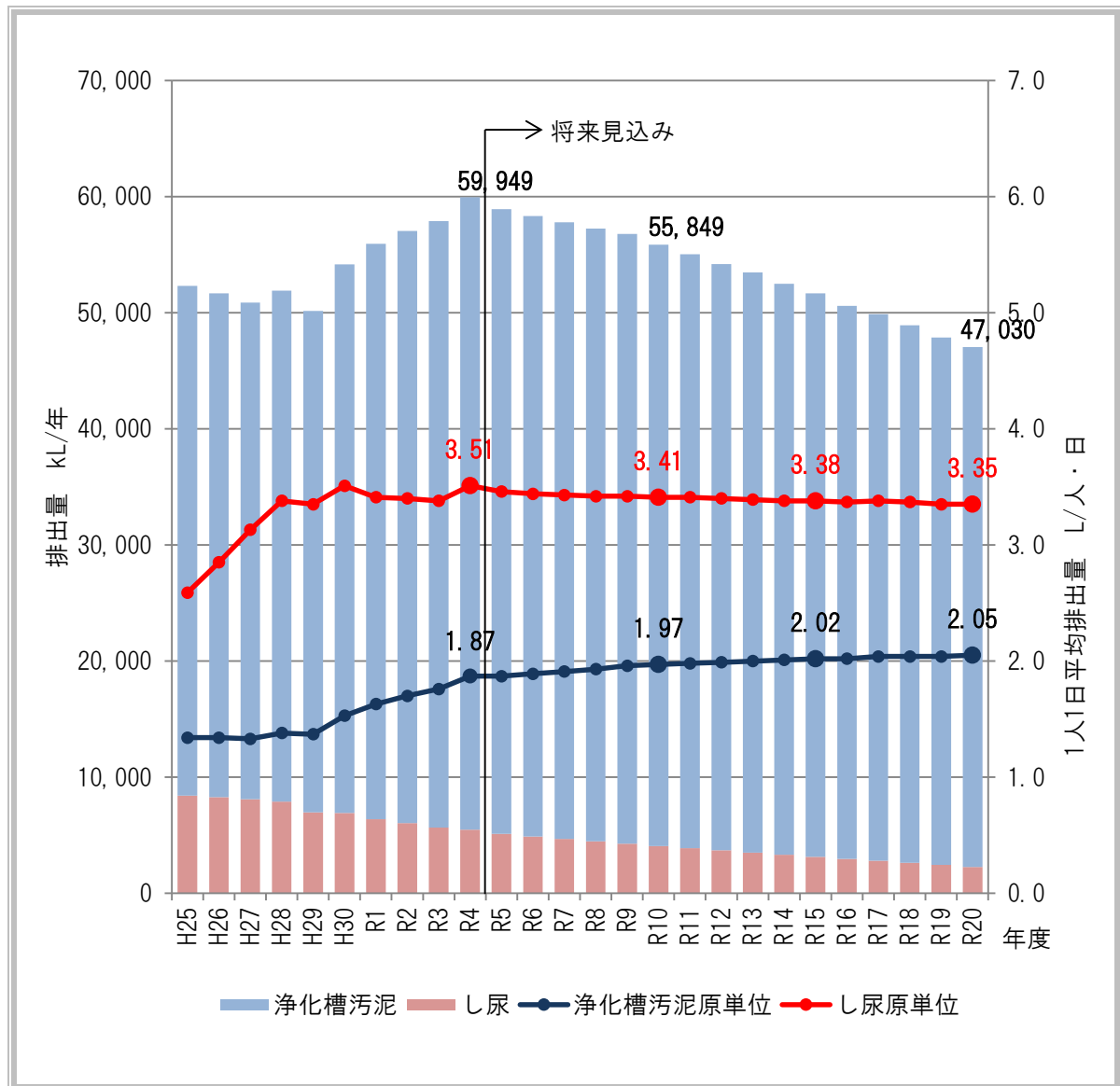
## 第9節 し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進

〔基本方針2〕

### し尿・浄化槽汚泥の排出量等の将来見込み

本市において処理するし尿・浄化槽汚泥量は、図4-11の通りです。

し尿は減少傾向にあり、浄化槽汚泥は増加傾向となっていますが、将来的には減少して、中間目標年度の令和10年度に年間55,849キロリットル、計画目標年度の令和20年度に年間47,030キロリットルになると見込まれます。



■図4-11 し尿・浄化槽汚泥の将来見込み量

## 1. 排出抑制の推進

### (1) 排出抑制に関する目標

- 浄化槽の管理を行う市民、事業者に対し、浄化槽に関する正しい知識をもていただき、さらに、浄化槽清掃の許可業者は正しく浄化槽汚泥を引き抜くことで、浄化槽汚泥の排出を抑制します。

### (2) 排出抑制に関する施策

#### 施策 1 浄化槽に関する知識の向上

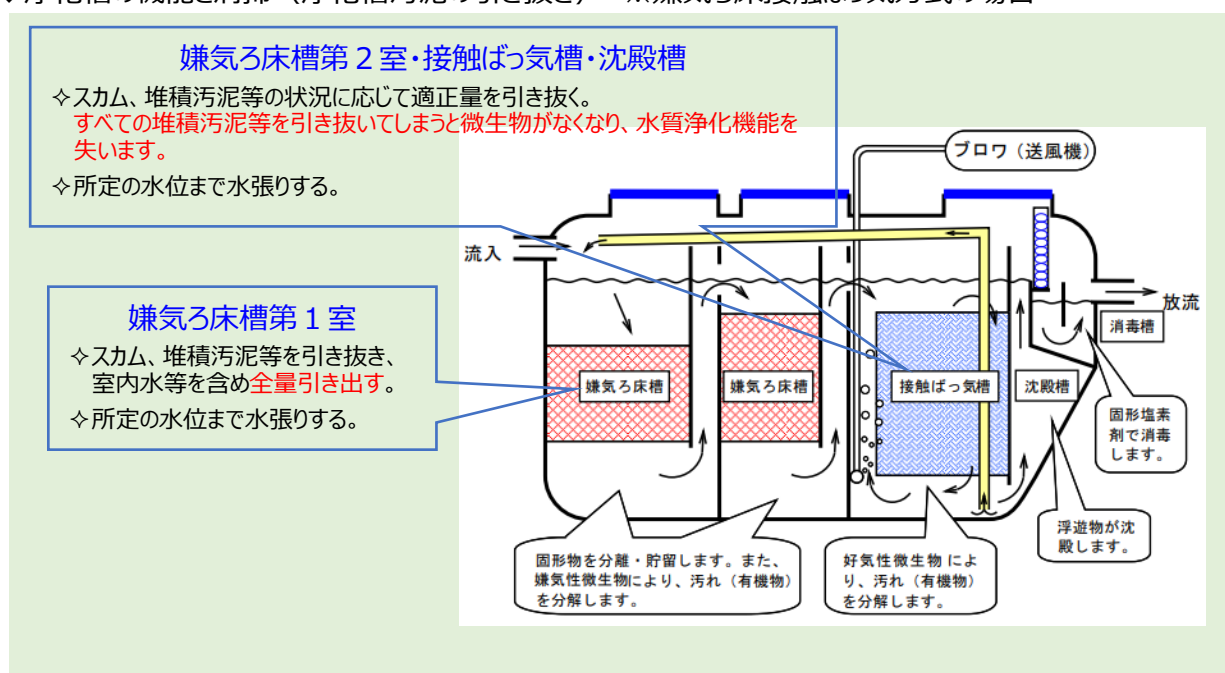
##### 【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽は、定期的に清掃しないと浄化槽汚泥が腐敗などし、し尿処理施設における処理を困難なものとしします。そのため、浄化槽法に基づく「保守点検」、「清掃」、「法定検査」について、本市ホームページ等により啓発しています。浄化槽の管理者は、設置者であることを理解し、適正な管理に努めることが必要です。

##### 【施策の方向】

浄化槽汚泥の引き抜きは、浄化槽法第9条の規定により行うこととされており、浄化槽汚泥の引き抜き量は浄化槽の型式により異なります。設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法について岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等で引き続き市民（管理者）に情報提供を行い、市民の浄化槽清掃に対する知識の向上を図っていきます。

#### ◆浄化槽の機能と清掃（浄化槽汚泥の引き抜き） ※嫌気ろ床接触ばっ気方式の場合



### 【市民・事業者の役割】

- 浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。

### 【行政の役割】

- 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県と連携し、適正な管理が確実に行われるよう指導します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策          | 令和6年度         | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------|---------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 浄化槽に関する知識の向上 | 広報・ホームページでの啓発 |       |       |       |        |

## 施策2 浄化槽清掃業者の指導

### 【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽は形式などにより浄化槽汚泥の引き抜き量が異なりますが、間違った認識によって引き抜き量が多くなると適正な維持管理の妨げになります。本市では、年に2回以上清掃業者との協議を行い、適正な管理が行われるよう指導しています。

保守点検業者や清掃業者は、点検作業時等において市民と接することから、市民への説明者となり知識を広められます。

### 【施策の方向】

浄化槽の清掃（浄化槽汚泥の引き抜き）に関し、清掃業者に対して法に基づく適正な浄化槽汚泥の引き抜きを行うよう指導します。

### 【市民・事業者の役割】

- 浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。
- 保守点検業者、清掃業者は市に協力し、適正な浄化槽の保守、清掃を行いましょう。

### 【行政の役割】

- 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、年2回以上の清掃業者との協議を継続し、適正な管理が確実に行われるよう指導します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策        | 令和6年度                   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------|-------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 浄化槽清掃業者の指導 | 広報・ホームページによる提供・年2回以上の協議 |       |       |       |        |

## 2. 収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬に関する目標

- し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を維持し、安定かつ継続的な収集・運搬を行います。
- し尿処理施設の集約にあわせた効率的な中継運搬を行います。

### (2) 収集・運搬の範囲・方法・量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を行う範囲は、本市全域とします。

また、収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行います。ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、本市の委託収集とし、また島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は各島の環境衛生組合による収集・運搬とします。

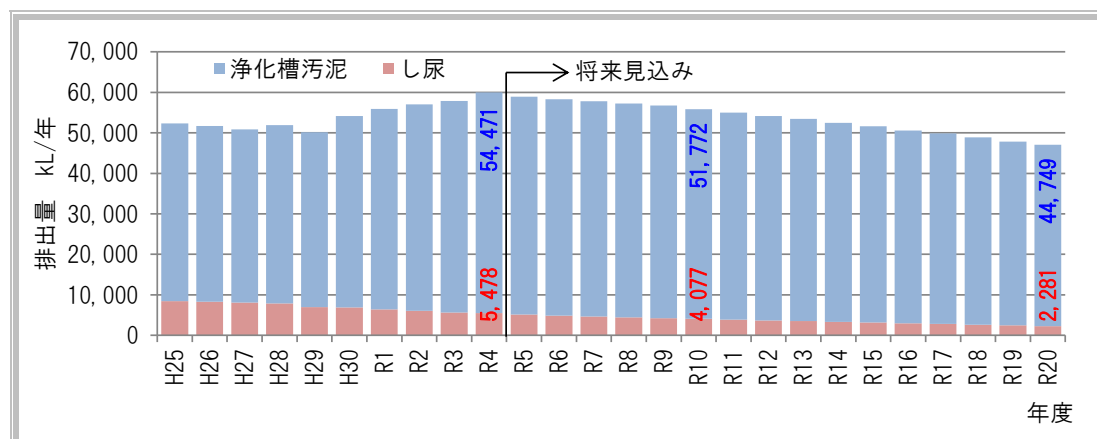
なお、収集運搬量は減少傾向となると予測されるため、その状況に応じた収集・運搬体制を構築します。

■表 4-13 収集・運搬の範囲・方法

|          |                                  | し尿         | 浄化槽汚泥      |
|----------|----------------------------------|------------|------------|
| 収集・運搬の範囲 |                                  | 市内全域       | 市内全域       |
| 収集・運搬の方法 | 岩国地域<br>（島しょ部含む）<br>玖北地域<br>由宇地域 | 許可業者（本市許可） | 許可業者（本市許可） |
|          | 玖珂地域<br>周東地域                     | 委託業者（本市委託） | 許可業者（本市許可） |

■表 4-14 収集運搬量

|           | 現 在<br>(令和4年度) | 中間目標年度<br>(令和10年度) | 計画目標年度<br>(令和20年度) |
|-----------|----------------|--------------------|--------------------|
| し 尿       | 5,478 kL/年     | 4,077 kL/年         | 2,281 kL/年         |
| 浄 化 槽 汚 泥 | 54,471 kL/年    | 51,772 kL/年        | 44,749 kL/年        |
| 合 計       | 59,949 kL/年    | 55,849 kL/年        | 47,030 kL/年        |



■図 4-12 し尿・浄化槽汚泥の将来見込み量



### （３）収集・運搬に関する施策

## 処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化

## 重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、平成 30 年 4 月から「みすみクリーンセンター」での集約処理を開始しました。令和 2 年 4 月から「本郷ごみ処理場」へし尿・浄化槽汚泥の一時貯留設備を新たに設置し、中継運搬を行っています。

### 【施策の方向】

本郷ごみ処理場の一時貯留設備を活用して、玖北地域のし尿・浄化槽汚泥に係る収集運搬の効率化を図ります。

## ◆本郷ごみ処理場の一時貯留設備の概要

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 処理地域   | 玖北地域（本郷地域・錦地域・美川地域・美和地域） |
| 集約処理施設 | みすみクリーンセンター              |
| 処理対象   | し尿・浄化槽汚泥                 |
| 施設概要   | 中継槽（約40m <sup>3</sup> ）  |
| 運搬方法   | バキューム車（6 k L）            |
| 供用開始   | 令和2年4月                   |

### 【行政の役割】

- 運搬体制の変更に伴う情報について、必要に応じて市民や収集運搬業者へ周知します。

### 【施策スケジュール】

|    | 施 策                       | 令和 6 年度            | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 |
|----|---------------------------|--------------------|---------|---------|---------|--------|
| 重点 | 収集・運搬の<br>効率化<br>(中継施設活用) | し尿・浄化槽汚泥中継運搬（玖北地域） |         |         |         |        |

【既定計画期間の取り組みと課題】

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量は、いずれも減少することが見込まれますが、なくなることはありません。し尿や浄化槽汚泥は、収集・運搬が滞ると地域の公衆衛生や環境が維持できなくなってしまうことから、本市では、年に2回以上、収集運搬許可業者との協議を行い安定した収集・運搬が行えるように努めています。

なお、柱島、端島、黒島のし尿収集は、地域住民で組織した環境衛生組合が行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集が行える体制の整備についての検討が必要です。

【施策の方向】

適正な処理を推進するためには、搬入量を平準化することが有効です。安定した収集・運搬が行えるよう、今後も継続して収集運搬許可業者との協議を行います。また、量的、質的に安定した収集・運搬が行えるよう、運行計画について指導していきます。

【業者の役割】

- 浄化槽の清掃業者は、適正な浄化槽汚泥の清掃（引き抜き）を行い、浄化槽汚泥排出量の削減に努めましょう。

【行政の役割】

- し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量を注視し、安定した収集・運搬が行える体制の整備について検討します。

【施策スケジュール】

|    | 施策                 | 令和6年度            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------------|------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 収集・運搬体制の維持（許可業者指導） | 許可業者指導（年2回以上の協議） |       |       |       |        |

**施策5****し尿収集運搬業の許可****【既定計画期間の取り組みと課題】**

安定かつ継続した収集・運搬体制維持のため、現在、地域別に行っているし尿収集・運搬に関する新たな許可は行っていない。今後、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量はいずれも減少することが見込まれるものの、なくなることはないため、引き続き適正に収集・運搬可能な体制を整えておく必要があります。

**【施策の方向】**

し尿収集・運搬に関する許可は、エリアの見直し等を行う場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

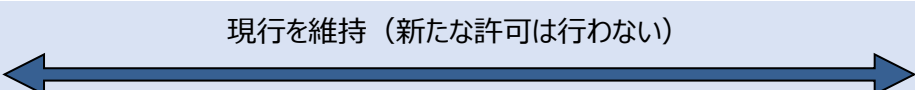
**【業者の役割】**

- 収集運搬許可業者は、本市の適正処理推進に協力するため、定量的な収集を行いましょう。

**【行政の役割】**

- 収集運搬許可業者に対し、定量的な収集を指導します。
- し尿・浄化槽汚泥の排出量、収集運搬許可業者の状況、下水道の普及等に注視し、必要に応じて収集・運搬エリアの見直しを検討します。

**【施策スケジュール】**

|    | 施 策                | 令和6年度                                                                                                     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | し尿収集<br>運搬業の<br>許可 | <br>現行を維持（新たな許可は行わない） |       |       |       |        |

### 3. 中間処理計画・最終処分計画

#### (1) 中間処理・最終処分に関する目標

- 本市が運営するし尿処理施設は、定期検査の実施と計画的な補修などを行うことにより、安定的な処理を目指します。

#### (2) 中間処理・最終処分の方法

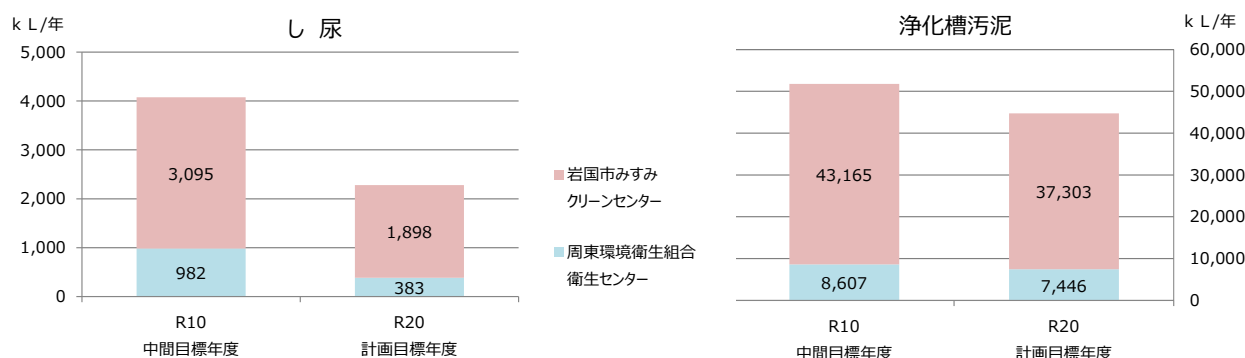
し尿・浄化槽汚泥の中間処理（水処理）は現行通りとします。みすみクリーンセンターから発生する汚泥等（汚泥、し渣及び沈砂）はサンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰等はセメント原料化します。周東環境衛生組合の衛生センターから発生する汚泥等は焼却処理し、焼却灰等はセメント原料化します。

#### ● 中間処理の方向性

| 地域別                             | 処理施設           |
|---------------------------------|----------------|
| 岩国地域・本郷地域<br>・錦地域・美川地域<br>・美和地域 | 岩国市みすみクリーンセンター |
| 玖珂地域・周東地域<br>・由宇地域              | 周東環境衛生組合衛生センター |

■ 表 4-15 施設別処理量

| 施 設                | 地 域                  | 種 別   | 中間目標年度<br>(令和10年度) | 計画目標年度<br>(令和20年度) |
|--------------------|----------------------|-------|--------------------|--------------------|
| 岩国市みすみ<br>クリーンセンター | 岩国地域<br>玖北地域         | し 尿   | 3,095 k L/年        | 1,898 k L/年        |
|                    |                      | 浄化槽汚泥 | 43,165 k L/年       | 37,303 k L/年       |
| 周東環境衛生組合<br>衛生センター | 玖珂地域<br>周東地域<br>由宇地域 | し 尿   | 982 k L/年          | 383 k L/年          |
|                    |                      | 浄化槽汚泥 | 8,607 k L/年        | 7,446 k L/年        |



■ 図 4-13 種別（し尿・浄化槽汚泥）処理量

### (3) 中間処理・最終処分に関する施策

#### 施策6 みすみクリーンセンターによる集約処理

##### 【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、平成30年4月からみすみクリーンセンターにおいて集約処理を開始しています。

令和5年度現在、玖珂地域・周東地域のし尿・浄化槽汚泥は「岩国市真水苑」で処理しています。

##### 【施策の方向】

みすみクリーンセンターは、安定した処理ができるよう施設の維持管理を行っていきます。

玖珂地域・周東地域からのし尿・浄化槽汚泥は、令和5年度末に「岩国市真水苑」を稼働停止することに伴い、令和6年度から「周東環境衛生組合衛生センター」で処理します。由宇地域のし尿・浄化槽汚泥は、令和5年度に引き続き「周東環境衛生組合衛生センター」で処理します。

##### 【行政の役割】

- みすみクリーンセンターの維持管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の安定した処理を行います。
- 効率的な処理体制構築のため、周東環境衛生組合及び組合構成市町との協議を行います。

##### 【施策スケジュール】

|    | 施策             | 令和6年度                             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|----------------|-----------------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | し尿・浄化槽汚泥の集約処理等 | 岩国地域・玖北地域のし尿・浄化槽汚泥をみすみクリーンセンターで処理 |       |       |       |        |
|    |                | みすみクリーンセンターの維持管理                  |       |       |       |        |

##### 【参考】

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 周東環境衛生組合 | 玖珂地域・周東地域・由宇地域のし尿及び浄化槽汚泥を処理 |
|----------|-----------------------------|

**施策 7****汚泥等の集約処理****【既定計画期間の取り組みと課題】**

みすみクリーンセンターで発生する汚泥等（汚泥、し渣、沈砂）は、みすみクリーンセンターで焼却処理し、減容化して日の出町最終処分場に埋め立て（最終処分）していましたが、平成31年4月から、サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用しています。

周東環境衛生組合の衛生センターで発生するし渣についても、サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用しています。

**【施策の方向】**

継続して、サンライズクリーンセンターにおいて、みすみクリーンセンターで発生する汚泥等を集約処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用します。

**【行政の役割】**

- サンライズクリーンセンターで焼却処理を安定させるため、みすみクリーンセンターにおける定期的な機器の維持管理により、搬出する汚泥等の安定した性状維持に努めます。

**【施策スケジュール】**

|    | 施 策      | 令和6年度                                                                    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|----------|--------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 汚泥等の集約処理 | <div> <div>←</div> <div>汚泥等をサンライズクリーンセンターで焼却処理</div> <div>→</div> </div> |       |       |       |        |



## 4. 有効利用の推進

### (1) 有効利用に関する目標

- し尿・浄化槽汚泥の処理工程で発生する汚泥、し渣、沈砂は、セメント原料化し、有効利用します。

### (2) 有効利用に関する施策

#### 施策8 汚泥等の有効利用

##### 【既定計画期間の取り組みと課題】

「みすみクリーンセンター」から排出される汚泥等（汚泥、し渣、沈砂）について、平成31年4月より「サンライズクリーンセンター」での受け入れを開始しています。

周東環境衛生組合の衛生センターでは、汚泥を委託によりたい肥化しています。し渣はサンライズクリーンセンターで受け入れしています。沈砂は委託処理しています。

##### 【施策の方向】

「岩国市みすみクリーンセンター」から発生する汚泥等は、サンライズクリーンセンターへ搬入して焼却処理し、焼却灰等のセメント原料化により有効利用を図ります。

「周東環境衛生組合衛生センター」から発生する汚泥等は、焼却処理し、焼却灰等のセメント原料化により有効利用を図ります。

##### ●汚泥等の有効利用方法

|                      |                                 |
|----------------------|---------------------------------|
| みすみクリーンセンター<br>(本市)  | サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料化 |
| 衛生センター<br>(周東環境衛生組合) | 焼却処理し、焼却灰をセメント原料化               |

##### 【行政の役割】

- し尿処理施設の適正管理を行い、汚泥等の有効利用を継続します。
- 焼却処理できるよう、汚泥等の性状を適正に管理します。

##### 【施策スケジュール】

|    | 施策       | 令和6年度             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|----------|-------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 汚泥等の有効利用 | セメント原料化（本市）       |       |       |       |        |
|    |          | セメント原料化（周東環境衛生組合） |       |       |       |        |

## 5. その他の計画

### 施策9 災害廃棄物対策

#### 【既定計画期間の取り組みと課題】

これまで災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「岩国市地域防災計画」にしたがい適正処理を行うこととしてきました。頻発する災害に備え、令和5年1月に「岩国地域災害廃棄物処理計画」を改訂しました。

#### 【施策の方向】

災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい適正処理を行います。そのため、早急に災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市町、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。

「岩国地域災害廃棄物処理計画」は、本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

#### 【市民・事業者の役割】

- 災害が発生した場合は、本市の対応策に協力しましょう。

#### 【行政の役割】

- 災害発生時に迅速に対応するための体制づくりを進めます。
- 市民・事業者に対し、「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。

#### 【施策スケジュール】

|    |               | 令和6年度                                                                                        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|
| 継続 | 災害廃棄物に関する情報発信 | 継続<br>   |       |       |       |        |
| 継続 | 災害廃棄物処理計画の周知  | 周知継続<br> |       |       |       |        |



## 第5編 計画の進行管理

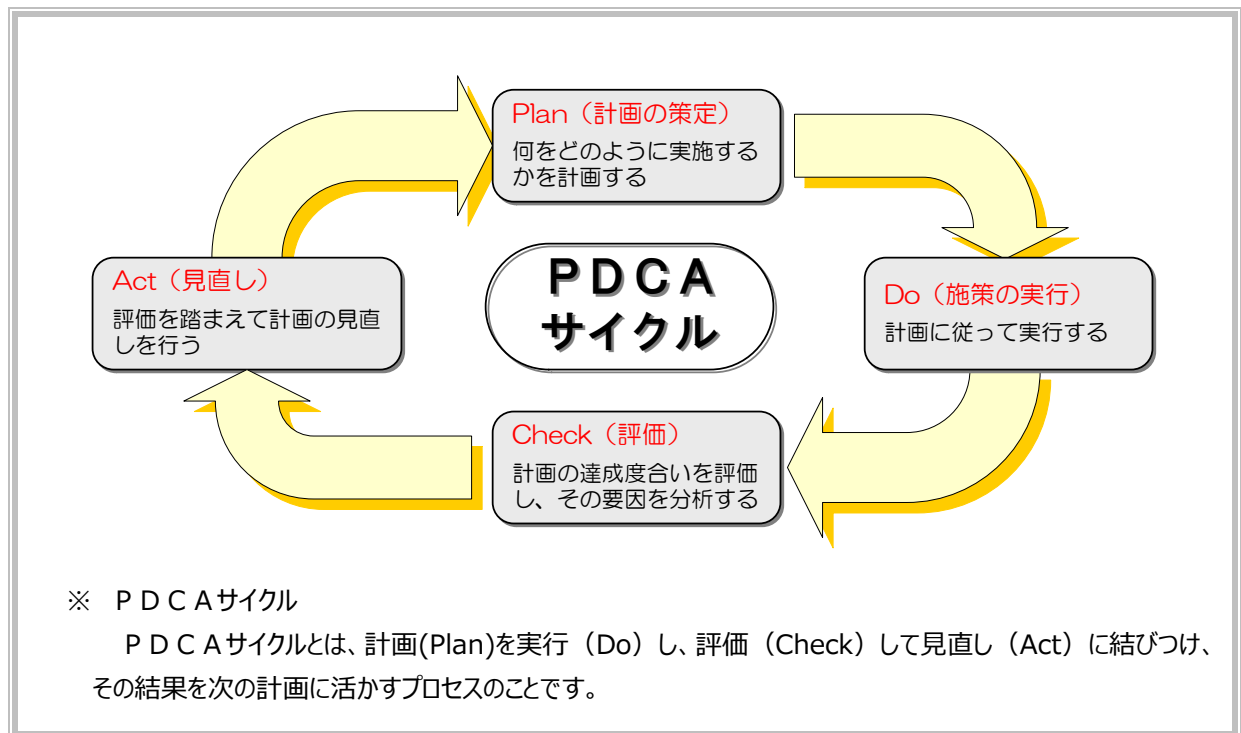
「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。  
錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より 350 年を迎えます。



## 第1節 計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていく必要があります。

そのため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に管理していくものとします。



■ 図 5 -1 計画の進行管理手法

## 第2節 計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物の処理状況を清掃事業概要として取りまとめ、公表します。なお、計画の進行管理のための指標は、以下の通りです。

| 〔ごみ〕              |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 進行管理指標            | 算出式など                    |
| 1人1日平均ごみ総排出量      | ごみ総排出量 ÷ 365 日 ÷ 行政区域内人口 |
| リサイクル率            | 総資源化量 ÷ ごみ総排出量           |
| 最終処分率             | 最終処分量 ÷ ごみ総排出量           |
| 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量 | 焼却量 × プラスチックなどの割合 × 排出係数 |
| 1人あたり年間処理経費       | 年間処理経費 ÷ 行政区域内人口         |
| 〔生活排水〕            |                          |
| 進行管理指標            | 算出式など                    |
| 生活排水処理率           | 生活排水処理人口 ÷ 行政区域内人口       |
| 1人あたり年間処理経費       | 年間処理経費 ÷ 行政区域内人口         |

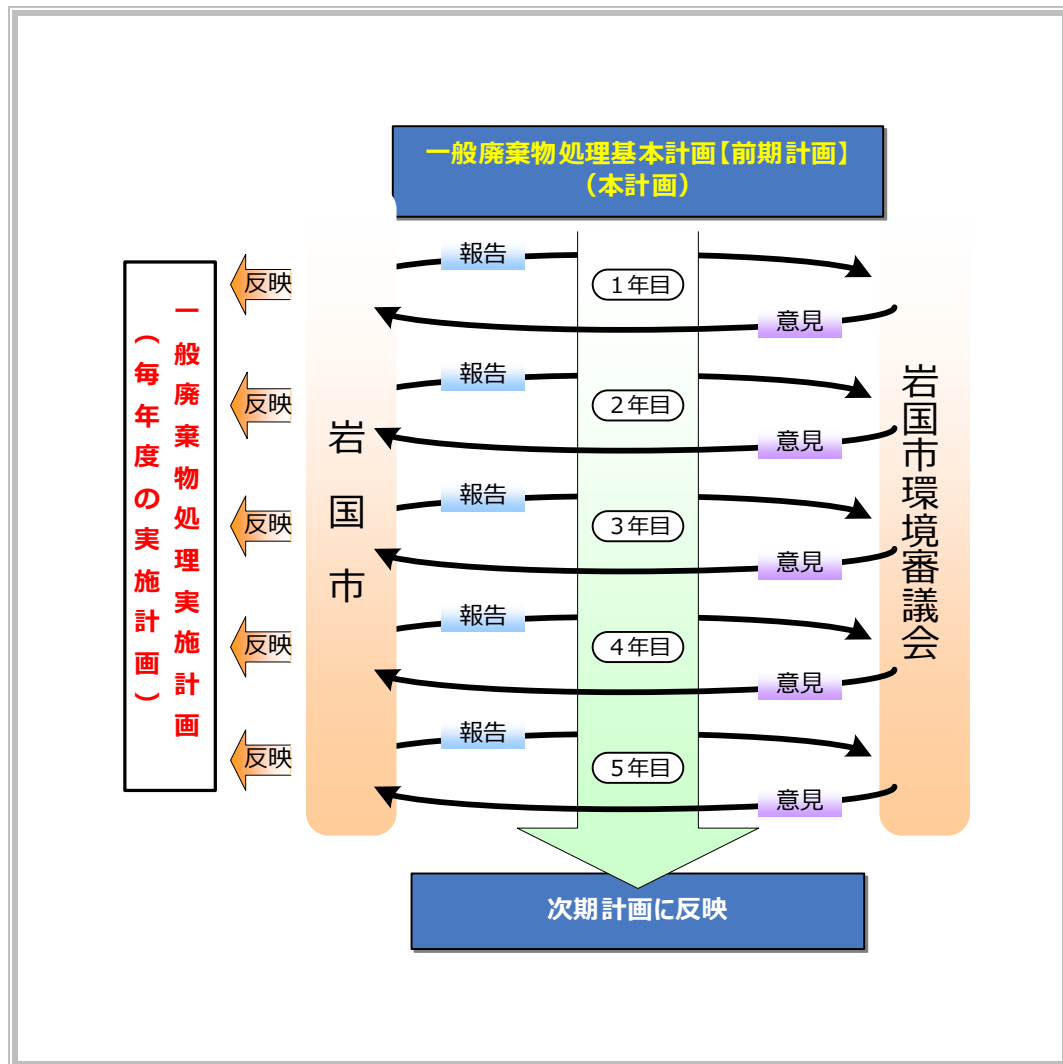
■ 図 5-2 計画の進行管理指標



### 第3節 進行管理体制

本計画の進行管理は、本市において管理指標等により行います。

また、岩国市環境審議会に毎年度の管理指標項目の結果を報告し、施策展開等について意見を求め、これを毎年度の一般廃棄物処理実施計画に反映させていくものとします。



■ 図 5-3 計画の進行管理体制